官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○消費者庁組織令の一部を改正する政令（五八）　三
○法務省組織令の一部を改正する政令（五九）　四
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（六〇）　四
○職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（六一）　四
○警察庁組織令の一部を改正する政令（六二）　四
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（六三）　五
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（六四）　五
○国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令（六五）　五

〔府　令〕
○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一六）　六

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一三）　六
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（法務九）　七
○国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一九）　一四
○航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令（国土交通一五）　一六

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産四）　一九
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同五）　三〇
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同六）　三一
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産四五六）　三一
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同四五七）　三一
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同四五八）　三二
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示（国土交通一九一）　三三
○航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示（同一九二）　三四
○標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（同一九三）　三四
○道路に関する件（関東地方整備局一〇三）　三六
○都市計画に関する件（同一〇四～一一〇）　三六
○都市計画に関する件（近畿地方整備局三五～三七）　三九
○都市計画に関する件（四国地方整備局一六～一九）　三九
○道路に関する件（九州地方整備局三三）　三〇
○道路に関する件（北海道開発局一九～二五）　三〇

〔官庁報告〕
官庁事項　三一
緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画変更の公表について（総務省）　三一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三六
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、税理士登録者、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　一八五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一八六
会社その他
会社決算公告　一九一

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇**消費者庁組織令の一部を改正する政令**（政令第五八号）（消費者庁）

1　参事官一名の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**法務省組織令の一部を改正する政令**（政令第五九号）（法務省）

1　矯正管区及びその内部組織の名称を変更することとした。（第六一条及び第六二条関係）

2　民事局及び保護局に置かれる参事官の設置期間の特例を廃止することとした。（改正前の附則第二項及び第四項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第六〇号）（厚生労働省）

1　医政局の参事官の職務のうち、医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品のうち特に重要なものの研究及び開発の支援に関する事務を同局研究開発政策課に移管することとした。（第三九条及び第三九条の二関係）

2　健康・生活衛生局総務課の所掌する製菓衛生師に関する事務を同局食品監視安全課に移管することとした。（第四一条及び第四六条関係）

3　社会・援護局総務課の所掌する困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関する事務及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護に関する事務を同局地域福祉課に移管することとした。（第一〇一条及び第一〇三条関係）

4　社会・援護局地域福祉課の所掌する消費生活協同組合の事業に関する事務を同局福祉基盤課に移管することとした。（第一〇三条及び第一〇四条関係）

5　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令**（政令第六一号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第二項の国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職について、独立行政法人統計センターに置かれる統計編成部に置かれる人口・消費統計編成調整官及び経済統計編成調整官の廃止に伴う改正を行うこととした。（第一三条第一項第一五号ロ関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**警察庁組織令の一部を改正する政令**（政令第六二号）（警察庁）

1　警備局警備企画課及び同局警備運用部警備第一課の所掌事務を改めることとした。（第三七条及び第四一条関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令**（政令第六三号）（農林水産省）

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係

東日本大震災に係る中小漁業融資保証法等の特例の適用期間を令和八年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令等の特例の適用期間を令和八年三月三一日まで延長することとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第六四号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、一五億円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、一兆三、五六九億二、八三〇万七、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、二、二〇〇万円に改めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第六五号）（厚生労働省）

一　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

1　市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を九八七円から一、〇〇九円に、受給権者一人当たりの基準額を七三八円から七五四円に、保険料免除者一人当たりの基準額を二、〇二二円から二、〇六六円に改定することとした。

2　市町村に交付する福祉年金事務費交付金の算定基礎となる福祉年金の受給権者一人当たりの基準額を五八円から六〇円に改定することとした。

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を一、九三一円から一、九八五円に改定することとした。

2　指定都市に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を三、八八五円から三、九九三円に改定することとした。

3　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を一、九五四円から二、〇〇八円に改定することとした。

三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特定障害者一人当たりの基準額を二、六〇一円から二、六六二円に改定することとした。

四　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第四条関係）

市町村に交付する年金生活者支援給付金事務費交付金の算定基礎となる年金生活者支援給付金の支給の認定の請求一件当たりの基準額を二、一三一円から二、一八〇円に改定することとした。

五　この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十八号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五十九号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項及び法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の表札幌矯正管区の項中「札幌矯正管区」を「北海道矯正管区」に改め、同表仙台矯正管区の項中「仙台矯正管区」を「東北矯正管区」に改め、同表東京矯正管区の項中「東京矯正管区」を「関東矯正管区」に改め、同表名古屋矯正管区の項中「名古屋矯正管区」を「中部矯正管区」に改め、同表大阪矯正管区の項中「大阪矯正管区」を「近畿矯正管区」に改め、同表広島矯正管区の項中「広島矯正管区」を「中国矯正管区」に改め、同表高松矯正管区の項中「高松矯正管区」を「四国矯正管区」に改め、同表福岡矯正管区の項中「福岡矯正管区」を「九州矯正管区」に改める。

第六十二条第一項中「第一部」を「総務企画部」に、「第二部」を「成人矯正部」に、「第三部」を「少年矯正部」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、第五項を第三項とする。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年三月十九日

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第八号中「第百一条第九号」を「第百三条第五号」に改める。

第三十九条第一号中「及び参事官」を削り、同条第二号中「並びに他課及び参事官」を「及び他課」に改める。

第三十九条の二中「第一号に掲げる事務を分掌し、及び第二号から第四号までに」を「、次に」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四十一条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第四十六条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　製菓衛生師に関すること。

第百一条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

第百三条第四号を次のように改める。

四　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。

第百三条中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護に関すること。

第百四条中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　消費生活協同組合の事業に関すること。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十一号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十五号ロ中「、人口・消費統計編成調整官、経済統計編成調整官」を削り、「統計編成統括官」の下に「、人口・消費統計編成調整官及び経済統計編成調整官」を加える。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十二号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第四十一条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の施行に関すること。

第四十一条第二号の次に次の一号を加える。

三　部の事務に関する法令の調査及び研究に関すること。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条まで、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第二項、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第五項、特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第六条第二項、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条から第十条までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十四号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十三億九千万円」を「十五億円」に改める。

第二条中「一兆二千二百三十五億千二百四十五万九千円」を「一兆三千五百六十九億二千八百三十万七千円」に改める。

第三条中「二千万円」を「二千二百万円」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十五号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第一条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「九百八十七円」を「千九円」に改め、同条第二号中「七百三十八円」を「七百五十四円」に改め、同条第三号中「二千二十二円」を「二千六十六円」に改め、同条第四号中「五十八円」を「六十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千九百三十一円」を「千九百八十五円」に改める。

第二条中「千九百三十一円」を「千九百八十五円」に、「三千八百八十五円」を「三千九百九十三円」に改める。

第三条中「千九百五十四円」を「二千八円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「二千六百一円」を「二千六百六十二円」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「二千百三十一円」を「二千百八十円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　令和六年度分として交付する交付金

二　第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　令和六年度分として交付する事務費

三　第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和六年度分として交付する交付金

四　第四条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和六年度分として交付する交付金

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

府　令

○内閣府令第十六号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官） **第一条**　総務課に、人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官それぞれ一人を置く。 ［2～10　略］	（人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官） **第一条**　総務課に、人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）一人、サイバーセキュリティ・情報化企画官一人及び企画官二人を置く。 ［2～10　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第十三号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十九日

総務大臣　村上誠一郎

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（道府県に係る十二月分の算定方法） **第二条**　各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。 一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号、第五十八号、第六十号、第六十四号及び第六十六号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道	（道府県に係る十二月分の算定方法） **第二条**　各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。 一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号、第五十八号、第六十号、第六十四号及び第六十六号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道

府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
［一～五　略］	次の各号によつて算定した額の合算額とする。
六　前年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式Ⅻに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に〇・四七五を乗じて得た額（平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。）	［一～四　略］ 五　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式Ⅻに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。） ［六～八　略］
［七～六十六　略］	［一・三　略］ ［2～4　略］

府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
［一～五　同上］	次の各号によつて算定した額の合算額とする。
六　前年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式Ⅹⅷに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に〇・四七五を乗じて得た額（平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。）	［一～四　同上］ 五　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式Ⅹⅷに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。） ［六～八　同上］
［七～六十六　同上］	［一・三　同上］ ［2～4　同上］

（道府県に係る三月分の算定方法）

第四条　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額の合算額（第十号二、第十四号、第十九号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第四十一号、第四十八号、第五十二号、第五十三号、第五十五号、第五十六号、第五十七号一、第六十号から第六十三号まで、第六十八号、第六十九号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十八号、第九十二号、第九十四号から第九十六号まで及び第九十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額 次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第二条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額 合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

項目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	
三　市町村の合併の促進に要する経費があること。	

（道府県に係る三月分の算定方法）

第四条　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額の合算額（第十号二、第十四号、第十九号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第四十一号、第四十八号、第五十二号、第五十三号、第五十五号、第五十六号、第五十七号一、第六十号から第六十三号まで、第六十八号、第六十九号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十八号、第九十二号、第九十四号から第九十六号まで及び第九十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額 次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第二条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額 合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

項目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	
三　市町村の合併の促進に要する経費があること。	

四　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。

五　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

六　活動火山対策に要する経費があること。

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第二条第一項第一号の表第六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によって算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

四　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。

五　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

六　活動火山対策に要する経費があること。

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第二条第一項第一号の表第六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によって算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

七　特定の疾病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行するはぶ咬症の予防事業に要する経費のうち、当該年度において道府県が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二　前号に掲げる疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　第一号に掲げる疾病以外の特定の疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

八　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。

鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第四項及び第五項の規定に基づき国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

九　特別支援学校等の経常費助成に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特別支援学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　特別支援学級に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　障害児幼稚園に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四　過疎地域（私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）第四条第一項第二号ハに規定する文部科学大臣が定める地域をいう。）内の私立高等学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

十　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十一　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

七　特定の疾病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行するはぶ咬症の予防事業に要する経費のうち、当該年度において道府県が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二　前号に掲げる疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　第一号に掲げる疾病以外の特定の疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

八　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。

鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第四項及び第五項の規定に基づき国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

九　特別支援学校等の経常費助成に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特別支援学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　特別支援学級に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　障害児幼稚園に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四　過疎地域（私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）第四条第一項第二号ハに規定する文部科学大臣が定める地域をいう。）内の私立高等学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

十　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十一　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

十二　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十三　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、健全化法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び健全化法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×0.8＋B）×0.5－C

算式の符号

A　中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　中小企業対策として当該道府県が行つた信用保証協会への出えんのために借り入れた地方債（平成10年度又は平成11年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

十四　中小企業対策に要する経費があること。

十二　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十三　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、健全化法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び健全化法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×0.8＋B）×0.5－C

算式の符号

A　中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　中小企業対策として当該道府県が行つた信用保証協会への出えんのために借り入れた地方債（平成10年度又は平成11年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

十四　中小企業対策に要する経費があること。

十五　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特殊地下壕等対策事業のために国が交付する補助金（次号において「特殊地下壕等対策事業補助金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち道府県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

二　特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕等対策事業補助金の交付を受けて施行するものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

十六　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十七　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。

医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

十八　満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{180,040円}{}$$

A　当該年度中に満３歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数

十九　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

二十　鉱害対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する前号以外の鉱害対策事業及び単独事業として施行する鉱害対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特殊地下壕等対策事業のために国が交付する補助金（次号において「特殊地下壕等対策事業補助金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち道府県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

二　特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕等対策事業補助金の交付を受けて施行するものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

十六　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十七　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。

医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

十八　満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{173,940円}{}$$

A　当該年度中に満３歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数

十九　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

二十　鉱害対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する前号以外の鉱害対策事業及び単独事業として施行する鉱害対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

外国船舶の座礁等により排出された油（船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第六号に規定する原油等のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものに限る。）を防除するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十二　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第三十九号一によつて算定した額を控除した額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第三十九号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に当該道府県が行う災害による被害を受けた水産業者に対する利子補給に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

二十三　被災水産業者対策に要する経費があること。

二十四　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。

災害拠点病院、災害拠点精神科病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄における救急医療のために行う備蓄に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十五　病院内保育所の運営に要する経費があること。

病院内保育所の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十一　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

外国船舶の座礁等により排出された油（船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第六号に規定する原油等のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものに限る。）を防除するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十二　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第三十九号一によつて算定した額を控除した額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第三十九号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に当該道府県が行う災害による被害を受けた水産業者に対する利子補給に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

二十三　被災水産業者対策に要する経費があること。

二十四　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。

災害拠点病院、災害拠点精神科病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄における救急医療のために行う備蓄に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十五　病院内保育所の運営に要する経費があること。

病院内保育所の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.8）－B

算式の符号

A　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

二十六　救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。

国の補助を受けて実施する耐震改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（民間の要緊急安全確認大規模建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。）のうち防災拠点として道府県が指定したものに対する耐震改修に要する経費にあつては〇・七）を乗じて得た額とする。

二十七　耐震改修事業に要する経費があること。

国の補助を受けて実施するアスベスト改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十八　アスベスト改修事業に要する経費があること。

集落支援員の設置、集落の現状把握その他の集落についての点検及び集落のあり方その他の事項について検討を行うための話し合いに要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

二十九　集落対策に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域おこし協力隊員としての任期を終了した者が定住するための空き家の改修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十一　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十二　指定暴力団対策に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.8）－B

算式の符号

A　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

二十六　救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。

国の補助を受けて実施する耐震改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（民間の要緊急安全確認大規模建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。）のうち防災拠点として道府県が指定したものに対する耐震改修に要する経費にあつては〇・七）を乗じて得た額とする。

二十七　耐震改修事業に要する経費があること。

国の補助を受けて実施するアスベスト改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十八　アスベスト改修事業に要する経費があること。

集落支援員の設置、集落の現状把握その他の集落についての点検及び集落のあり方その他の事項について検討を行うための話し合いに要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

二十九　集落対策に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域おこし協力隊員としての任期を終了した者が定住するための空き家の改修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十一　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十二　指定暴力団対策に要する経費があること。

三十三　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

当該年度において赤潮対策に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　不発弾等の処理等のために国の補助金等を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額

二　不発弾等の処理等のために行う事業（国の補助金等を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号イの表第三十号において「実施基準掲載医療機関」という。）に対する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の道府県が助成を行つている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）

α　1から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

三十四　赤潮対策に要する経費があること。

三十五　不発弾等の処理等に要する経費があること。

三十六　地すべり対策に要する経費があること。

三十七　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

三十三　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

当該年度において赤潮対策に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　不発弾等の処理のために国が交付する交付金（次号において「不発弾等処理交付金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額

二　不発弾等の処理事業（不発弾等処理交付金を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号イの表第三十号において「実施基準掲載医療機関」という。）に対する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の道府県が助成を行つている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）

α　1から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

三十四　赤潮対策に要する経費があること。

三十五　不発弾等の処理等に要する経費があること。

三十六　地すべり対策に要する経費があること。

三十七　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

三十八　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

三十九　文化財の災害復旧に要する経費があること。

四十　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

四十一　私立専修学校高等課程の授業料軽減を含めた支援に要する経費があること。

四十二　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

四十三　地域鉄道支援に要する経費があること。

当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定又は登録された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十二号によつて算定した額を控除した額とする。

国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×12,800円

算式の符号

A　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数

二　私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

三十八　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

三十九　文化財の災害復旧に要する経費があること。

四十　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

四十一　私立専修学校高等課程の授業料軽減を含めた支援に要する経費があること。

四十二　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

四十三　地域鉄道支援に要する経費があること。

当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定又は登録された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十二号によつて算定した額を控除した額とする。

国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×12,800円

算式の符号

A　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数

二　私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

四十四　渇水対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 二　渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 三　渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額
四十五　被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。	当該年度において、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
四十六　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。	新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
四十七　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。	国の補助金を受けて実施する民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。
四十八　分散型エネルギーインフラプロジェクトの導入の可能性に関する調査及び地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画の策定に要する経費があること。	分散型エネルギーインフラプロジェクトの導入の可能性に関する調査及び地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画の策定に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
四十九　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一一七、〇〇〇円を乗じて得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・四を乗じて得た額とする。

四十四　渇水対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 二　渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 三　渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額
四十五　被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。	当該年度において、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
四十六　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。	新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
四十七　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。	国の補助金を受けて実施する民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。
四十八　分散型エネルギーインフラプロジェクトの導入の可能性に関する調査及び地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画の策定に要する経費があること。	分散型エネルギーインフラプロジェクトの導入の可能性に関する調査及び地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画の策定に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
四十九　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一一六、〇〇〇円を乗じて得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・四を乗じて得た額とする。

五十　奄美群島振興に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する奄美群島振興開発特別措置法第八条に規定する交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十一　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ×0.8）×0.8

算式の符号

Ａ　前年度の２月１日から当該年度の１月31日までの間に当該道府県が行う高齢者等の雪下ろしに係る経済的負担に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　高齢者等の雪下ろしに係る安全対策に関する普及啓発及び担い手の育成並びに共同して雪下ろしを行う組織等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十一　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ）×0.5

算式の符号

Ａ　公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）

Ｂ　一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十二　空き家対策に要する経費があること。

空き家対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十四　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
水道法の規定による水道事業の認可等に係る事務	一三、一〇〇円

五十　奄美群島振興に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する奄美群島振興開発特別措置法第八条に規定する交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十一　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ×0.8）×0.8

算式の符号

Ａ　前年度の２月１日から当該年度の１月31日までの間に当該道府県が行う高齢者等の雪下ろしに係る経済的負担に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　高齢者等の雪下ろしに係る安全対策に関する普及啓発及び担い手の育成並びに共同して雪下ろしを行う組織等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十一　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ）×0.5

算式の符号

Ａ　公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）

Ｂ　一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十二　空き家対策に要する経費があること。

空き家対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十四　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
水道法の規定による水道事業の認可等に係る事務	一三、一〇〇円

五十五　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

五十六　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

五十七　移住・定住対策に要する経費があること。

五十八　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

五十九　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

六十　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

当該道府県が大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下この号及び第七十五号において同じ。）と協定を締結し、連携して行う雇用創出及び若者定着の取組（以下この号において「大学等と連携した取組」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。ただし、公立の大学等と大学等と連携した取組を行う道府県にあつては、総務大臣が調査した額のうち当該取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額及び総務大臣が調査した額のうち公立の大学等を除く大学等との大学等と連携した取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）の合算額（当該額が二四、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二四、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該道府県が当該年度に出えんした額及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。）とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一・〇）を乗じて得た額とする。

国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

国の補助金を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十五　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

五十六　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

五十七　移住・定住対策に要する経費があること。

五十八　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

五十九　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

六十　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

当該道府県が大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下この号及び第七十五号において同じ。）と協定を締結し、連携して行う雇用創出及び若者定着の取組（以下この号において「大学等と連携した取組」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。ただし、公立の大学等と大学等と連携した取組を行う道府県にあつては、総務大臣が調査した額のうち当該取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額及び総務大臣が調査した額のうち公立の大学等を除く大学等との大学等と連携した取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）の合算額（当該額が二四、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二四、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該道府県が当該年度に出えんした額及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。）とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一・〇）を乗じて得た額とする。

国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

国の補助金を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

六十一　地方創生の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×0.5

算式の符号

Ａ　地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

六十二　投票所への移動支援等に要する経費があること。

道府県の議会の議員及び長の選挙に要する経費について、次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に要する費用について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所をその管理に属しない建物に設けた場合における当該建物の借料について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

四　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所における混雑を緩和するために警備又は誘導に係る事務を第三者に委託等した場合における当該委託等に要する経費について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する巡回診療航空機運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十三　巡回診療航空機の運航等に要する経費があること。

六十四　病害虫等の防除に要する経費があること。

病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第二十八号の森林病害虫等防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

六十一　地方創生の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×0.5

算式の符号

Ａ　地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

六十二　投票所への移動支援等に要する経費があること。

道府県の議会の議員及び長の選挙に要する経費について、次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に要する費用について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所をその管理に属しない建物に設けた場合における当該建物の借料について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

四　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所における混雑を緩和するために警備又は誘導に係る事務を第三者に委託等した場合における当該委託等に要する経費について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する巡回診療ヘリコプター運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十三　巡回診療ヘリコプターの運航等に要する経費があること。

六十四　病害虫等の防除に要する経費があること。

病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第二十八号の森林病害虫等防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

六十五　貝毒対策に要する経費があること。

六十六　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。

六十七　湖沼の水質保全に要する経費があること。

六十八　除排雪に要する経費があること。

六十九　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。

七十　塩害対策に要する経費があること。

七十一　災害復旧等に従事させるため採用した

貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

山岳遭難に係る救助若しくは対策又は海難救助若しくは対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

塩害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇

六十五　貝毒対策に要する経費があること。

六十六　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。

六十七　湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。

六十八　除排雪に要する経費があること。

六十九　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。

七十　塩害対策に要する経費があること。

七十一　災害復旧等に従事させるため採用した

貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

山岳遭難に係る救助若しくは対策又は海難救助若しくは対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

塩害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇

職員に要する経費があること。

七十二　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

七十三　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

七十四　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

七十五　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.6

算式の符号

A　地域連携センター（公立の大学等において地方団体等と連携して地域の課題の解決を図る取組を行う組織をいう。次号において同じ。）の運営のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域連携センターの運営のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

職員に要する経費があること。

七十二　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

七十三　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

七十四　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

七十五　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.6

算式の符号

A　地域連携センター（公立の大学等において地方団体等と連携して地域の課題の解決を図る取組を行う組織をいう。次号において同じ。）の運営のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域連携センターの運営のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十六　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する事業等に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域をいう。次条第一項第三号イの表第六十六号において同じ。）における地域社会の維持に関する事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十七　へき地患者輸送航空機の運航等に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するへき地患者輸送航空機運航支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七十八　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　個人が道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行おうとする者をいう。以下この号及び次号において同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、道府県が当該寄附金を財源に行う補助（次号において「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（次号において「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十六　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する事業等に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域をいう。次条第一項第三号イの表第六十六号において同じ。）における地域社会の維持に関する事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十七　へき地患者輸送航空機の運航等に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するへき地患者輸送航空機運航支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七十八　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　個人が道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行おうとする者をいう。以下この号及び次号において同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、道府県が当該寄附金を財源に行う補助（次号において「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（次号において「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十一　屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）

算式

A×0.5

算式の符号

A　屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額

二　次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設の整備に対する補助をする道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）

算式

A×0.5

算式の符号

A　民間事業者等（たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこ及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。）の製造、卸売又は輸入をする者を除く。）が実施する屋外分煙施設の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が当該補助の対象となる整備に要する経費に0.5を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額）又は2,500,000円のいずれか少ない額

地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十二　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。

八十三　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。

大規模災害により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

八十四　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号に規定する特定大規模災害等をいう。）により被災した鉄道事業者が国の補助金を受けて実施する代替輸送運行に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十一　屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

A×0.5

算式の符号

A　屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額

八十二　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。

地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十三　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。

大規模災害により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

八十四　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号に規定する特定大規模災害等をいう。）により被災した鉄道事業者が国の補助金を受けて実施する代替輸送運行に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十五　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の交付金を受けて実施する特定地域づくり事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十六　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5

算式の符号

A　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十七　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十八　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。

八十五　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の交付金を受けて実施する特定地域づくり事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十六　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5

算式の符号

A　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十七　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十八　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。

八十九　鳥獣の駆除に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。
	一　鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の規定に基づき事業実施地区内の市町村が定める被害防止計画において同計画の対象とされているものに限る。次号において同じ。）の広域捕獲活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
	二　鳥獣の広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
	国の補助金を受けて施行する被災者見守り・相談支援等事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
九十　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。	
九十一　利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費があること。	河川法第五十一条の二に規定する利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
九十二　都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費があること。	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
九十三　緊急消防援助隊の派遣又は出動準備に伴う経費があること。	被災地域への緊急消防援助隊の派遣又は出動準備に伴う経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
九十四　特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。	特定都市河川浸水被害対策推進事業又は官民連携浸水対策下水道事業のために国が補助金を交付する民間事業者等に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十九　鳥獣の駆除に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。
	一　鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の規定に基づき事業実施地区内の市町村が定める被害防止計画において同計画の対象とされているものに限る。次号において同じ。）の広域捕獲活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
	二　鳥獣の広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
	国の補助金を受けて施行する被災者見守り・相談支援等事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
九十　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。	
九十一　利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費があること。	河川法第五十一条の二に規定する利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
九十二　都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費があること。	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
九十三　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。	被災地域への緊急消防援助隊の派遣に伴う経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
九十四　特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。	特定都市河川浸水被害対策推進事業又は官民連携浸水対策下水道事業のために国が補助金を交付する民間事業者等に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十五　私立専修学校の専門課程のうち職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定した課程に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十六　所有者不明土地等対策に要する経費があること。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（所有者不明土地対策計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされたものに限る。）の対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十七　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）第二十四条第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する鉄道事業再構築事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額

二　地域公共交通活性化再生法第十四条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた道路運送高度化実施計画、同法第二十七条の三第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域旅客運送サービス継続実施計画又は同法第二十七条の十五第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する道路運送高度化事業、地域旅客運送サービス継続事業又は地域公共交通利便増進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

国の交付金を受けて実施する建築物火災安全改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十八　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

九十九　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の交付金を受けて実施する特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この号において同じ。）の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

九十五　私立専修学校の専門課程のうち職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定した課程に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十六　所有者不明土地等対策に要する経費があること。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（所有者不明土地対策計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされたものに限る。）の対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十七　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）第二十四条第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する鉄道事業再構築事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額

二　地域公共交通活性化再生法第十四条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた道路運送高度化実施計画、同法第二十七条の三第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域旅客運送サービス継続実施計画又は同法第二十七条の十五第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する道路運送高度化事業、地域旅客運送サービス継続事業又は地域公共交通利便増進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

国の交付金を受けて実施する建築物火災安全改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十八　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

九十九　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の交付金を受けて実施する特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この号において同じ。）の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　地方単独事業として実施する特定外来生物の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　地方自治法第252条の２第１項に規定する連携協約（以下「連携協約」という。）に基づき市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。）

B　連携協約に基づき市町村に派遣する専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が専門人材一人につき6,223,000円を超えるときは、6,223,000円とする。）

百　連携協約に基づく専門人材の確保に要する経費があること。

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　災害復旧に要する経費が多額であること。

ロ　防災対策に要する経費が多額であること。

ハ　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

ニ　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

ホ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ヘ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ト　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

チ　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

リ　自然環境の保全に要する経費が多額であること。

ヌ　エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。

ル　公害対策に要する経費が多額であること。

ヲ　不法投棄対策に要する経費が多額であること。

ワ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

カ　鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。

ヨ　交通安全対策に要する経費が多額であること。

タ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

レ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ソ　ダム対策に要する経費が多額であること。

ツ　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

ネ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ナ　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

二　地方単独事業として実施する特定外来生物の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

［新設］

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　災害復旧に要する経費が多額であること。

ロ　防災対策に要する経費が多額であること。

ハ　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

ニ　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

ホ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ヘ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ト　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

チ　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

リ　自然環境の保全に要する経費が多額であること。

ヌ　エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。

ル　公害対策に要する経費が多額であること。

ヲ　不法投棄対策に要する経費が多額であること。

ワ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

カ　鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。

ヨ　交通安全対策に要する経費が多額であること。

タ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

レ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ソ　ダム対策に要する経費が多額であること。

ツ　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

ネ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ナ　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

ラ　ため池があるため、特別の財政需要があること。
ム　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
ウ　隣保館に要する経費が多額であること。
ヰ　高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。
ノ　小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。
オ　住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
ク　道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
ヤ　関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。
マ　その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

三　次に掲げる額の合算額

イ　当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の六月分及び十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額の合算額を基礎として算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。）

ロ　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者に対して当該年度に支給された通勤手当の額

ハ　退職することを理由として特別昇給した職員に対して当該年度に支給された退職手当の額のうち、当該特別昇給により増加した額

ニ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する寒冷地手当の支給総額（以下「寒冷地手当支給総額」という。）が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額（以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。）を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額

ホ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する地域手当の支給総額（以下「地域手当支給総額」という。）が、一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九―四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成二十六年九月二日付け総務省給与能率推進室第十号通知）における地域手当の指定基準により算定した割合）を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下「みなし地域手当支給総額」という。）を上回る道府県（地域手当支給総額がみなし地域手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）について、地域手当支給総額からみなし地域手当支給総額を控除して得た額

ヘ　各道府県の区域内の市町村について次条第一項第三号イの表第四十六号の規定により算定した額（農地転用の許可等に係るものに限る。）

四　第二条第一項第二号の額から同項第一号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

ラ　ため池があるため、特別の財政需要があること。
ム　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
ウ　隣保館に要する経費が多額であること。
ヰ　高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。
ノ　小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。
オ　住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
ク　道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
ヤ　関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。
マ　その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

三　次に掲げる額の合算額

イ　当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の六月分及び十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額の合算額を基礎として算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。）

ロ　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者に対して当該年度に支給された通勤手当の額

ハ　退職することを理由として特別昇給した職員に対して当該年度に支給された退職手当の額のうち、当該特別昇給により増加した額

ニ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する寒冷地手当の支給総額（以下「寒冷地手当支給総額」という。）が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額（以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。）を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額

ホ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する地域手当の支給総額（以下「地域手当支給総額」という。）が、一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九―四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成二十六年九月二日付け総行給第十号）における地域手当の指定基準により算定した割合）を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下「みなし地域手当支給総額」という。）を上回る道府県（地域手当支給総額がみなし地域手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）について、地域手当支給総額からみなし地域手当支給総額を控除して得た額

ヘ　各道府県の区域内の市町村について次条第一項第三号イの表第四十六号の規定により算定した額（農地転用の許可等に係るものに限る。）

四　第二条第一項第二号の額から同項第一号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

3　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第一号の額に、第二条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第三号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

（市町村に係る三月分の算定方法）

第五条　各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号イの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二　大火災があつたこと。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三　公共施設火災があつたこと。	前条第一項第一号の表第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四　不発弾等の処理に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五　渇水対策に要する経費があること。	

項目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

3　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第一号の額に、第二条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第三号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

（市町村に係る三月分の算定方法）

第五条　各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号イの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二　大火災があつたこと。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三　公共施設火災があつたこと。	前条第一項第一号の表第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四　不発弾等の処理に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五　渇水対策に要する経費があること。	

項目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

六　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七　鉱害対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは、「一・〇」と読み替えるものとする。

八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

九　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十　被災水産業者対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第五十一号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第七号」と読み替えるものとする。

六　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七　鉱害対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは、「一・〇」と読み替えるものとする。

八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

九　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十　被災水産業者対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第五十一号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第七号」と読み替えるものとする。

十二　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十五号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。
十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十五　赤潮対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十一号」とあるのは、「第三条第一項第一号イの表第九号」と読み替えるものとする。
十六　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十七　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。	前条第一項第一号の表第九十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十八　緊急消防援助隊の受入れに要する経費があること。	緊急消防援助隊の受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
十九　消防団員の災害出動に係る経費があること。	前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に発生した災害に関する出動に係るものとして市町村が支給した非常勤消防団員の出動報酬及び費用弁償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十二　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十五号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。
十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十五　赤潮対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十一号」とあるのは、「第三条第一項第一号イの表第九号」と読み替えるものとする。
十六　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十七　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。	前条第一項第一号の表第九十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十八　緊急消防援助隊の受入れに要する経費があること。	緊急消防援助隊の受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
十九　消防団員の災害出動に係る経費があること。	前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に発生した災害に関する出動に係るものとして市町村が支給した非常勤消防団員の出動報酬及び費用弁償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号ロの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　イの表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額
二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号ロの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額
三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害等について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四　活動火山対策に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 A×0.8＋B×0.8＋C×0.5 算式の符号 A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。） B　当該年度において単独事業として実施する防災営農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。） C　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号ロの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　イの表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額
二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号ロの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額
三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害等について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四　活動火山対策に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 A×0.8＋B×0.8＋C×0.5 算式の符号 A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。） B　当該年度において単独事業として実施する防災営農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。） C　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

五　文化財の災害復旧に要する経費があること。

六　除排雪に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第五十二号」とあるのは、「第三条第一項第一号ロの表第四号」と読み替えるものとする。

指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）とし、その他の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75－B

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五　文化財の災害復旧に要する経費があること。

六　除排雪に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第五十二号」とあるのは、「第三条第一項第一号ロの表第四号」と読み替えるものとする。

指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）とし、その他の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75－B

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

二　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。

予防接種法第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該市町村が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

事項	算定方法
一　特定の疾病対策に要する経費があること。	特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第二号二、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十三号一、第三十九号、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第四十九号一、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第六十号、第六十三号から第六十五号まで、第七十一号から第七十四号まで、第七十八号、第八十四号、第九十号、第九十一号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

二　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。

予防接種法第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該市町村が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

事項	算定方法
一　特定の疾病対策に要する経費があること。	特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第二号二、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十三号一、第三十九号、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第四十九号一、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第六十号、第六十三号から第六十五号まで、第七十一号から第七十四号まで、第七十八号、第八十四号、第九十号、第九十一号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

三　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。

四　医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があること。

当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するために要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。

五　密集市街地の防災街区の整備に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）×0.8＋Ｄ×0.72

算式の符号

Ａ　建築物の建替えに係る補助（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号。以下この号において「密集市街地整備法」という。）第12条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額

Ｂ　移転料の支払に係る補助（密集市街地整備法第29条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額（国の補助金の額を限度とする。）

Ｃ　市町村借上住宅の家賃の減額（密集市街地整備法第22条第２項において準用する同法第21条第３項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額

Ｄ　阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた市町村が国の補助金を受けて施行する密集市街地整備促進事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

三　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。

四　医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があること。

当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するために要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。

五　密集市街地の防災街区の整備に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）×0.8＋Ｄ×0.72

算式の符号

Ａ　建築物の建替えに係る補助（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号。以下この号において「密集市街地整備法」という。）第12条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額

Ｂ　移転料の支払に係る補助（密集市街地整備法第29条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額（国の補助金の額を限度とする。）

Ｃ　市町村借上住宅の家賃の減額（密集市街地整備法第22条第２項において準用する同法第21条第３項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額

Ｄ　阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた市町村が国の補助金を受けて施行する密集市街地整備促進事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額とする。

七　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

八　包括外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（当該額が、指定都市及び中核市にあつては、二〇、二〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二〇、二〇〇、〇〇〇円とし、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、七、七〇〇、〇〇〇円を超えるときは、七、七〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

九　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

個別外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に係る額が、指定都市及び中核市にあつては、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定し、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する市町村にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、財政健全化計画等を複数策定しなければならない市町村又は一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした市町村等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、指定都市及び中核市にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、指定都市及び中核市以外の市、町村並びに一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

十　中小企業対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

六　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額とする。

七　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

八　包括外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（当該額が、指定都市及び中核市にあつては、二〇、二〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二〇、二〇〇、〇〇〇円とし、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、七、七〇〇、〇〇〇円を超えるときは、七、七〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

九　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

個別外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に係る額が、指定都市及び中核市にあつては、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定し、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する市町村にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、財政健全化計画等を複数策定しなければならない市町村又は一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした市町村等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、指定都市及び中核市にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、指定都市及び中核市以外の市、町村並びに一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

十　中小企業対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十一　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。

十二　明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。

十三　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。

十六　観光立国の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。

国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。

国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

十一　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。

十二　明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。

十三　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。

十六　観光立国の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。

国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。

国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

十七　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。

十八　農業共済事業に要する経費があること。

十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二条に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額とする。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$$A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（第３条第１項第３号イの表第38号及び第41号（以下この号及び次号において「公債費負担格差是正等」という。）の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

二　公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$$A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

十七　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。

十八　農業共済事業に要する経費があること。

十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二条に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額とする。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$$A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（第３条第１項第３号イの表第38号及び第41号（以下この号及び次号において「公債費負担格差是正等」という。）の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

二　公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$$A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率 C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率	
二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十一　耐震改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十三　集落対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　地域おこし協力隊員の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率 C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率	
二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十一　耐震改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十三　集落対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　地域おこし協力隊員の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5＋Ｃ×0.8＋Ｄ×0.2＋Ｅ×0.8

算式の符号

Ａ　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

Ｂ　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｅ　ＡからＤまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額とする。

二十七　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十八　指定暴力団対策に要する経費があること。

二十九　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5＋Ｃ×0.8＋Ｄ×0.2＋Ｅ×0.8

算式の符号

Ａ　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

Ｂ　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｅ　ＡからＤまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額とする。

二十七　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十八　指定暴力団対策に要する経費があること。

二十九　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式　Ａ×α

算式の符号

Ａ　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）

イ　過疎法第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額

ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　１から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。）

三十一　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

三十二　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式　Ａ×α

算式の符号

Ａ　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）

イ　過疎法第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額

ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　１から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。）

三十一　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

三十二　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

三十三　電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域、過疎法第二条第一項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三条第一項及び第二項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十一条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条若しくは第四十四条第四項に規定する過疎地域又は過疎法附則第五条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費（次号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する離島伝送用専用線設備維持管理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

三十四　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十五　地域鉄道支援に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

三十六　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

三十三　電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域、過疎法第二条第一項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三条第一項及び第二項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十一条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条若しくは第四十四条第四項に規定する過疎地域又は過疎法附則第五条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費（次号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する離島伝送用専用線設備維持管理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

三十四　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十五　地域鉄道支援に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

三十六　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

三十七　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十八　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十九　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十　地域活性化起業人の受入れ等に要する経費があること。

次の算式によって算定した額とする。

算式

A×0.5＋B＋C×0.5

算式の符号

A　地域活性化起業人の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

B　地域活性化起業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（企業派遣型地域活性化起業人については、当該額が5,600,000円を超えるときは5,600,000円とし、副業型地域活性化起業人については、当該額が2,000,000円を超えるときは2,000,000円とする。）

C　地域活性化起業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「一一七、〇〇〇円」とあるのは「九二、〇〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。

四十一　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。

三十七　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十八　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十九　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十　地域活性化起業人の受入れ等に要する経費があること。

次の算式によって算定した額とする。

算式

A×0.5＋B＋C×0.5

算式の符号

A　地域活性化起業人の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

B　地域活性化起業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が5,600,000円を超えるときは5,600,000円とする。）

C　地域活性化起業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「一一六、〇〇〇円」とあるのは「九〇、五〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。

四十一　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。

四十二　奄美群島振興に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四十三　小規模学童保育に要する経費があること。

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四十四　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十五　空き家対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十六　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務	一六、〇〇〇円

四十七　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四十二　奄美群島振興に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四十三　小規模学童保育に要する経費があること。

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四十四　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十五　空き家対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十六　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務	一六、〇〇〇円

四十七　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四十八　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために当該市町村が当該年度に支出した額（奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該年度に出えんした額を含む。）及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては〇・三とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）とする。）とする。

四十九　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十一　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十二　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十八　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために当該市町村が当該年度に支出した額（奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該年度に出えんした額を含む。）及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては〇・三とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）とする。）とする。

四十九　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十一　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十二　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十三　連携中枢都市圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E×0.8

算式の符号

A　連携中枢都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　連携中枢都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十四　地方創生の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。

五十五　投票所への移動支援等に要する経費があること。

市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十六　病害虫等の防除に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一号の表第二十八号」とあるのは、「第三条第三号ロの表第九号」と読み替えるものとする。

五十七　貝毒対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十三　連携中枢都市圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E×0.8

算式の符号

A　連携中枢都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　連携中枢都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十四　地方創生の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。

五十五　投票所への移動支援等に要する経費があること。

市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十六　病害虫等の防除に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一号の表第二十八号」とあるのは、「第三条第三号ロの表第九号」と読み替えるものとする。

五十七　貝毒対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十八　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五十九　湖沼の水質保全に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十一　塩害対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十二　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

五十八　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五十九　湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十一　塩害対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十二　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

六十三　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

六十四　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

六十五　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

六十六　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

六十七　再編推進事業に要する経費があること。

六十八　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5＋B×0.7

算式の符号

A　国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十三　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

六十四　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

六十五　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

六十六　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

六十七　再編推進事業に要する経費があること。

六十八　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5＋B×0.7

算式の符号

A　国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十九　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七十　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
七十一　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
七十二　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは、「〇・八」と読み替えるものとする。
七十三　屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
七十四　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七十五　高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。	高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

六十九　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七十　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
七十一　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
七十二　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。
七十三　屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
七十四　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七十五　高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。	高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

七十六　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

七十七　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によって算定した額の合算額とする。

一　次の算式によって算定した額

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5

算式の符号

Ａ　国の交付金を受けて実施する在留外国人に対する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　国の補助金を受けて施行する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　次の算式によって算定した額

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）×0.5

算式の符号

Ａ　行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十八　高度無線環境整備推進事業に要する経費があること。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（地方公共団体を除く。）が国の補助金を受けて実施する高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　アイヌ政策の推進に要する経費があること。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十六　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

七十七　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によって算定した額の合算額とする。

一　次の算式によって算定した額

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5

算式の符号

Ａ　国の交付金を受けて実施する在留外国人に対する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　国の補助金を受けて施行する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　次の算式によって算定した額

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）×0.5

算式の符号

Ａ　行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十八　高度無線環境整備推進事業に要する経費があること。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（地方公共団体を除く。）が国の補助金を受けて実施する高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　アイヌ政策の推進に要する経費があること。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十　消防団員の活動環境整備に要する経費があること。

次の各号によつて算出した額の合算額とする。

一　消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費（現に普通自動車免許を受けていない者が準中型自動車免許を取得する場合及び現に普通自動車免許を受けている者が中型自動車免許又は大型自動車免許を取得する場合にあつては、普通自動車免許を受けている者の準中型自動車免許の取得に係る経費に相当する額）に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　消防団員が災害に対処するため出動した際に生じた自動車又は原動機付自転車に係る損害に対する共済事業に係る市町村の分担金及び保険事業に係る市町村の保険料の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十一　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

八十　消防団員の活動環境整備に要する経費があること。

次の各号によつて算出した額の合算額とする。

一　消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費（現に普通自動車免許を受けていない者が準中型自動車免許を取得する場合及び現に普通自動車免許を受けている者が中型自動車免許又は大型自動車免許を取得する場合にあつては、普通自動車免許を受けている者の準中型自動車免許の取得に係る経費に相当する額）に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　消防団員が災害に対処するため出動した際に生じた自動車又は原動機付自転車に係る損害に対する共済事業に係る市町村の分担金及び保険事業に係る市町村の保険料の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十一　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

八十二　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十三　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費があること。	特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十四　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十五　夜間中学の設置促進・充実事業等に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業及び不登校児童生徒に対する支援推進事業（学びの多様化学校の設置促進）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十六　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。	地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

八十二　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十三　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費があること。	特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十四　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十五　夜間中学の設置促進・充実事業等に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業及び不登校特例校の設置促進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十六　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。	地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

八十七　防災集団移転促進事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額

二　当該事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額

三　当該事業に要する経費の財源に充てるため、都道府県から借り入れた都道府県貸付金の当該年度における当該市町村の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

八十八　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

八十九　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

九十　特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

九十一　所有者不明土地等対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

九十二　地域の未来予測に基づく広域連携に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　地域の未来予測の複数の市町村による共同作成等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地域の未来予測に基づく広域連携の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十七　防災集団移転促進事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額

二　当該事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額

三　当該事業に要する経費の財源に充てるため、都道府県から借り入れた都道府県貸付金の当該年度における当該市町村の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

八十八　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

八十九　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

九十　特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

九十一　所有者不明土地等対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

九十二　地域の未来予測に基づく広域連携に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　地域の未来予測の複数の市町村による共同作成等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地域の未来予測に基づく広域連携の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

九十三　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

九十四　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

九十五　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

九十六　消防団員の年額報酬等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　消防団員のうち、「団員」の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

［{59,555円×（A／36,500円）}－（28,467,000円×B×C×D／100,000人）×2］×0.5

C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、A／36,500円に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59,555円×A／36,500円、28,467,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該年度の「団員」階級の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Aに規定する測定単位の数値

C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Cに規定する段階補正係数

D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Dに規定する密度補正Ｉ係数

二　消防団員のうち、「班長」以上の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

｛(A＋23,055円)×E－(6,748,000円×B×C×D／100,000人)｝×0.5

C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、(A＋23,055円)×E，6,748,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

九十三　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

九十四　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

九十五　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

九十六　消防団員の年額報酬等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　消防団員のうち、「団員」の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

［{59,555円×（A／36,500円）}－（28,467,000円×B×C×D／100,000人）×2］×0.5

C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、A／36,500円に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59,555円×A／36,500円、28,467,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該年度の「団員」階級の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Aに規定する測定単位の数値

C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Cに規定する段階補正係数

D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Dに規定する密度補正Ｉ係数

二　消防団員のうち、「班長」以上の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

｛(A＋23,055円)×E－(6,748,000円×B×C×D／100,000人)｝×0.5

C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、(A＋23,055円)×E，6,748,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

九十七　連携協約に基づく専門人材の確保に要する経費があること。	算式の符号 A　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）（当該額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。） 算式 a／b 算式の符号 a　当該年度の「班長」階級以上の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額 b　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数 B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値 C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数 D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数 E　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数 次の算式によつて算定した額とする。 算式 （A＋B＋C）×0.5 算式の符号 A　連携協約に基づき他の市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。） B　連携協約に基づき他の市町村に派遣する専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が専門人材一人につき5,659,000円を超えるときは、5,659,000円とする。） C　連携協約に基づき市町村が他の地方公共団体から派遣を受けた専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額は、専門人材一人につき、都道府県から派遣を受ける場合には6,223,000円、それ以外の場合には5,659,000円を上限とし、連携協約に基づき当該人材を受け入れる市町村における一の職につき派遣初年度に限る。）

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(3) (1)　災害復旧に要する経費が多額であること。

(3) (2)　防災対策に要する経費が多額であること。

(3) (3)　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

［新設］

	算式の符号 A　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）（当該額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。） 算式 a／b 算式の符号 a　当該年度の「班長」階級以上の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額 b　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数 B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値 C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数 D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数 E　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(3) (1)　災害復旧に要する経費が多額であること。

(3) (2)　防災対策に要する経費が多額であること。

(3) (3)　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

(4) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
(5) 地域医療の確保等に要する経費が多額であること。
(6) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
(7) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
(8) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
(9) へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。
(10) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
(11) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
(12) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
(13) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
(14) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
(15) ダム対策に要する経費が多額であること。
(16) 地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。
(17) 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
(18) 消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
(19) 農林水産業の振興に要する経費が多額であること。
(20) ため池があるため、特別の財政需要があること。
(21) 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
(22) 自然環境の保全に要する経費が多額であること。
(23) エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
(24) 公害対策に要する経費が多額であること。
(25) 不法投棄対策に要する経費が多額であること。
(26) 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
(27) 鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
(28) 下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
(29) 隣保館に要する経費が多額であること。
(30) 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
(31) 人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
(32) 市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
(33) その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該道府県」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

(4) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
(5) 地域医療の確保等に要する経費が多額であること。
(6) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
(7) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
(8) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
(9) へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。
(10) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
(11) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
(12) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
(13) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
(14) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
(15) ダム対策に要する経費が多額であること。
(16) 地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。
(17) 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
(18) 消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
(19) 農林水産業の振興に要する経費が多額であること。
(20) ため池があるため、特別の財政需要があること。
(21) 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
(22) 自然環境の保全に要する経費が多額であること。
(23) エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
(24) 公害対策に要する経費が多額であること。
(25) 不法投棄対策に要する経費が多額であること。
(26) 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
(27) 鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
(28) 下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
(29) 隣保館に要する経費が多額であること。
(30) 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
(31) 人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
(32) 市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
(33) その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該道府県」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

3　第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号イに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号イの額に、第三条第一項第一号ロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号ロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号イの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

附　則

（道府県に係る三月分の算定方法の特例）

第六条　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号、第四号、第八号、第十一号、第十四号から第十六号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第三十一号、第三十五号、第三十六号及び第四十一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　当該年度において普通交付税に関する省令第二十七条第四号により過大に係る額として算定した額が、同条第一号から第三号までの規定により算定した額を超える場合における当該超える額

二　次によつて算定した額の合算額

イ　水俣病問題の最終的かつ全面的解決に伴い、一時金支払資金に係る金融支援を行うとともに水俣病の発生によつて経済的かつ社会的に深刻な影響を受けた地域（以下「水俣病影響地域」という。）の協調及び発展に関する事業を推進することにより、当該地域の再生及び振興に寄与することを目的とする旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額（水俣病影響地域の再生及び振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人の当該施設の設置に係る支援に必要な資金に充てるべきものとして出資するために借り入れた地方債にあつては、当該年度における元利償還金の額）に〇・八を乗じて得た額

ロ　水俣及び芦北地域における環境配慮型の先端技術の研究開発を支援することにより、水俣病影響地域の振興及び発展に寄与することを目的とする旧民法法人に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額

3　第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号イに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号イの額に、第三条第一項第一号ロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号ロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号イの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

附　則

（道府県に係る三月分の算定方法の特例）

第六条　令和五年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号、第四号、第八号、第十一号、第十四号から第十六号まで、第二十五号、第二十七号、第二十八号、第三十四号及び第三十五号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　当該年度において普通交付税に関する省令第二十七条第四号により過大に係る額として算定した額が、同条第一号から第三号までの規定により算定した額を超える場合における当該超える額

二　次によつて算定した額の合算額

イ　水俣病問題の最終的かつ全面的解決に伴い、一時金支払資金に係る金融支援を行うとともに水俣病の発生によつて経済的かつ社会的に深刻な影響を受けた地域（以下「水俣病影響地域」という。）の協調及び発展に関する事業を推進することにより、当該地域の再生及び振興に寄与することを目的とする旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額（水俣病影響地域の再生及び振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人の当該施設の設置に係る支援に必要な資金に充てるべきものとして出資するために借り入れた地方債にあつては、当該年度における元利償還金の額）に〇・八を乗じて得た額

ロ　水俣及び芦北地域における環境配慮型の先端技術の研究開発を支援することにより、水俣病影響地域の振興及び発展に寄与することを目的とする旧民法法人に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額

ハ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ニ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成十二年度から当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成十二年八月以降に発行について同意又は許可を得た地方債に限る。）の当該年度における元利償還金（当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

ホ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ヘ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

三　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号。以下「高齢者居住安定確保法施行令」という。）第六条第一号又は第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第四条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

四　国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、旅客施設に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

五　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額

六　国の補助金を受けて施行する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部連携促進特別振興事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

ハ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ニ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成十二年度から当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成十二年八月以降に発行について同意又は許可を得た地方債に限る。）の当該年度における元利償還金（当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

ホ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ヘ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

三　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号。以下「高齢者居住安定確保法施行令」という。）第六条第一号又は第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第四条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

四　国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、旅客施設に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

五　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額

六　国の補助金を受けて施行する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部連携促進特別振興事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

八　当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

九　沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）

十　子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十一　森林法第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二　中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十四　複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための回線の整備、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五　国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十六　国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十七　国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十八　国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十九　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［削る］

八　当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

九　沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）

十　子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十一　森林法第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二　中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十四　複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための回線の整備、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五　国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十六　国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十七　国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十八　国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十九　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十　令和元年山形県沖を震源とする地震及び同年房総半島台風のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十　令和四年福島県沖を震源とする地震のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業の基幹事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十一　令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十二　令和三年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十三　令和四年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十四　国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十五　国の補助金を受けて実施する沖縄子供の貧困緊急対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十七　国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（次条第五項第二十四号において「分収造林契約」という。）及び同法第二条第二項に規定する分収育林契約（次条第五項第二十四号において「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

［削る］

二十一　令和四年福島県沖を震源とする地震のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業の基幹事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十二　令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十三　令和三年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十四　令和四年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十五　国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六　国の補助金を受けて実施する沖縄子供の貧困緊急対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十七　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十八　国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（次条第五項第二十四号において「分収造林契約」という。）及び同法第二条第二項に規定する分収育林契約（次条第五項第二十四号において「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

二十九　令和二年から令和三年までの冬期の大雪及び令和三年福島県沖を震源とする地震のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三十　令和四年福島県沖を震源とする地震のため農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十八　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

二十九　令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該道府県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

［削る］

三十　自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.3＋（Ｂ＋Ｃ）×0.5

算式の符号

Ａ　当該道府県が行うＲＰＡの導入に要する経費（Ｂに掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該道府県が他の地方公共団体と共同で行うＲＰＡの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

［削る］

Ｃ　当該道府県における職員向けテレワークの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三十一　国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

三十二　次によつて算定した額の合算額

イ　当該道府県が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた警察費に係る補正後の測定単位の数値に単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇〇一を乗じて得た額

三十三　令和三年度に北海道で発生した赤潮のため国が補助金を交付する漁業者団体等が組織する協議会に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

三十四　福徳岡ノ場噴火に伴う軽石漂着対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十一　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

三十二　令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該道府県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

三十三　当該道府県の業務に従事しようとする外国人又は語学指導等を行う私立学校の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三十四　自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.3＋（Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）×0.5

算式の符号

Ａ　当該道府県が行うＲＰＡの導入に要する経費（Ｂに掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該道府県が他の地方公共団体と共同で行うＲＰＡの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　施設の点検の効率化・充実に資するＩＣＴデータベースシステム、無人航空機等の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　当該道府県における職員向けテレワークの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三十五　国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

三十六　次によつて算定した額の合算額

イ　当該道府県が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた警察費に係る補正後の測定単位の数値に単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇〇一を乗じて得た額

三十七　令和三年度に北海道で発生した赤潮のため国が補助金を交付する漁業者団体等が組織する協議会に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

三十八　福徳岡ノ場噴火に伴う軽石漂着対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［削る］

三十五　第二条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、一七四、〇〇〇円」とあるのは「二、二一〇、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五四九、〇〇〇円」とあるのは「一、五六一、〇〇〇円」と、「一、〇三三、〇〇〇円」とあるのは「一、〇四一、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一〇、五一四、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五〇〇、〇〇〇円」とあるのは「五、二七四、〇〇〇円」と、「三、四三五、〇〇〇円」とあるのは「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、七五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、七九〇、〇〇〇円」と、同号五中「一、五七五、〇〇〇円」とあるのは「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第九号の規定により算定した額を控除した額

三十六　第二条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、一七四、〇〇〇円」とあるのは「二、二一〇、〇〇〇円」と、「一、五二三、〇〇〇円」とあるのは「一、六一三、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五四九、〇〇〇円」とあるのは「一、五六一、〇〇〇円」と、「一、〇三三、〇〇〇円」とあるのは「一、〇四一、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一〇、五一四、〇〇〇円」と、同号五の表中「六、五〇〇、〇〇〇円」とあるのは「六、五九四、〇〇〇円」と、「五、二〇〇、〇〇〇円」とあるのは「五、二七四、〇〇〇円」と、「三、四三五、〇〇〇円」とあるのは「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、七五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、七九〇、〇〇〇円」と、同号六中「一、五七五、〇〇〇円」とあるのは「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第四十五号の規定により算定した額を控除した額

三十七　附則第四条第一項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「45,000円」とあるのは「46,000円」と、「64,000円」とあるのは「66,000円」と、「31,000円」とあるのは「32,000円」と読み替えるものとする。）から附則第四条第一項第一号の規定により算定した額を控除した額

三十八　国の補助金を受けて施行する沖縄観光人材不足緊急対策事業及び沖縄観光景観形成支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十九　国の補助金を受けて施行する沖縄持続可能な交通環境構築推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四十　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する都道府県立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（令和六年度における当該災害に係るもの又は令和六年能登半島地震に係るものに限る。）

三十九　個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）による情報連携の正確性の確保に向けた総点検（「マイナンバー情報総点検に係る個別データの点検対象機関について」（令和五年九月六日付けデ戦三千二百五十九号、デ社第三百五十一号）に基づき実施したものに限る。）に係るシステム改修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（複数の事務に対して点検を実施する道府県にあつては、事務ごとに算定した額の合算額とする。）

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

四十一　道府県の行う職員に対する研修（当該道府県の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであつて、当該道府県の区域内の市町村又は区域外の市町村の職員をその対象に含むものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

2　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

3　令和元年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　令和六年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和六年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号イの規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一　一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下この号及び次号において「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二　期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

［新設］

2　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

3　令和元年度から令和六年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　令和五年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和五年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号イの規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一　一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下この号及び次号において「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二　期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

6　令和六年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下この項において「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第六項から第八項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下この項において「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

7　令和六年度から令和十一年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、救急安心センター事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

8　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、国の補助金等を受けて実施する盛土の安全性を把握するための調査及び防災対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・七、十分の七となる場合にあつては〇・八）を乗じて得た額を加えた額とする。

9　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、旧公害防止対策事業（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項に規定する公害防止対策事業と同種であり、かつ、一体として実施される事業をいう。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額を加えた額とする。

10　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ　市町村のデジタル化（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会の形成に資する取組をいう。以下同じ。）の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該外部人材等一人当たりの当該額が二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは当該外部人材等一人当たり二〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

ロ　市町村のデジタル化の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　当該道府県におけるデジタル化の取組の中核となる職員の育成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

11　令和五年度から令和八年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する協議会が策定する地域職業訓練実施計画に基づき、当該道府県が地方単独事業として行う地域におけるリスキリングの推進に関する事業（将来において成長発展が期待される分野における事業であつて、中小企業等の経営者、従業員等に対して行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

6　令和五年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下この項において「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下この項において「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

7　令和三年度から令和五年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、救急安心センター事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

8　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、国の補助金等を受けて実施する盛土の安全性を把握するための調査及び防災対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・七、十分の七となる場合にあつては〇・八）を乗じて得た額を加えた額とする。

9　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、旧公害防止対策事業（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項に規定する公害防止対策事業と同種であり、かつ、一体として実施される事業をいう。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額を加えた額とする。

10　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ　市町村のデジタル化（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会の形成に資する取組をいう。以下同じ。）の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該外部人材等一人当たりの当該額が二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは当該外部人材等一人当たり二〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

ロ　市町村のデジタル化の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　当該道府県におけるデジタル化の取組の中核となる職員の育成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

11　令和五年度から令和八年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する協議会が策定する地域職業訓練実施計画に基づき、当該道府県が地方単独事業として行う地域におけるリスキリングの推進に関する事業（将来において成長発展が期待される分野における事業であつて、中小企業等の経営者、従業員等に対して行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

12　令和六年度及び令和七年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　消防学校における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　令和七年に開催される国際博覧会における万博国際交流自治体として登録された道府県による交流計画の実施に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　前条第一項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

［削る］

三　前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額

［削る］

［削る］

四　前条第一項第三十三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

五　前条第一項第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

六　国の補助金を受けて実施する災害公営住宅の家賃低廉化事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

2　平成二十九年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、健全化法第二条第六号に規定する財政の再生が長期にわたり図られてきており、そのまま継続されれば、人口の著しい減少及び少子高齢化が更に進み、地域社会における活力が低下し続け、地域の自立的発展に支障が生ずる事態になるおそれがある場合に、当該事態になることを防止するため、財政再生計画について健全化法第十条第三項の規定による総務大臣の同意を得た健全化法第九条第四項に規定する財政再生団体が行う事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

［新設］

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条　令和五年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　前条第一項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三　前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　前条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　前条第一項第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

六　前条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額

七　前条第一項第三十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　前条第一項第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額

九　国の補助金を受けて実施する災害公営住宅の家賃低廉化事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

2　平成二十九年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、健全化法第二条第六号に規定する財政の再生が長期にわたり図られてきており、そのまま継続されれば、人口の著しい減少及び少子高齢化が更に進み、地域社会における活力が低下し続け、地域の自立的発展に支障が生ずる事態になるおそれがある場合に、当該事態になることを防止するため、財政再生計画について健全化法第十条第三項の規定による総務大臣の同意を得た健全化法第九条第四項に規定する財政再生団体が行う事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3　令和六年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額又は次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額

二　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第三条第一項第三号イの表第六十号及び同表第六十二号の規定により算定した額（令和六年度における当該災害に係るもの又は令和六年能登半島地震に係るものに限る。）を控除した額

4　令和六年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和六年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第二号、第三号、第八号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第三十一号及び第三十三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　文化財等の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による保存、発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が三六、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三六、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　高齢者居住安定確保法施行令第一条、第四条、第六条第一号若しくは第二号又は第八条第一号若しくは第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する費用のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第五条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

三　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・一」とあるのは、「〇・三」と読み替えるものとする。

3　令和五年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額又は次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額

二　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第三条第一項第三号イの表第六十号及び同表第六十二号の規定により算定した額（令和五年度における当該災害に係るものに限る。）を控除した額

4　令和五年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和五年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第二号、第三号、第八号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十七号及び第二十八号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　文化財等の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による保存、発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が三六、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三六、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　高齢者居住安定確保法施行令第一条、第四条、第六条第一号若しくは第二号又は第八条第一号若しくは第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する費用のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第五条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

三　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・一」とあるのは、「〇・三」と読み替えるものとする。

五　次によつて算定した額の合算額

イ　へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため令和六年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

ロ　附則第五条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「52,000円」とあるのは「54,000円」と、「31,000円」とあるのは「32,000円」と読み替えるものとする。）から附則第五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額

六　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて実施する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて実施する沖縄振興特定事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　森林法第十条の五の規定に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

九　地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

十　前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　前条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

十二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及びストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに緊急時における安全の確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　地方税法附則第十七条の二第一項に規定する修正基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

十四　前条第一項第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

十五　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に四八五、八八七円を乗じて得た額

五　へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため令和五年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

六　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて実施する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて実施する沖縄振興特定事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　森林法第十条の五の規定に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

九　地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

十　前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　前条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

十二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及びストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに緊急時における安全の確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　地方税法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

十四　前条第一項第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

十五　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に四八〇、四九〇円を乗じて得た額

十六　前条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十七　前条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十八　前条第一項第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

十九　前条第一項第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十　住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一　国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十二　前条第一項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十三　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十四　国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額

二十五　前条第一項第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額

［削る］

二十六　前条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

二十七　前条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

二十八　次によつて算定した額の合算額

イ　当該市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る測定単位の数値に、段階補正係数に密度補正Ⅰ係数及び普通態様補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）並びに単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇一を乗じて得た額

十六　前条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十七　前条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十八　前条第一項第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

十九　前条第一項第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十　住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一　国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十二　前条第一項第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十三　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十四　国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額

二十五　前条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六　当該市町村の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十七　前条第一項第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十八　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十九　次によつて算定した額の合算額

イ　当該市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る測定単位の数値に、段階補正係数に密度補正Ⅰ係数及び普通態様補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）並びに単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇二を乗じて得た額

二十九　総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

項目	額
プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の分別収集物の質量（トン）	八四、〇〇〇円
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集物のうち再商品化物の質量（トン）	六三、〇〇〇円

［削る］

三十　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十一　前条第一項第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十二　前条第一項第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十三　次に掲げる額の合算額に〇・五を乗じて得た額

イ　市区町村の行う職員に対する研修（当該市区町村の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであつて、当該市区町村の職員又は他の市区町村の職員をその対象にするものに限る。）に要する経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　前条第一項第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「都道府県」と、「経費」とあるのは「経費に係る負担金として当該年度において支出する額」と読み替えるものとする。

6　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

7　令和元年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて

三十　総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

項目	額
プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の分別収集物の質量（トン）	七九、〇〇〇円
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集物のうち再商品化物の質量（トン）	六四、〇〇〇円

三十一　前条第一項第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

6　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

7　令和元年度から令和六年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて

得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

8 令和六年度から令和十一年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

9 令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第八項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

10 令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二 国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三 次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ ＣＩＯ補佐官等として外部人材を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ ＣＩＯ補佐官等として外部人材を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

四 前条第九項に規定する算定方法に準じて算定した額

11 令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 前条第十項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号イ及びロ中「経費」とあるのは「経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）」と読み替えるものとする。

二 前条第十項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

12 令和五年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第十一項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

8 令和三年度から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の見直しに要する経費として総務大臣が調査した額（当該年度で三、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

9 令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第八項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

10 令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二 国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三 次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ ＣＩＯ補佐官等として外部人材を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ ＣＩＯ補佐官等として外部人材を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

四 前条第九項に規定する算定方法に準じて算定した額

11 令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 前条第十項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号イ及びロ中「経費」とあるのは「経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）」と読み替えるものとする。

二 前条第十項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

12 令和五年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第十一項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

13　令和六年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和七年に開催される国際博覧会における万博国際交流自治体として登録された市町村による交流計画の実施に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

14　令和六年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額

二　閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

15　令和六年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第五項及び第六項の規定に準じて算定した額とする。

16　令和六年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　当該年度における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二三を乗じて得た額又は基準財政需要額に三十四億八千三百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額

二　第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五条第十七項の規定によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

［新設］

13　令和五年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額

二　閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

14　令和五年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第五項及び第六項の規定に準じて算定した額とする。

15　令和五年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　当該年度における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二一を乗じて得た額又は基準財政需要額に三十三億千百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額

二　第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五条第十八項の規定によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条　令和五年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

四　東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第四号によつて算定した額を控除した額

五　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

六　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七　原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によつて算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によつて算定した額を控除した額

2　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第三十八号、第三十九号、第四十五号及び第七十一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十一条　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第三号」とあるのは、「附則第九条第一項第三号」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第四号」とあるのは、「附則第九条第一項第四号」と読み替えるものとする。

五　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

三　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

四　東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第四号によつて算定した額を控除した額

五　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

六　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七　原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によつて算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によつて算定した額を控除した額

2　令和五年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第三十八号、第三十九号、第四十五号及び第七十一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十一条　令和五年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第三号」とあるのは、「附則第九条第一項第三号」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第四号」とあるのは、「附則第九条第一項第四号」と読み替えるものとする。

五　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

六　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第七号」とあるのは、「附則第九条第一項第七号」と読み替えるものとする。

八　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第八号」とあるのは、「附則第九条第一項第八号」と読み替えるものとする。

2　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七条第三項第二号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十五条　令和六年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［一～三　略］

2　令和六年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、旧省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額を控除した額

［二　略］

［3・4　略］

（令和六年能登半島地震等に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十六条　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　新潟県、富山県、石川県及び福井県について、第二条第一項第一号の表第四号一に規定する算定方法に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十四条第一項第一号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十四条第一号の規定により算定した額

二　前号の県について、第二条第一項第一号の表第四号二に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号二中「一七、六〇〇円」とあるのは、「一七、六〇〇円（石川県にあつては、三五、九〇〇円）」と読み替えるものとする。）から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十四条第一項第二号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十四条第二号の規定により算定した額

三　第一号の県について、第二条第一項第一号の表第四号三に規定する算定方法に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十四条第一項第三号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十四条第三号の規定により算定した額

六　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第七号」とあるのは、「附則第九条第一項第七号」と読み替えるものとする。

八　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第八号」とあるのは、「附則第九条第一項第八号」と読み替えるものとする。

2　令和五年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七条第三項第二号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十五条　令和六年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［一～三　同上］

2　令和六年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、旧省令附則第十五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額

［二　同上］

［3・4　同上］

［新設］

四　地域福祉推進支援臨時特例交付金を受けて実施する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五　国の補助金を受けて実施する福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業（障害分）に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

六　国の補助金を受けて実施する福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業（介護分）に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

七　農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

八　国の補助金を受けて実施する共同利用漁船等復旧支援対策事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

九　国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

十　石川県について、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員等の宿泊場所の確保その他の支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十一　新潟県及び富山県について、令和六年能登半島地震のため地方単独事業として行う被災した宅地の液状化防止対策に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十七条　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年能登半島地震等により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号一の規定に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十五条第一項第一号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十五条第一項第二号の規定により算定した額

二　前号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の規定に準じて算定した額（この場合において、同号二中「二三、五〇〇円」とあるのは「二三、五〇〇円（令和六年総務省告示第九十号（災害対策基本法施行令の規定に基づき令和六年能登半島地震による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を定める件）により告示した団体及び災害対策基本法第百二条第一項に規定する地方債を起こすことができると見込まれる地方公共団体として総務大臣が調査した団体（以下この号において「指定団体等」という。）にあつては、六八、〇〇〇円」と、「一七六、七〇〇円」とあるのは「一七六、七〇〇円（指定団体等にあつては、四八、四〇〇円）」と、「八八、二〇〇円」とあるのは「八八、二〇〇円（指定団体等にあつては、二八、四〇〇円）」と読み替えるものとする。）から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十五条第一項第二号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十五条第一項第二号の規定により算定した額

［新設］

三　令和六年能登半島地震等のためケーブルテレビ事業者等が国の補助金を受けて実施するケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業及び高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　前条第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助を受けて実施する宅地液状化防止事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

ロ　新潟県及び富山県の区域内の市町村について、前条第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

2　令和六年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額

二　令和六年能登半島地震について、国の補助金を受けて実施する災害等廃棄物処理事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額から附則第十五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

〇法務省令第九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十九日

法務大臣　鈴木　馨祐

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第十一条の二　［略］

一　［略］

二　戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）

イ　国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によつて作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

ロ　［略］

［三～五　略］

第二十一条　市町村長は、附録第五号様式によつて毎年受附帳を調製し、これにその年度内に受理し又は送付を受けた事件について受附の順序に従い、次の事項を記載しなければならない。ただし、第三号、第六号及び第七号の事項は、受理した事件についてのみ記載すれば足りる。

一　［略］

二　届出事件の本人の氏名及び氏名の振り仮名並びに本籍又は国籍

［三～八　略］

［②・③　略］

第三十条　戸籍法第十三条第一項第九号の事項は、次に掲げるものとする。

一　戸籍法第十三条第一項第一号から第八号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項

［二～六　略］

第三十条の二　戸籍法第十三条第三項の法務省令で定める氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、別表第二に掲げるものとする。

第三十条の三　市町村長は、届書に記載された氏名の振り仮名（既に戸籍に記載されている場合を除く。以下この条において「届出に係る振り仮名」という。）が戸籍法第十三条第二項の規定による同条第一項第二号の読み方（以下この条において「一般の読み方」という。）によるものであることを確認するため必要と認めるときは、届出人に対し、当該届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることについての説明を届書に記載させるものとする。

②　前項の規定にかかわらず、市町村長は、届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることを確認することができないときは、届出人に対し、辞典、新聞、雑誌、書籍その他一般に頒布されている刊行物の記載を引用するなどして、当該届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることについての説明を記載した書面の提出を求めるものとする。

③　前項の規定により書面の提出を求められた者は、当該書面を提出しなければならない。

第三十四条　次に掲げる事項は、戸籍事項欄にこれを記載しなければならない。

一　［略］

二　氏又は氏の振り仮名の変更に関する事項

［三～六　略］

第三十五条　次の各号に掲げる事項は、当該各号に規定する者の身分事項欄にこれを記載しなければならない。

［一～十二　略］

改正前

第十一条の二　［同上］

一　［同上］

二　戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）

イ　国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

ロ　［同上］

［三～五　同上］

第二十一条　市町村長は、附録第五号様式によつて毎年受附帳を調製し、これにその年度内に受理し又は送付を受けた事件について受附の順序に従い、次の事項を記載しなければならない。ただし、第三号、第六号及び第七号の事項は、受理した事件についてのみ記載すれば足りる。

一　［同上］

二　届出事件の本人の氏名及び本籍又は国籍

［三～八　同上］

［②・③　同上］

第三十条　戸籍法第十三条第八号の事項は、次に掲げるものとする。

一　戸籍法第十三条第一号から第七号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項

［二～六　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

第三十四条　左に掲げる事項は、戸籍事項欄にこれを記載しなければならない。

一　［同上］

二　氏の変更に関する事項

［三～六　同上］

第三十五条　次の各号に掲げる事項は、当該各号に規定する者の身分事項欄にこれを記載しなければならない。

［一～十二　同上］

十三　戸籍法第百七条第二項から第四項までに規定する氏及び氏の振り仮名の変更に関する事項については、氏及び氏の振り仮名を変更した者

十四　名又は名の振り仮名の変更に関する事項については、その変更をした者

［十五・十六　略］

第三十六条の二　戸籍法又はこの省令の規定により届書又は戸籍に国籍を記載することとされている場合において、次に掲げる地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を届書又は戸籍に記載するものとする。

一　台湾

二　パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

第三十九条　新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者については、次の各号に掲げる事項で従前の戸籍に記載したものは、新戸籍又は他の戸籍にこれを記載しなければならない。

［一～七　略］

八　名又は名の振り仮名の変更に関する事項

九　［略］

②　［略］

第四十八条　戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、かつ、各々目録をつけなければならない。ただし、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

［②・③　略］

第五十六条　戸籍法第七十四条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

［号を削る。］

第五十七条　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

［号を削る。］

②　戸籍法第七十七条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　前項第二号から第七号までに掲げる事項

第五十八条　戸籍法第八十六条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～六　略］

［号を削る。］

第六十条　戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　別表第三に掲げる漢字

三　［略］

十三　戸籍法第百七条第二項から第四項までに規定する氏の変更に関する事項については、氏を変更した者

十四　名の変更に関する事項については、名を変更した者

［十五・十六　同上］

［条を加える。］

第三十九条　新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者については、次の各号に掲げる事項で従前の戸籍に記載したものは、新戸籍又は他の戸籍にこれを記載しなければならない。

［一～七　同上］

八　名の変更に関する事項

九　［同上］

②　［同上］

第四十八条　戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに区別し、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、且つ、各々目録をつけなければならない。但し、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

［②・③　同上］

第五十六条　戸籍法第七十四条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　同上］

六　当事者の世帯主の氏名

第五十七条　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～七　同上］

八　当事者の世帯主の氏名

②　戸籍法第七十七条第二項第二号の事項は、左に掲げるものとする。

一　［同上］

二　前項第二号乃至第八号に掲げる事項

第五十八条　戸籍法第八十六条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～六　同上］

七　死亡当時における世帯主の氏名

第六十条　戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　別表第二に掲げる漢字

三　［同上］

第六十八条の三　戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、氏又は名に漢字を用いるときは、次の各号に掲げる字体で記録するものとする。

一　［略］

二　別表第三に掲げる字体

三　［略］

第七十八条の三　法務大臣は、前条第三項から第五項までの規定によつてその使用に係る電子計算機に届書等情報の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

［②～④　略］

第七十八条の四　［略］

［②・③　略］

④　第二十条第一項、第二十一条第一項、第三十条及び第四十一条第二項の規定は、市町村長が戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、別表第四の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十九条の二の三　戸籍法第百二十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第五の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍情報照会者から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し戸籍電子証明書提供用識別符号等を示して戸籍電子証明書等の提供を求められたときは、戸籍電子証明書提供用識別符号等に対応した戸籍電子証明書等を提供するものとする。

［②～④　略］

第七十九条の二の四　戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は別表第六に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

②　市町村長に対してする別表第七に掲げる届出又は申請（以下「届出等」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用してすることができる。

③　［略］

第七十九条の三　［略］

［②・③　略］

④　前三項の規定により電子署名が行われた情報を送信するとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

［一・二　略］

三　官庁又は公署が電子署名を行つた情報を送信する場合にあつては、官庁又は公署が作成した電子証明書であつて、市町村長の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行つた者を確認することができるもの

四　その他市町村長の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行つた者を確認することができるものであつて、前三号に掲げるものに準ずるものとして市町村長が定めるもの

第六十八条の三　戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、氏又は名に漢字を用いるときは、次の各号に掲げる字体で記録するものとする。

一　［同上］

二　別表第二に掲げる字体

三　［同上］

第七十八条の三　法務大臣は、前条第三項から第五項までの規定によつてその使用に係る届書等情報の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

［②～④　同上］

第七十八条の四　［同上］

［②・③　同上］

④　第二十条第一項、第二十一条第一項、第三十条及び第四十一条第二項の規定は、市町村長が戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十九条の二の三　戸籍法第百二十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第四の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍情報照会者から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し戸籍電子証明書提供用識別符号等を示して戸籍電子証明書等の提供を求められたときは、戸籍電子証明書提供用識別符号等に対応した戸籍電子証明書等を提供するものとする。

［②～④　同上］

第七十九条の二の四　戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は別表第五に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

②　市町村長に対してする別表第六に掲げる届出又は申請（以下「届出等」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用してすることができる。

③　［同上］

第七十九条の三　［同上］

［②・③　同上］

④　前三項の規定により電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　その他市町村長の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行つた者を確認することができるものであつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして市町村長が定めるもの

⑤　前条第一項の規定により戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合において、当該請求をする者が第一項から第三項までの規定により当該請求をする者の電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一　前項第二号の電子証明書

二　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）その他の電子証明書であつて、市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行つた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの

第七十九条の四　第七十九条の二の四第一項の規定により戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合には、第十一条の二第四号の規定に準ずる措置として法務大臣が定めるものが講じられていなければならない。

第七十九条の五　別表第八に掲げる書面の交付は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

［②・③　略］

第七十九条の九の三　［略］

第五章　雑則

［章名を削る。］

別表第一　（第十一条の二、第十一条の六、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十三条の四第三項、同条第六項関係）

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書、精神障害者保健福祉手帳

別表第二　（第三十条の二関係）

一　片仮名のうち次に掲げるもの

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ユ	ヨ	ラ	リ
ル	レ	ロ	ワ	ヲ	ン	ガ	ギ	グ	ゲ

［項を加える。］

第七十九条の四　削除

第七十九条の五　別表第七に掲げる書面の交付は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

［②・③　同上］

第七十九条の九の三　［同上］

［章名を加える。］

第五章　雑則

別表第一　（第十一条の二、第十一条の六、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十三条の四第三項、同条第六項関係）

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書

［別表を加える。］

ゴ ザ ジ ズ ゼ ゾ ダ ヂ ヅ デ
ド バ ビ ブ ベ ボ パ ピ プ ペ
ポ ヴ ァ ィ ゥ ェ ォ ャ ュ ョ
ヮ ッ

二　記号

ー（長音記号）

別表第三（第六十条、第六十八条の三関係）

［略］

別表第四（第七十八条の四第四項関係）

［略］

別表第五（第七十九条の二の三第一項関係）

一　外務省	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査に関する事務
	外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第四条第一項第十一号の身分関係事項等に関する証明に係る事実についての確認に関する事務
二　国家公安委員会	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十四条第一項の免許証の記載事項の変更に関する事務

別表第六（第七十九条の二の四第一項関係）

［略］

別表第七（第七十九条の二の四第二項関係）

［一～二十八　略］	
二十九	戸籍法第百七条の規定による氏及び氏の振り仮名の変更の届出
三十	戸籍法第百七条の二の規定による名及び名の振り仮名の変更の届出
三十一	戸籍法第百七条の三の規定による氏の振り仮名の変更の届出
三十二	戸籍法第百七条の四の規定による名の振り仮名の変更の届出
三十三	戸籍法第百八条第一項の規定による転籍の届出
三十四	戸籍法第百十条第一項及び第百十一条の規定による就籍の届出
三十五	戸籍法第百十三条、第百十四条及び第百十六条第一項の規定による戸籍訂正の申請

別表第八（第七十九条の五第一項関係）

［略］

別表第二（第六十条、第六十八条の三関係）

［同上］

別表第三（第七十八条の四第四項関係）

［同上］

別表第四（第七十九条の二の三第一項関係）

一　外務省	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査

別表第五（第七十九条の二の四第一項関係）

［同上］

別表第六（第七十九条の二の四第二項関係）

［一～二十八　同上］	
二十九	戸籍法第百七条の規定による氏の変更の届出
三十	戸籍法第百七条の二の規定による名の変更の届出
三十一	戸籍法第百八条第一項の規定による転籍の届出
三十二	戸籍法第百十条第一項及び第百十一条の規定による就籍の届出
三十三	戸籍法第百十三条、第百十四条及び第百十六条第一項の規定による戸籍訂正の申請

別表第七（第七十九条の五第一項関係）

［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附録第五号様式を次のように改める。

附録第五号様式　受附帳（日本産業規格Ｂ列四番の丈夫な用紙、横書きとすることができる。）（第二十一条関係）

令和何年

戸籍受附帳

何町村役場

受附番号	受理送付の別	受附月日（事件発生月日）	件名	届出事件本人の氏名及び氏名の振り仮名（届出人の資格氏名）	本籍又は国籍・地域	備考

附録第七号七十四の項から七十七の項まで中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

附録第七号百七十四の項及び百七十六の項中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

附録第七号百八十七の項から百九十五の項までを次のように改める。

187	188	189	190	191	192	193	194	195
右	同（子が氏を変更する者と同一の戸籍にある場合）		戸籍法百七条の三による届			戸籍法百七条の四による届		
非本籍地			右			右		
新氏を戸籍の更正		戸従氏を前籍の更正	新氏を戸籍の更正		戸従氏を前籍の更正	新氏を戸籍の更正		戸従氏を前籍の更正
戸籍事項欄	新氏を変更した事項の更正	右	戸籍事項欄	新氏を変更した事項の更正	右	戸籍事項欄	新氏を変更した事項の更正	右
令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出㊞ 令和八年七月五日編製㊞	令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東京都中央区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍㊞	令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東京都中央区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「ファンデンボッシュ（振り仮名ファンデンボッシュ）」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	令和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出㊞ 令和拾年参月九日編製㊞	令和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地ファンデンボッシュ梅子戸籍から入籍㊞	令和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「乙野（振り仮名オツノ）」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	令和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出㊞ 令和九年拾月五日編製㊞	令和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さいたま市浦和区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍㊞	令和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さいたま市浦和区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「ファンデンボッシュ（振り仮名ファンデンボッシュ）」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞

附録第七号百九十七の項から二百十八の項までを二項ずつ繰り下げ、百九十六の項の次に次の二項を加える。

197	198
氏の振り仮名の変更届	名の振り仮名の変更届
右 同	右 同
氏の振り仮名の変更	名の振り仮名の変更
戸籍事項欄	氏を変更した事項の更正
令和九年拾月拾七日戸籍法百七条の三の氏の振り仮名変更届出㊞	令和九年拾月拾七日戸籍法百七条の四の名の振り仮名変更届出㊞

附録第十一号様式を次のように改める。

附録第十一号様式　出生の届書（日本産業規格Ａ列四番）（第五十九条関係）

出　生　届

年　　月　　日 届出

長　殿

生まれた子	（フリガナ） 子の氏名		父母との続き柄	□嫡　出　子 □嫡出でない子 （□男 □女）
	生まれたとき	年　　月　　日	□午前 □午後　　時　　分	
	生まれたところ	番地 番　　号		
	住所			
		世帯主の氏名	世帯主との続き柄	
生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日 （子が生まれたときの年齢）	父	母	
		年　　月　　日（満　　歳）	年　　月　　日（満　　歳）	
	本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番		
		筆頭者の氏名		
	同居を始めたとき	年　　月		
	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	□ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯		
	父母の職業	（国勢調査の年…　　年…の４月１日から翌年３月31日までに子が生まれたときだけ書いてください） 父の職業	母の職業	
その他				
届出人	□ 1. 父 □ 母　□ 2. 法定代理人（　　）　□ 3. 同居者　□ 4. 医師　□ 5. 助産師　□ 6. その他の立会者 □ 7. 公設所の長			
	住所			
	本籍	番地 番	筆頭者の氏名	
	署名 （※押印は任意）	印	年　　月　　日生	

附録第十二号様式を次のように改める。

附録第十二号様式　婚姻の届書（日本産業規格Ａ列三番）（第五十九条関係）

証人		
署名 （※押印は任意）	印	印
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所		
本籍	番地 番	番地 番

婚　姻　届

年　　月　　日 届出

長　殿

	夫　に　な　る　人	妻　に　な　る　人
（フリガナ） 氏　　名		
生　年　月　日	年　　月　　日	年　　月　　日
住　　所		
本　　籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番 筆頭者の氏名	番地 番 筆頭者の氏名
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	父 母 続き柄 男 養父 養母 続き柄 養子	父 母 続き柄 女 養父 養母 続き柄 養女
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏 □妻の氏 新本籍（左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 番地 番	
同居を始めたとき	年　　月	
初婚・再婚の別	□初婚　再婚（□死別 □離別　年　月　日）	□初婚　再婚（□死別 □離別　年　月　日）
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と夫妻の職業	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） 夫 妻 4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） 夫 妻 5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年…　　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名 （※押印は任意）	夫　　印	妻　　印

附録第十三号様式を次のように改める。

附録第十三号様式　離婚の届書（日本産業規格Ａ列三番）（第五十九条関係）

証　人　（協議離婚のときだけ必要です）		
署　名 （※押印は任意）	印	印
生　年　月　日	年　月　日	年　月　日
住　所		
本　籍	番地 番	番地 番

離　婚　届

年　　月　　日 届出

長　殿

（フリガナ） 氏　　名	夫		妻	
生　年　月　日	年　　月　　日		年　　月　　日	
住　　所				
本　　籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番 筆頭者の氏名			
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	夫の父 母	続き柄 男	妻の父 母	続き柄 女
	養父 養母	続き柄 養　子	養父 養母	続き柄 養　女
離婚の種別	□協議離婚　　□和解　　年　月　日成立 □調停　　年　月　日成立　□請求の認諾　　年　月　日認諾 □審判　　年　月　日確定　□判決　　年　月　日確定			
婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫　は　□もとの戸籍にもどる □妻　　□新しい戸籍をつくる 番地　筆頭者の氏名 番			
未成年の子の氏名	夫が親権を行なう子		妻が親権を行なう子	
同居の期間	年　　月　か　ら		年　　月　ま　で	
別居する前の住所	番地 番　　号			
別居する前の世帯のおもな仕事と夫妻の職業	□ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年…　　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業		妻の職業	
その他				
届出人署名 （※押印は任意）	夫　　印		妻　　印	

附録第十四号様式を次のように改める。

附録第十四号様式　死亡の届書（日本産業規格Ａ列四番）（第五十九条関係）

死　亡　届

年　月　日届出

長　殿

（フリガナ） **氏　名**	□男　□女
生年月日	年　月　日（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください）□午前 □午後　時　分
死亡したとき	年　月　日　□午前 □午後　時　分
死亡したところ	番地 番　号
住　所	
本　籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番 筆頭者の氏名
死亡した人の夫または妻	□いる（満　歳）　いない（□未婚　□死別　□離別）
死亡したときの世帯のおもな仕事と死亡した人の職業・産業	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに死亡したときだけ書いてください） 職業　産業
その他	
届出人	□1. 同居の親族 □2. 同居していない親族 □3. 同居者 □4. 家主 □5. 地主 □6. 家屋管理人 □7. 土地管理人 □8. 公設所の長 □9. 後見人 □10. 保佐人 □11. 補助人 □12. 任意後見人 □13. 任意後見受任者
	住　所
	本　籍　番地 番　筆頭者の氏名
	署　名　印　年　月　日生 （※押印は任意）

附録第二十号書式を次のように改める。

附録第二十号書式（第六十六条関係）

受理（不受理）証明書

一　何何届書（申請書）

令和何年何月何日届出（申請）

届　出　人　戸籍の表示　氏　名

事　件　本　人　戸籍の表示　氏　名（フリガナ）

届出（申請）事項の要旨

右届出（申請）は、令和何年何月何日受理したこと（何何の理由によつて受理しなかつたこと）を証明する。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

附録第二十一号書式を次のように改める。

附録第二十一号書式（日本産業規格Ｂ列四番の上質紙九十キログラム以上）（第六十六条関係）

婚姻届受理証明書

戸籍又は国籍・地域の表示
夫　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生年月日
戸籍又は国籍・地域の表示
妻　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生年月日

右当事者の婚姻届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上婚姻は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名　印職

離婚届受理証明書

戸籍又は国籍・地域の表示
夫　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生年月日
戸籍又は国籍・地域の表示
妻　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生年月日

右当事者の離婚届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上離婚は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名　印職

養子縁組届受理証明書

戸籍又は国籍・地域の表示
養父　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日
戸籍又は国籍・地域の表示
養母　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日
戸籍又は国籍・地域の表示
養子　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日

右当事者の養子縁組届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上養子縁組は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名

印職

養子離縁届受理証明書

戸籍又は国籍・地域の表示
養父　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日
戸籍又は国籍・地域の表示
養母　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日
戸籍又は国籍・地域の表示
養子　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日

右当事者の養子離縁届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上養子離縁は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名

印職

認知届受理証明書

戸籍又は国籍・地域の表示
父氏名（フリガナ）
生年月日
戸籍又は国籍・地域の表示
子氏名（フリガナ）
生年月日

「子の氏名」に対する認知届が「父の氏名」から届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上「子の氏名」は、「父の氏名」の子たる身分を取得したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名

印職

付録第二十四号を次のように改める。

付録第二十四号　第七十三条第一項の書面の記載のひな形（第七十三条第六項関係）

（７の１）　全部事項証明

本　　籍	東京都千代田区平河町一丁目１０番地
氏　　名	甲野　義太郎
氏の振り仮名	コウノ
戸籍事項 戸籍編製 転　　籍 氏の変更	 【編製日】平成４年１月１０日 【転籍日】平成５年３月６日 【従前の記録】 【本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地 【届出日】令和７年５月２６日 【特記事項】氏の振り仮名の届出
戸籍に記録されている者	 【名】義太郎 【名の振り仮名】ヨシタロウ 【生年月日】昭和４０年６月２１日　【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男
身分事項 出　　生 婚　　姻 養子縁組 認　　知 名の変更	 【出生日】昭和４０年６月２１日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和４０年６月２５日 【届出人】父 【婚姻日】平成４年１月１０日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄 【縁組日】令和３年１月１７日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】乙川英助 【送付を受けた日】令和３年１月２０日 【受理者】大阪市北区長 【認知日】令和７年１月７日 【認知した子の氏名】丙山信夫 【認知した子の戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　丙山竹子 【届出日】令和７年５月２６日 【特記事項】名の振り仮名の届出
戸籍に記録されている者	 【名】梅子 【名の振り仮名】ウメコ

発行番号０００００１　　以下次頁

（７の２）　全部事項証明

	【生年月日】昭和４１年１月８日　【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女
身分事項 出　生	 【出生日】昭和４１年１月８日 【出生地】京都市北区 【届出日】昭和４１年１月１０日 【届出人】父
婚　姻	【婚姻日】平成４年１月１０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市北区小山初音町１８番地　乙野梅子
養子縁組	【縁組日】令和３年１月１７日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】乙川英助 【送付を受けた日】令和３年１月２０日 【受理者】大阪市北区長
名の変更	【届出日】令和７年１０月１日 【特記事項】名の振り仮名の届出
戸籍に記録されている者 除　籍	 【名】啓太郎 【生年月日】平成４年１１月２日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】長男
身分事項 出　生	 【出生日】平成４年１１月２日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成４年１１月１０日 【届出人】父
推定相続人廃除	【推定相続人廃除の裁判確定日】令和２年３月１６日 【被相続人】父　甲野義太郎 【届出日】令和２年３月２０日 【届出人】父 【送付を受けた日】令和２年３月２３日 【受理者】大阪市北区長
婚　姻	【婚姻日】令和３年３月６日 【配偶者氏名】丙野松子 【送付を受けた日】令和３年３月１０日 【受理者】横浜市中区長

発行番号０００００１

以下次頁

（７の３）　全部事項証明

	【新本籍】横浜市中区昭和町１８番地 【称する氏】夫の氏
戸籍に記録されている者 除　　籍	【名】ゆり 【生年月日】平成６年２月１５日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】長女
身分事項 出　　生	【出生日】平成６年２月１５日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成６年２月１９日 【届出人】父
特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】平成１１年１０月７日 【届出日】平成１１年１０月１２日 【届出人】養父母 【送付を受けた日】平成１１年１０月１６日 【受理者】大阪市北区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目１０番地 【縁組後の氏】丙山
特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成１８年１２月９日 【届出日】平成１８年１２月１５日 【届出人】父母 【新本籍】大阪市北区西天満二丁目６番地 【離縁後の氏】甲野
戸籍に記録されている者 除　　籍	【名】みち 【生年月日】平成９年７月９日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】二女
身分事項 出　　生	【出生日】平成９年７月９日 【出生地】千葉市中央区 【届出日】平成９年７月１３日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成９年７月１５日 【受理者】千葉市中央区長
婚　　姻	【婚姻日】平成２８年１０月３日 【配偶者氏名】乙原信吉

発行番号０００００１

以下次頁

（７の４）　全部事項証明

	【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目８番地　乙原信吉
戸籍に記録されている者 除　籍	【名】英子 【名の振り仮名】エイコ 【生年月日】昭和６２年３月１７日 【父】 【母】甲野梅子 【続柄】長女
身分事項 出　生	【出生日】昭和６２年３月１７日 【出生地】横浜市中区 【届出日】昭和６２年３月１８日 【届出人】母 【送付を受けた日】昭和６２年３月２０日 【受理者】横浜市中区長
入　籍	【届出日】平成１７年３月２０日 【入籍事由】母の氏を称する入籍 【従前戸籍】京都市北区小山初音町１８番地　乙野梅子
名の変更	【届出日】令和８年２月１日 【特記事項】名の振り仮名の届出
養子縁組	【縁組日】令和８年４月１２日 【養父氏名】乙野忠治 【養母氏名】乙野春子 【通知を受けた日】令和８年４月１６日 【受理者】京都市北区長 【入籍戸籍】京都市北区小山初音町１８番地　乙野忠治
戸籍に記録されている者 除　籍	【名】芳次郎 【生年月日】平成１８年１月６日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】二男
身分事項 出　生	【出生日】平成１８年１月６日 【出生地】千葉市中央区 【届出日】平成１８年１月１７日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成１８年１月２０日 【受理者】千葉市中央区長
死　亡	【死亡日】平成２４年１２月１３日

発行番号０００００１

以下次頁

（７の５）　全部事項証明

	【死亡時分】午後８時３０分 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成２４年１２月１５日 【届出人】親族　甲野義太郎
戸籍に記録されている者	【名】英助 【名の振り仮名】エイスケ 【生年月日】平成２４年５月１日 【父】乙川孝助 【母】乙川冬子 【続柄】二男 【養父】甲野義太郎 【養母】甲野梅子 【続柄】養子
身分事項 出　　生	【出生日】平成２４年５月１日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成２４年５月６日 【届出人】父
養子縁組	【縁組日】令和３年１月１７日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【送付を受けた日】令和３年１月２０日 【受理者】大阪市北区長 【従前戸籍】京都市北区小山初音町２０番地　乙川孝助
記　　録	【記録日】令和８年５月２６日 【記録事項】名の振り仮名 【記録事由】令和５年法律第４８号附則第９条 【記録の内容】 　【名の振り仮名】エイスケ
戸籍に記録されている者 除　　籍	【名】みち 【名の振り仮名】ミチ 【生年月日】平成９年７月９日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】二女
身分事項 出　　生	【出生日】平成９年７月９日 【出生地】千葉市中央区

発行番号０００００１

以下次頁

（７の６）　全部事項証明

	【届出日】平成９年７月１３日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成９年７月１５日 【受理者】千葉市中央区長
離　婚	【離婚日】令和３年７月５日 【配偶者氏名】乙原信吉 【送付を受けた日】令和３年７月７日 【受理者】横浜市中区長 【従前戸籍】横浜市中区本町一丁目８番地　乙原信吉
記　録	【記録日】令和８年５月２６日 【記録事項】名の振り仮名 【記録事由】令和５年法律第４８号附則第９条 【記録の内容】 　【名の振り仮名】ミチ
分　籍	【分籍日】令和９年８月２日 【新本籍】東京都中央区日本橋室町一丁目１番地
戸籍に記録されている者	【名】信夫 【名の振り仮名】ノブオ 【生年月日】令和４年６月１日 【父】甲野義太郎 【母】丙山竹子 【続柄】長男
身分事項 出　生	【出生日】令和４年６月１日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】令和４年６月３日 【届出人】母 【送付を受けた日】令和４年６月１０日 【受理者】東京都千代田区長
認　知	【認知日】令和７年１月７日 【認知者氏名】甲野義太郎 【通知を受けた日】令和７年１月１０日 【受理者】東京都千代田区長
入　籍	【届出日】令和７年１月１５日 【入籍事由】父の氏を称する入籍 【届出人】親権者母 【従前戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　丙山竹子
親　権	【親権者を定めた日】令和７年１月２０日 【親権者】父

発行番号０００００１

以下次頁

付録第二十五号七十四の項から七十七の項まで中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

（７の７）　全部事項証明

名の変更	【届出人】父母 【届出日】令和８年２月１日 【届出人】親権者父 【特記事項】名の振り仮名の届出
戸籍に記録されている者	【名】啓二郎 【名の振り仮名】ケイジロウ 【生年月日】平成３０年４月３日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】三男
身分事項 出　　生	【出生日】平成３０年４月３日 【出生地】名古屋市中区 【届出日】平成３０年４月７日 【届出人】母
民法８１７条の２	【民法８１７条の２による裁判確定日】令和７年２月１２日 【届出日】令和７年２月１５日 【届出人】父母 【従前戸籍】名古屋市中区三の丸四丁目３番　甲野啓二郎
名の変更	【届出日】令和８年２月１日 【届出人】親権者父母 【特記事項】名の振り仮名の届出
	以下余白

発行番号０００００１

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　　職 印

99	同　上 （離婚により新戸籍が編製されている者から届出があった場合において、他に在籍者がないとき）	同　上	氏を称した者の戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和１０年８月７日 【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出 【従前の記録】 【氏】乙野 【氏の振り仮名】オツノ
100				氏を称した者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和１０年８月７日 【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出

付録第二十五号九十九の項及び百の項を次のように改める。

184	戸籍法107条1項による氏の変更届	本籍地	氏を変更する者の戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和９年１０月１７日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条１項の届出 【従前の記録】 【氏】我謝 【氏の振り仮名】ワカサ
185	戸籍法107条2項による氏の変更届	同上	同上	同上	氏の変更	【氏変更日】令和９年５月８日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出 【従前の記録】 【氏】乙野 【氏の振り仮名】オツノ
186				氏を変更する者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和９年５月８日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出
187	同上 （子が氏を変更する者と同一の戸籍にある場合）	非本籍地	氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】令和８年７月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出 【編製日】令和８年７月５日
188				氏を変更する者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和８年７月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出 【通知を受けた日】令和８年７月５日 【受理者】東京都中央区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　乙野梅子
189			氏を変更する者の従前の戸籍	同上	氏の変更	【氏変更日】令和８年７月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出 【通知を受けた日】令和８年７月５日 【受理者】東京都中央区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地 【変更後の氏】ファンデンボッシュ 【変更後の氏の振り仮名】ファンデンボッシュ
190	戸籍法107条3項による氏の変更届 （子が氏を変更する者と同一の戸籍にある場合）	同上	氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】令和１０年３月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条３項の届出 【編製日】令和１０年３月９日
191				氏を変更する者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和１０年３月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条３項の届出 【通知を受けた日】令和１０年３月９日 【受理者】京都市北区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　ファンデンボッシュ梅子
192			氏を変更する者の従前の戸籍	同上	氏の変更	【氏変更日】令和１０年３月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条３項の届出 【通知を受けた日】令和１０年３月９日 【受理者】京都市北区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地 【変更後の氏】乙野 【変更後の氏の振り仮名】オツノ
193	戸籍法107条4項による氏の変更届	同上	氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】令和９年１０月１日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条４項の届出 【編製日】令和９年１０月５日
194				氏を変更する者の身分事項欄	氏の変更	【氏変更日】令和９年１０月１日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条４項の届出 【通知を受けた日】令和９年１０月５日 【受理者】さいたま市浦和区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　乙野梅子
195			氏を変更する者の従前の戸籍	同上	氏の変更	【氏変更日】令和９年１０月１日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条４項の届出 【通知を受けた日】令和９年１０月５日 【受理者】さいたま市浦和区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地 【変更後の氏】ファンデンボッシュ 【変更後の氏の振り仮名】ファンデンボッシュ
196	名の変更届	本籍地	名を変更する者の戸籍	名を変更する者の身分事項欄	名の変更	【名の変更日】令和９年１０月１７日 【従前の記録】 【名】銕吉 【名の振り仮名】テツキチ

付録第二十五号百七十四の項及び百七十六の項中「国籍」を「国籍・地域」に改める。
付録第二十五号百八十四の項から百九十六の項までを次のように改める。

197	氏の振り仮名の変更届	同　上	氏の振り仮名を変更する者の戸籍	戸籍事項欄	氏の変更	【氏の振り仮名変更日】令和９年１０月１７日 【氏の振り仮名変更の事由】戸籍法１０７条の３の届出 【従前の記録】 【氏の振り仮名】ワカサ
198	名の振り仮名の変更届		名の振り仮名を変更する者の戸籍	名の振り仮名を変更する者の身分事項欄	名の変更	【名の振り仮名変更日】令和９年１０月１７日 【名の振り仮名変更の事由】戸籍法１０７条の４の届出 【従前の記録】 【名の振り仮名】テツキチ

付録第二十五号百九十七の項から二百十八の項までを二項ずつ繰り下げ、百九十六の項の次に次の二項を加える。

付録二十六号様式を次のように改める。

付録第二十六号様式　戸籍の消除（第七十三条第七項関係）

第一　全部の消除

除　　籍	（２の１）　全部事項証明
本　　籍 氏　　名	東京都千代田区平河町二丁目１０番地 甲野　義太郎
氏の振り仮名	コウノ
戸籍事項 略 戸籍消除	 略 【消除日】令和１６年５月１１日
戸籍に記録されている者 除　　籍	【名】義太郎 【名の振り仮名】ヨシタロウ 【生年月日】昭和４０年６月２１日 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男
身分事項 略	略
戸籍に記録されている者 除　　籍	【名】梅子 【名の振り仮名】ウメコ 【生年月日】昭和４１年１月８日 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女
身分事項 略	略
死　　亡	【死亡日】令和１６年５月９日 【死亡時分】午後８時３０分 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】令和１６年５月１１日 【届出人】親族　甲野英助
戸籍に記録されている者	

発行番号０００００２

以下次頁

（２の２）　全部事項証明

除　籍	【名】ゆり 【生年月日】平成６年２月１５日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】長女
身分事項 略	略
	以下余白

発行番号０００００２

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　職 印

（２の１）　全部事項証明

第二　一部の消除

本　　籍 氏　　名	東京都千代田区平河町二丁目１０番地 甲野　義太郎
氏の振り仮名	コウノ
戸籍事項 略	略
戸籍に記録されている者 除　　籍	【名】義太郎 【生年月日】昭和４０年６月２１日 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男
身分事項 略	略
死　　亡	【死亡日】平成２６年５月３日 【死亡時分】午前５時 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成２６年５月５日 【届出人】同居者　丙原正作
戸籍に記録されている者 除　　籍	【名】梅子 【生年月日】昭和４１年１月８日 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女
身分事項 略	略
配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成２６年５月３日
復　　氏	【婚姻前の氏に復した日】平成２７年５月８日 【送付を受けた日】平成２７年５月１２日

発行番号０００００３

以下次頁

（２の２）　全部事項証明

	【受理者】京都市北区長 【入籍戸籍】京都市北区小山初音町１８番地　乙野忠治
戸籍に記録されている者	【名】ゆり 【名の振り仮名】ユリ 【生年月日】平成６年２月１５日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】長女
身分事項 略	略
親　権	【親権喪失の審判取消しの裁判確定日】平成２５年９月３日 【親権喪失取消者】父 【届出日】平成２５年９月９日 【届出人】親族　乙原清吉 【従前の記録】 【親権喪失の審判確定日】平成２４年６月１日 【親権喪失者】父 【記録嘱託日】平成２４年６月４日
略	略
	以下余白

発行番号０００００３

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　職　印

付録二十七号様式を次のように改める。

付録第二十七号様式　戸籍の訂正（第七十三条第八項関係）

第一　全部の訂正

除　　籍	（２の１）　全部事項証明
本　　籍 氏　　名	東京都千代田区平河町一丁目３番地 甲原　義太郎
氏の振り仮名	コウハラ
戸籍事項 略 戸籍消除	 略 【消除日】令和１６年１２月８日
戸籍に記録されている者 消　　除	 【名】義太郎 【名の振り仮名】ヨシタロウ 【生年月日】昭和４０年６月２１日　【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男
身分事項 略	 略
消　　除	【消除日】令和１６年１２月８日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】令和１６年１２月４日 【申請日】令和１６年１２月８日 【申請人】養父　甲原忠太郎 【申請人】養母　甲原杉子 【従前の記録】 【縁組日】令和１６年５月１１日 【養父氏名】甲原忠太郎 【養母氏名】甲原杉子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地　甲野義太郎
戸籍に記録されている者 消　　除	 【名】梅子 【名の振り仮名】ウメコ 【生年月日】昭和４１年１月８日　【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女

発行番号０００００４

以下次頁

（２の２）　全部事項証明

身分事項 略	略
消　除	【消除日】令和１６年１２月８日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】令和１６年１２月４日 【申請日】令和１６年１２月８日 【申請人】養父　甲原忠太郎 【申請人】養母　甲原杉子 【従前の記録】 【縁組日】令和１６年５月１１日 【養父氏名】甲原忠太郎 【養母氏名】甲原杉子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地　甲野義太郎
	以下余白

発行番号０００００４

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　職 印

（３の１）　全部事項証明

第二　一部の訂正

本　　籍 氏　　名	東京都中央区日本橋室町一丁目１番地 若佐　鉄吉
氏の振り仮名	ワカサ
戸籍事項 略 氏の変更 氏の変更	 略 【氏変更日】平成９年１０月１７日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条１項の届出 【従前の記録】 【氏】我謝 【届出日】令和７年５月２６日 【特記事項】氏の振り仮名の届出
戸籍に記録されている者	 【名】鉄吉 【名の振り仮名】テツキチ 【生年月日】昭和４０年６月２１日 【父】我謝幸雄 【母】我謝松子 【続柄】長男
身分事項 略	 略
消　　除	【消除日】平成９年９月１０日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】妻丙原桃子との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成９年９月４日 【申請日】平成９年９月１０日 【申請人】妻 【従前の記録】 【婚姻日】平成９年３月８日 【配偶者氏名】丙原桃子
名の変更	【届出日】令和７年５月２６日 【特記事項】名の振り仮名の届出
名の変更	【名の変更日】令和１０年１１月４日 【従前の記録】 【名】銕吉 【名の振り仮名】テツキチ
戸籍に記録されている者	

発行番号０００００５

以下次頁

（３の２）　全部事項証明

	【名】啓太郎 【名の振り仮名】ケイタロウ 【生年月日】平成４年１１月２日 【父】我謝銕吉 【母】我謝梅子 【続柄】長男
身分事項 略	略
訂　正	【訂正日】平成５年２月２６日 【訂正事項】名 【訂正事由】戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成５年２月２０日 【申請日】平成５年２月２６日 【申請人】父 【従前の記録】 【名】敬太
名の変更	【届出日】令和７年５月２６日 【特記事項】名の振り仮名の届出
戸籍に記録されている者 消　除	【名】桃子 【生年月日】昭和４７年４月９日 【父】丙原信吉 【母】丙原夏子 【続柄】三女
身分事項 略	略
消　除	【消除日】平成９年９月１０日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】夫我謝銕吉との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成９年９月４日

発行番号０００００５

以下次頁

（３の３）　全部事項証明

	【申請日】平成９年９月１０日 【従前の記録】 【婚姻日】平成９年３月８日 【配偶者氏名】我謝銕吉 【従前戸籍】東京都千代田区神保町二丁目１０番地　丙原信吉
	以下余白

発行番号０００００５

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　　職　印

付録二十八号様式を次のように改める。

付録第二十八号様式　本籍の更正（第七十三条第九項関係）

（１の１）　全部事項証明

本　　籍 氏　　名	東京都千代田区平河町一丁目１０番地 甲野　廣造
氏の振り仮名	コウノ
戸籍事項 略 更　　正 略	 略 【更正日】平成２０年６月２９日 【更正事項】本籍 【更正事由】地番号の変更 【従前の記録】 【本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地 略
戸籍に記録されている者	【名】廣造 【名の振り仮名】コウゾウ 【生年月日】大正１０年６月２１日 【父】甲野義太郎 【母】乙野梅子 【続柄】長男
身分事項 略	 略
	以下余白

発行番号０００００６

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　職　印

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月二十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条の二第二号、第四十八条第一項及び別表第一の改正規定並びに附則第五条の規定　公布の日

二　別表第四の改正規定（同表を別表第五とする部分を除く。）　令和七年三月二十四日

（受附番号の特例）

第二条　改正法附則第六条から第八条までの規定に基づく届出及び改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載に係る受附番号については、この省令による改正後の戸籍法施行規則（次条から第五条までにおいて「新戸籍法施行規則」という。）第二十二条の規定にかかわらず、一連の番号を付すものとする。

（市町村長による記載に係る書面の特例）

第三条　改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載に係る情報については、新戸籍法施行規則第四十八条及び第七十八条の二から第七十八条の五までの規定は、適用しない。この場合において、当該情報については戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織において、五年間保存するものとする。

（氏名の振り仮名の届出等への準用等）

第四条　新戸籍法施行規則第二十三条の規定は、改正法附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定に基づく届出並びに改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載について準用する。

２　新戸籍法施行規則第三十条の三の規定は、改正法附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定に基づく届出について準用する。この場合において、新戸籍法施行規則第三十条の三第一項中「氏名の振り仮名（既に戸籍に記載されている場合を除く。」とあるのは、「氏名の振り仮名（」と読み替えるものとする。

３　新戸籍法施行規則第四章の三の規定は、改正法附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定に基づく届出について適用する。この場合において、新戸籍法施行規則第四十八条及び第七十九条の三第一項後段の規定は、適用しない。

（本人確認書類の有効期間に関する経過措置）

第五条　新戸籍法施行規則第十一条の二第二号の規定の適用については、この省令の施行の際現に交付されている次の各号に掲げる書類（当該者の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める間は、同条第二号イに掲げる書類とみなす。

一　国民健康保険の被保険者証　改正法附則第十六条に規定する期間

二　健康保険の被保険者証　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号。次号において「厚生労働省整備省令」という。）附則第二条に規定する期間

三　船員保険の被保険者証　厚生労働省整備省令附則第六条に規定する期間

四　国家公務員共済組合の組合員証　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十四号）附則第二条に規定する期間

五　地方公務員共済組合の組合員証　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・文部科学省令第五号）附則第二条に規定する期間

六　私立学校教職員共済制度の加入者証　私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第三十二号）附則第二条に規定する期間

（届書の用紙に関する経過措置）

第六条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

（戸籍法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和六年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条後段を削る。

○厚生労働省令第十九号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条第一号から第三号までの規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　七百六円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　（略）	（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　六百八十五円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　（略）

三　給付事務人件費算定基礎額　五百二十八円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千四百四十五円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

（被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として算定する額）

第二条　（略）

2　（略）

3　令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、五十三円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。

4・5　（略）

別表（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区分	係数
1級地	0.108
2級地	0.105
3級地	0.105
4級地	0.103
5級地	0.101
6級地	0.098
7級地	0.096
無級地	0.094

備考　（略）

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区分	係数	区分	係数
Ⅰの地域10種地	0.022	Ⅱの地域10種地	0.014
Ⅰの地域9種地	0.022	Ⅱの地域9種地	0.014
Ⅰの地域8種地	0.022	Ⅱの地域8種地	0.011
Ⅰの地域7種地	0.018	Ⅱの地域7種地	0.011
Ⅰの地域6種地	0.010	Ⅱの地域6種地	0.009
Ⅰの地域5種地	0.007	Ⅱの地域5種地	0.007
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　（略）

三　給付事務人件費算定基礎額　五百十二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千四百二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

（被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として算定する額）

第二条　（略）

2　（略）

3　令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、五十一円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。

4・5　（略）

別表（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区分	係数
1級地	0.058
2級地	0.056
3級地	0.056
4級地	0.055
5級地	0.054
6級地	0.052
7級地	0.051
無級地	0.050

備考　（略）

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区分	係数	区分	係数
Ⅰの地域10種地	0.018	Ⅱの地域10種地	0.012
Ⅰの地域9種地	0.018	Ⅱの地域9種地	0.012
Ⅰの地域8種地	0.018	Ⅱの地域8種地	0.009
Ⅰの地域7種地	0.015	Ⅱの地域7種地	0.009
Ⅰの地域6種地	0.008	Ⅱの地域6種地	0.007
Ⅰの地域5種地	0.005	Ⅱの地域5種地	0.005
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　（略）

(3)　寒冷度の係数

区　分	係　数
1級地	0.026
2級地	0.023
3級地	0.022
4級地	0.018

備考　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和六年度分の事務費交付金から適用する。

○国土交通省令第十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	
航空交通管制部	管轄区域
東京航空交通管制部	北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点及び北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度二一分二〇秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度三分東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三四度五八分五一秒東経一三六度五〇分四五秒の地点、北緯三四度四五分四四秒東経一三六度一八分五九秒の地点、北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度三五分四一秒東経一三五度四一分二〇秒の地点、北緯三四度三〇分二六秒東経一三五度六分九秒の地点、北緯三四度一八分二六秒東経一三四度五四分五秒の地点、北緯三三度五七分三秒東経一三四度五六分五六秒の地点、北緯三三度三五分四秒東経一三四度五九分五〇秒

(3)　寒冷度の係数

区　分	係　数
1級地	0.019
2級地	0.017
3級地	0.016
4級地	0.013

備考　（略）

改正前	
（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	
航空交通管制部	管轄区域
東京航空交通管制部	北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点及び北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度二一分二〇秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度三分東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三四度五八分五一秒東経一三六度五〇分四五秒の地点、北緯三四度四五分四四秒東経一三六度一八分五九秒の地点、北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度三五分四一秒東経一三五度四一分二〇秒の地点、北緯三四度三〇分二六秒東経一三五度六分九秒の地点、北緯三四度一八分二六秒東経一三四度五四分五秒の地点、北緯三三度五七分三秒東経一三四度五六分五六秒の地点、北緯三三度三五分四秒東経一三四度五九分五〇秒の地点及び北緯三二度三五分四七秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線（以下「Ａ線」という。）、同地

の地点及び北緯三二度五〇分四八秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線（以下「A線」という。）並びに同地点、北緯三二度一六分東経一三五度三六分三六秒の地点、北緯三三度二分四五秒東経一三六度一分の地点、北緯三三度六秒東経一三六度一七分五六秒の地点、北緯三二度五二分四九秒東経一三七度二四分五八秒の地点、北緯三三度一分五七秒東経一三七度二四分五八秒の地点、北緯三一度五六分二〇秒東経一三七度二六分五八秒の地点、北緯三一度五七分五四秒東経一三八度二三分四七秒の地点、北緯三二度二秒東経一四一度五分四九秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五分四八秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五二分一八秒の地点、北緯三四度一八分三〇秒東経一四一度四〇分一二秒の地点、北緯三四度三分五九秒東経一四二度一八分二七秒の地点、北緯三四度三分一七秒東経一四二度五五分二一秒の地点、北緯三五度二六分三七秒東経一四三度一七分一八秒の地点、北緯三七度一二秒東経一四三度五九分四七秒の地点、北緯三七度二九分三五秒東経一四三度四三分三〇秒の地点、北緯三六度五六分四七秒東経一四一度二七分四秒の地点、北緯三七度三三分一九秒東経一四一度四七分三二秒の地点、北緯三七度五七分一七秒東経一四一度四九分の地点、北緯三九度一〇秒東経一四二度五六分の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分四七秒の地点、北緯四〇度一〇秒東経一四二度三四分四七秒の地点、北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点、北緯四一度一〇秒東経一四四度四六秒の地点、北緯四三度一分一秒東経一四六度三〇分五三秒の地点、北緯四三度一六分二秒東経一四五度四五分三三秒の地点、北緯四三度四一分東経一四五度一六分四二秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点、北緯四四度五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点及び北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域並びに北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度三九分四四秒東経一三七度四四分五秒の地点及び北緯三五度三三分三〇秒東経一三七度三八分五七秒の地点を順次に結んだ線、北緯三五度一五分五五秒東経一三六度五四分五四秒の地点を中心とする半径四〇海里の円弧のうち同地点から六三度四七分四五秒に引いた線以南であって同地点から七六度五四分四七秒に引いた線以北の部分、北緯三五度二四分五一秒東経一三七度四二分四〇秒の地点及び北緯三五度二六分五五秒東経一三七度四五分二九秒の地点を順次に結んだ線並びにA線により囲まれた区域であって高さが一九、五〇〇フート未満の区域

点、北緯三三度六分二六秒東経一三五度三七分四四秒の地点、北緯三三度六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点、北緯三二度五二分四九秒東経一三七度二分二六秒の地点、北緯三一度五七分五八秒の地点、北緯三一度五六分二〇秒東経一三七度二六分五八秒の地点、北緯三一度五六分五四秒東経一三八度二三分四七秒の地点、北緯三二度二秒東経一四一度五分四九秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五分四八秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五二分一八秒の地点、北緯三四度一八分三〇秒東経一四一度四〇分一二秒の地点、北緯三四度三分五九秒東経一四二度五五分二一秒の地点、北緯三四度三分一七秒東経一四二度一七分一八秒の地点、北緯三五度二六分三七秒東経一四三度一七分四七秒の地点、北緯三七度一二秒東経一四三度五九分四七秒の地点、北緯三七度二九分三五秒東経一四三度四三分三〇秒の地点、北緯三六度五六分四七秒東経一四一度二七分四秒の地点、北緯三七度三三分一九秒東経一四一度四七分三二秒の地点、北緯三七度五七分一七秒東経一四一度四九分の地点、北緯三九度一〇秒東経一四二度五六分の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分四七秒の地点、北緯四〇度一〇秒東経一四二度三四分四七秒の地点及び北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点、北緯四一度一〇秒東経一四四度四六秒の地点、北緯四三度一分一秒東経一四六度三〇分五三秒の地点、北緯四三度一六分二秒東経一四五度四五分三三秒の地点、北緯四三度四一分東経一四五度一六分四二秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点、北緯四四度五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点及び北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域、北緯三五度四九分二七秒東経一四〇度四九分の地点、北緯三五度一九分東経一三九度二四分四三秒の地点、北緯三四度五一分五三秒東経一三八度四五分四六秒の地点、北緯三四度五一分二一秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三四度五〇分三二秒東経一三七度五〇分二七秒の地点、北緯三五度東経一三七度四〇分五五秒の地点及び北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点を順次に結んだ線、A線、北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度一六分一〇秒東経一三六度五三分五秒の地点、北緯三三度四四分五一秒東

	神戸航空交通管制部
	北緯三八度二五分東経一三七度九分一五秒の地点、北緯三六度四〇分五九秒東経一三四度四九分五四秒の地点、北緯三六度四四分五〇秒東経一三三度一五分一二秒の地点、北緯三五度四三分三秒東経一三二度四三分四八秒の地点、北緯三五度二五分一〇秒東経一三二度四六分四〇秒の地点、北緯三五度六分三八秒東経一二九度四四分の地点、北緯三四度四〇分一一秒東経一二九度九分五二秒の地点、北緯三三度二二分一五秒東経一二八度九分一九秒の地点、北緯三三度八分東経一二八度五九分八秒の地点、北緯三二度四九分六分一五秒東経一二八度五〇分六秒の地点及び北緯三二度四九分一秒東経一二八度三五分二六秒の地点を順次に結んだ線、北緯三二度四〇分一五秒東経一二八度四九分五三秒の地点を中心とする半径一五海里の円弧のうち同地点から一八一度二〇分二〇秒に引いた線以西であって同地点から三〇五度五二分六秒に引いた線以南の部分、北緯三二度二五分一二秒東経一二八度四九分二八秒の地点、北緯三二度二五分一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯二七度四三分五一秒東経一二五度四五分三四秒の地点、北緯二六度二九分一七秒東経一二七度四七分二二秒の地点、北緯二六度二七分三一秒東経一二九度四三分二五秒の地点、北緯二七度五二分一四秒東経一三〇度三〇分五二秒の地点、北緯二九度二七分三九秒東経一三一度三九分二三秒の地点、北緯二九度三一分五二秒東経一三
	神戸航空交通管制部
	北緯三八度二五分東経一三七度九分一五秒の地点、北緯三六度四〇分五九秒東経一三四度四九分五四秒の地点、北緯三六度四四分五〇秒東経一三三度一五分一二秒の地点、北緯三五度四三分三秒東経一三二度四三分四八秒の地点、北緯三五度二五分一〇秒東経一三二度四六分四〇秒の地点、北緯三五度六分三八秒東経一二九度四四分の地点、北緯三四度四〇分一一秒東経一二九度九分五二秒の地点、北緯三三度二二分一五秒東経一二八度九分一九秒の地点、北緯三三度八分東経一二八度五九分八秒の地点、北緯三二度四九分六分一五秒東経一二八度五〇分六秒の地点及び北緯三二度四九分一秒東経一二八度三五分二六秒の地点を順次に結んだ線、北緯三二度四〇分一五秒東経一二八度四九分五三秒の地点を中心とする半径一五海里の円弧のうち同地点から一八一度二〇分二〇秒に引いた線以西であって同地点から三〇五度五二分六秒に引いた線以南の部分、北緯三二度二五分一二秒東経一二八度四九分二八秒の地点、北緯三二度二五分一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯二七度四三分五一秒東経一二五度四五分三四秒の地点、北緯二六度二九分一七秒東経一二七度四七分二二秒の地点、北緯二六度二七分三一秒東経一二九度四三分二五秒の地点、北緯二七度五二分一四秒東経一三〇度三〇分五二秒の地点、北緯二九度二七分三九秒東経一三一度三九分二三秒の地点、北緯二九度三一分五二秒東経一三
	経一三六度三四分三七秒の地点及び北緯三三度一六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点を順次に結んだ線、B線並びに北緯三四度一八分三〇秒東経一四一度四〇分一二秒の地点、北緯三四度四二分三秒東経一四一度二六分七秒の地点、北緯三五度一七分三五秒東経一四一度六分三四秒の地点及び北緯三五度三四分四四秒東経一四〇度四九分の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート以上の区域並びに北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度三九分四四秒東経一三七度四四分五秒の地点及び北緯三五度三三分三〇秒東経一三七度三八分五七秒の地点を順次に結んだ線、北緯三五度一五分五五秒東経一三六度五四分五四秒の地点を中心とする半径四〇海里の円弧のうち同地点から六三度四七分四五秒に引いた線以南であって同地点から七六度五四分四七秒に引いた線以北の部分、北緯三五度二四分五一秒東経一三七度四二分四〇秒の地点及び北緯三五度二六分五五秒東経一三七度四五分二九秒の地点を順次に結んだ線並びにA線により囲まれた区域であって高さが一九、五〇〇フート未満の区域
	神戸航空交通管制部
	北緯三八度二五分東経一三七度九分一五秒の地点、北緯三六度四〇分五九秒東経一三四度四九分五四秒の地点、北緯三六度四四分五〇秒東経一三三度一五分一二秒の地点、北緯三五度四三分三秒東経一三二度四三分四八秒の地点、北緯三五度二五分一〇秒東経一三二度四六分四〇秒の地点、北緯三五度一六分四四秒東経一三二度四八分二二秒の地点、北緯三五度六分三八秒東経一二九度四四分の地点、北緯三四度四〇分一一秒東経一二九度九分五二秒の地点、北緯三三度二二分一五秒東経一二八度九分一九秒の地点、北緯三三度八分東経一二八度五九分八秒の地点、北緯三二度四九分六分一五秒東経一二八度五〇分六秒の地点及び北緯三二度四九分一秒東経一二八度三五分二六秒の地点を順次に結んだ線、北緯三二度四〇分一五秒東経一二八度四九分五三秒の地点を中心とする半径一五海里の円弧のうち同地点から一八一度二〇分二〇秒に引いた線以西であって同地点から三〇五度五二分六秒に引いた線以南の部分、北緯三二度二五分一二秒東経一二八度四九分二八秒の地点、北緯三二度二五分一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯二七度四三分五一秒東経一二五度四五分三四秒の地点、北緯二六度二九分一七秒東経一二七度四七分二二秒の地点、北緯二六度二七分三一秒東経一二九度四三分二五秒の地点、北緯二七度五二分一四秒東経一三〇度三〇分五二秒の地点、北緯二九度二七分三九秒東経一三

2	（略）	一度三八分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二〇分五九秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点、北緯三〇度三九分五二秒東経一三二度八分四七秒の地点、北緯三〇度四七分五九秒東経一三二度一九分二六秒の地点、北緯三二度一三秒東経一三三度五九分五一秒の地点及び北緯三二度五〇分四八秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線並びにＡ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域（東京航空交通管制部の管轄区域を除く。）
	（略）	

2	（略）	一度三九分二三秒の地点、北緯二九度三一分五二秒東経一三一度三八分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二〇分五九秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点、北緯三〇度三九分五二秒東経一三二度八分四七秒の地点、北緯三〇度四七分五九秒東経一三二度一九分二六秒の地点、北緯三二度一三秒東経一三三度五九分五一秒の地点、北緯三二度三五分四七秒東経一三四度二五分一〇秒の地点及び北緯三二度三九分五四秒の地点を順次に結んだ線並びにＡ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域（東京航空交通管制部の管轄区域を除く。）
	（略）	

附　則

この省令は、令和七年三月二十日から施行する。

告　示

官　庁　発　表

官　庁　事　項

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画変更の公表について

消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第２項の計画に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年２月６日策定）の全部を変更したので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和７年３月19日　　総務大臣　村上誠一郎

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目　次

第１章　総則
第１節　本計画の目的
第２節　緊急消防援助隊の任務
第２章　緊急消防援助隊の編成
第１節　緊急消防援助隊の構成単位
第２節　都道府県大隊の編成
第３節　都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務
第４節　小隊の装備等の基準
第５節　部隊の任務
第６節　部隊の隊の装備等の基準
第３章　緊急消防援助隊の登録
第４章　緊急消防援助隊の出動計画等
第５章　緊急消防援助隊の施設の整備等
第６章　緊急消防援助隊の教育訓練
第１節　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等
第２節　消防大学校における教育訓練等
第７章　その他

第１章　総則

第１節　本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第２項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第２節　緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村(以下「被災地」という。)の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。)の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。)の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第２章　緊急消防援助隊の編成

第１節　緊急消防援助隊の構成単位

１　基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

２　部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット)、ＮＢＣ災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、安全管理部隊、

救急特別編成部隊及び航空部隊を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、ＮＢＣ災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長とする。ただし、航空部隊にあっては、部隊の長を設けないものとする。

第２節　都道府県大隊の編成

1　都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。

2　長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

3　都道府県大隊長

⑴　都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする。

⑵　都道府県大隊長は、２の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合その他特別の事情がある場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

第３節　都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

1　都道府県大隊指揮隊　主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。

2　消火中隊　主として被災地における消火活動を行うこと。

3　救助中隊　主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。

4　救急中隊　主として被災地における救急活動を行うこと。

5　後方支援中隊　主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。

6　通信支援中隊　主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。

7　水上中隊　主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。

8　特殊災害中隊　主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。

9　特殊装備中隊　主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

第４節　小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1　都道府県大隊指揮隊

⑴　都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。

⑵　都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2　消火小隊

⑴　消火中隊を構成する消火小隊は、隊員４人以上で編成されるものであること。

⑵　消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。

⑶　消火小隊は、口径65ミリメートルのホースを積載すること。

3　救助小隊

⑴　救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第３号）第６条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）５人以上で編成されるものであること。ただし、⑵イ及びウの車両を備える救助小隊は、この限りでない。

⑵　救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。

ア　ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車

イ　四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両

ウ　長官が別に定める要件を満たす車両

⑶　救助小隊は、⑵の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。

ア　⑵アの救助工作車

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第１及び別表第２に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材

イ　⑵イの津波・大規模風水害対策車両

浸水域での高度な救助活動を行うための資機材

ウ　⑵ウの車両

長官が別に定める要件を満たす資機材

4　救急小隊

⑴　救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法（平成３年法律第36号）第２条第２項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第２号）第２条第１項に規定する隊員３人以上で編成されるものであること。

⑵　救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。

⑶　救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

5　後方支援小隊

⑴　後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員２人以上で編成されるものであること。

⑵　後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

6　通信支援小隊

⑴　通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員２人以上で編成されるものであること。

⑵　通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

7　水上小隊

⑴　水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び２人以上の隊員で編成されるものであること。

⑵　水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

8　特殊災害小隊

⑴　特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。）、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。

⑵　毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

9　特殊装備小隊

⑴　特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。

⑵　遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

第５節　部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、ＮＢＣ災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、安全管理部隊、救急特別編成部隊及び航空部隊の任務等は、それぞれ１から８までのとおりとする。

1　指揮支援部隊

⑴　指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

⑵　指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び情報統括支援隊をもって編成するものとし、各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長、航空指揮支援隊長及び情報統括支援隊長とする。

⑶　指揮支援部隊長

ア　指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ　指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。

ウ　指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊長に委任することができる。

エ　指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。

オ　指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動に関して、災害に係る情報の収集及び管理を情報統括支援隊長に委任することができる。

⑷　指揮支援隊長

ア　指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ　指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより指揮支援隊を編成するものとする。

⑸　航空指揮支援隊長

ア　航空指揮支援隊長は、航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者（以下「ヘリベース指揮者」という。）を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ　航空指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより航空指揮支援隊を編成するものとする。

⑹　情報統括支援隊長

ア　情報統括支援隊長は、指揮支援部隊長を補佐し、災害に係る情報の収集及び管理を行うことを任務とする。

イ　情報統括支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより情報統括支援隊を編成するものとする。

2　統合機動部隊

⑴　統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。

⑵　統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　統合機動部隊長は、原則として第２節２の代表消防機関の職員である統合機動部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。

3　エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）

⑴　エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

⑵　エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

4　ＮＢＣ災害即応部隊

⑴　ＮＢＣ災害即応部隊は、ＮＢＣ災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成15年８月29日政令第379号）第１条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

⑵　ＮＢＣ災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　ＮＢＣ災害即応部隊長は、ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

5　土砂・風水害機動支援部隊

⑴　土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

⑵　土砂・風水害機動支援部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　土砂・風水害機動支援部隊長は、原則として第２節２の代表消防機関の職員である土砂・風水害機動支援部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊を編成するものとする。

6　安全管理部隊

⑴　安全管理部隊は、被災地において緊急消防援助隊が行う消防活動に関し、隊員の安全管理を行うことを任務とする。

⑵　安全管理部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　安全管理部隊長は、安全管理部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、安全管理部隊指揮隊を編成するものとする。

7　救急特別編成部隊

⑴　救急特別編成部隊は、多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とする。

⑵　救急特別編成部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　救急特別編成部隊長は、統括救急隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、救急特別編成部隊統括救急隊を編成するものとする。

8　航空部隊

⑴　航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とする。

⑵　航空部隊は、航空小隊をもって編成し、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えるものとする。

⑶　航空小隊は、主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とする。

⑷　航空後方支援小隊は、主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とする。

第６節　部隊の隊の装備等の基準

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊、情報統括支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、安全管理部隊指揮隊、救急特別編成部隊統括救急隊、航空小隊及び航空後方支援小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1　統括指揮支援隊及び指揮支援隊

⑴　指揮支援部隊を構成する統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。

⑵　統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2　航空指揮支援隊
⑴　指揮支援部隊を構成する航空指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員３人以上で編成されるものであること。
⑵　航空指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
3　情報統括支援隊
⑴　指揮支援部隊を構成する情報統括支援隊は、災害に係る情報の収集及び管理を担当する隊員２名以上で編成されるものであること。
⑵　情報統括支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を可能な設備等及び車両を備えること。
4　統合機動部隊指揮隊
⑴　統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。
⑵　統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
5　エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊
⑴　エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。
⑵　エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
6　ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊
⑴　ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊は、ＮＢＣ災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員３人以上で編成されるものであること。
⑵　ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
7　土砂・風水害機動支援部隊指揮隊
⑴　土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。
⑵　土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
8　安全管理部隊指揮隊
⑴　安全管理部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。
⑵　安全管理部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
9　救急特別編成部隊統括救急隊
⑴　救急特別編成部隊統括救急隊は、救急活動の管理等を担当する隊員３人以上で編成されるものであること。
⑵　救急特別編成部隊統括救急隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
10　航空小隊
⑴　航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士、整備士、救助隊員等で編成されるものであること。
⑵　航空小隊は、航空機を備えること。
⑶　航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。
11　航空後方支援小隊
⑴　航空後方支援小隊は、隊員２人以上で編成されるものであること。
⑵　航空後方支援小隊は、航空機の活動拠点において、航空指揮支援隊及び航空小隊が長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

第３章　緊急消防援助隊の登録
1　長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。
2　登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、2028年度（令和10年度）末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第１のとおり、おおむね7,200隊規模とすることを目標とする。

第４章　緊急消防援助隊の出動計画等
1　出動決定のための措置等
⑴　長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又はＮＢＣ災害に対し、速やかに同条第５項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第23条の３に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。
⑵　緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
⑶　大規模な地震等が発生した場合においては、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。
2　基本的な出動計画
⑴　大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第２のとおりとする。
⑵　⑴の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第３のとおりとする。
　ただし、別表第３に規定する出動準備都道府県大隊が、災害の状況等により応援出動の準備ができない場合には、災害発生都道府県までの距離その他の事情を考慮し、別表第３に規定する災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊以外の都道府県大隊が、応援出動の準備を行うこととする。
⑶　都道府県大隊が被災地に出動した場合において、当該被災地以外の他の被災地の的確かつ迅速な消防の応援のために必要があるときは、当該被災地の被害状況等を考慮し、既に出動中の都道府県大隊を構成する中隊又は小隊の一部により新たに別の都道府県大隊を編成し、当該他の被災地に出動することとする。
3　出動及び活動における重要関係機関との連携
　緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るとともに、第６章第１節に規定する全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練をはじめ、平時からの連携強化に努めるものとする。
⑴　自衛隊、警察、海上保安庁、日本ＤＭＡＴ（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「ＤＭＡＴ」という。）等
⑵　緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

4　南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記２⑴及び⑵の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

5　ＮＢＣ災害についての出動の考え方

ＮＢＣ災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要性があることから、長官が別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にＮＢＣ災害即応部隊等が出動するものとする。

6　出動にあたっての留意事項

⑴　長官は、緊急消防援助隊の出動を求め、又は指示する場合において、災害の状況等を考慮して特に必要と認めるときは、出動すべき部隊及び都道府県大隊に編成すべき中隊又は小隊を定めて求め又は指示を行うものとする。

⑵　出動する都道府県大隊は、迅速かつ的確な活動が行えるよう、災害の状況、気象の状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に選定するものとする。

⑶　緊急消防援助隊（水上小隊及び航空小隊を除く。）は車両により進出し、活動を行うものとする。ただし、的確かつ迅速な活動のため必要と認める場合には、車両以外の手段により進出し、活動を行うものとする。

第５章　緊急消防援助隊の施設の整備等

1　緊急消防援助隊の施設の整備

第２章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第２項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。2024年度（令和６年度）から2028年度（令和10年度）末までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第４のとおりとし、その他別表第５に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2　消防用の国有財産・物品の無償貸与

大規模災害又は特殊災害が発生した場合における緊急消防援助隊の被災地での迅速かつ円滑な活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第６章　緊急消防援助隊の教育訓練

第１節　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（以下「地域ブロック合同訓練」という。）を定期的に実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、2026年度（令和８年度）に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2　地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

第２節　消防大学校、都道府県及び市町村における教育訓練等

1　消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2　都道府県及び市町村における教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

第７章　その他

1　緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。

2　この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

附　則

この計画は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（登録する隊の規模）

区分		登録規模
統括指揮支援隊及び指揮支援隊		60　隊程度
航空指揮支援隊		60　隊程度
情報統括支援隊		10　隊程度
統合機動部隊指揮隊		100　隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		10　隊程度
ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊		50　隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		50　隊程度
安全管理部隊指揮隊		50　隊程度
救急特別編成部隊統括救急隊		50　隊程度
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	160　隊程度
	消火小隊	2,530　隊程度
	救助小隊	800　隊程度
	救急小隊	1,620　隊程度
	後方支援小隊	990　隊程度
	通信支援小隊	50　隊程度
	水上小隊	20　隊程度
	特殊災害小隊	370　隊程度
	特殊装備小隊	500　隊程度
航空部隊	航空小隊	85　隊程度
	航空後方支援小隊	60　隊程度
計		7,200　隊程度（重複を除く）

別表第２（第一次出動都道府県大隊）

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青　森	岩手	宮城	秋田	山形
岩　手	青森	宮城	秋田	山形

宮　城	岩手	秋田	山形	福島
秋　田	青森	岩手	宮城	山形
山　形	宮城	秋田	福島	新潟
福　島	宮城	山形	栃木	新潟
茨　城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃　木	福島	茨城	群馬	埼玉
群　馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼　玉	茨城	群馬	千葉	東京
千　葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東　京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新　潟	山形	福島	群馬	長野
富　山	新潟	石川	長野	岐阜
石　川	富山	福井	岐阜	滋賀
福　井	石川	岐阜	滋賀	京都
山　梨	東京	神奈川	長野	静岡
長　野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐　阜	富山	福井	長野	愛知
静　岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛　知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三　重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋　賀	福井	岐阜	三重	京都
京　都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大　阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵　庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈　良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥　取	兵庫	島根	岡山	広島
島　根	鳥取	岡山	広島	山口
岡　山	兵庫	鳥取	広島	香川
広　島	島根	岡山	山口	愛媛
山　口	島根	岡山	広島	福岡
徳　島	兵庫	香川	愛媛	高知
香　川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛　媛	広島	徳島	香川	高知
高　知	広島	徳島	香川	愛媛
福　岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐　賀	福岡	長崎	熊本	大分
長　崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊　本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大　分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮　崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖　縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表３（出動準備都道府県大隊）

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊
北海道	山形　福島　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟　富山　石川
青　森	北海道　福島　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟　富山　石川
岩　手	北海道　福島　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟　富山　山梨
宮　城	北海道　青森　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟　富山　山梨
秋　田	北海道　福島　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟　富山　石川
山　形	北海道　青森　岩手　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　富山　石川
福　島	北海道　青森　岩手　秋田　茨城　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　富山　長野
茨　城	青森　岩手　宮城　秋田　山形　群馬　東京　神奈川　新潟　山梨　長野　静岡
栃　木	青森　岩手　宮城　秋田　山形　千葉　東京　神奈川　新潟　山梨　長野　静岡
群　馬	岩手　宮城　秋田　山形　福島　茨城　千葉　東京　神奈川　富山　山梨　静岡
埼　玉	岩手　宮城　秋田　山形　福島　栃木　神奈川　新潟　富山　山梨　長野　静岡
千　葉	岩手　宮城　秋田　山形　福島　栃木　群馬　新潟　山梨　長野　静岡　愛知

東　京	宮城　山形　福島　茨城　栃木　群馬　新潟　富山　長野　岐阜　静岡　愛知
神奈川	宮城　山形　福島　茨城　栃木　群馬　埼玉　新潟　長野　岐阜　愛知　滋賀
新　潟	宮城　秋田　茨城　栃木　埼玉　千葉　東京　神奈川　富山　石川　福井　山梨
富　山	群馬　埼玉　東京　神奈川　福井　山梨　愛知　三重　滋賀　京都　大阪　奈良
石　川	新潟　群馬　山梨　長野　静岡　愛知　三重　京都　大阪　奈良　和歌山　鳥取
福　井	新潟　富山　山梨　長野　静岡　愛知　三重　大阪　兵庫　奈良　和歌山　鳥取
山　梨	茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　新潟　富山　石川　福井　岐阜　愛知　三重
長　野	栃木　茨城　埼玉　千葉　東京　神奈川　富山　石川　福井　静岡　愛知　三重
岐　阜	東京　神奈川　石川　山梨　静岡　三重　滋賀　京都　大阪　兵庫　奈良　和歌山
静　岡	栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　石川　福井　岐阜　三重　滋賀　京都　大阪
愛　知	東京　神奈川　富山　石川　福井　山梨　長野　京都　大阪　兵庫　奈良　和歌山
三　重	富山　石川　福井　山梨　長野　岐阜　静岡　京都　大阪　兵庫　徳島　香川
滋　賀	富山　石川　山梨　長野　静岡　愛知　大阪　兵庫　奈良　和歌山　鳥取　徳島
京　都	富山　石川　岐阜　静岡　愛知　三重　奈良　和歌山　鳥取　岡山　徳島　香川
大　阪	石川　福井　岐阜　静岡　愛知　三重　滋賀　鳥取　岡山　広島　徳島　香川
兵　庫	石川　福井　岐阜　愛知　三重　滋賀　奈良　和歌山　島根　広島　徳島　香川
奈　良	富山　石川　福井　岐阜　静岡　愛知　滋賀　兵庫　鳥取　岡山　徳島　香川
和歌山	石川　福井　岐阜　静岡　愛知　滋賀　兵庫　鳥取　島根　岡山　徳島　香川
鳥　取	福井　愛知　三重　滋賀　京都　大阪　奈良　和歌山　山口　徳島　香川　愛媛
島　根	愛知　三重　滋賀　京都　大阪　兵庫　奈良　香川　愛媛　高知　福岡　佐賀
岡　山	愛知　三重　滋賀　京都　大阪　奈良　和歌山　島根　山口　徳島　愛媛　福岡
広　島	大阪　兵庫　奈良　鳥取　徳島　香川　高知　福岡　佐賀　長崎　熊本　大分
山　口	兵庫　鳥取　徳島　香川　愛媛　高知　佐賀　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島
徳　島	滋賀　京都　大阪　奈良　和歌山　鳥取　島根　岡山　広島　山口　福岡　佐賀
香　川	滋賀　京都　大阪　兵庫　奈良　和歌山　鳥取　島根　広島　山口　福岡　佐賀
愛　媛	滋賀　京都　大阪　兵庫　鳥取　島根　岡山　山口　福岡　佐賀　長崎　大分
高　知	滋賀　京都　大阪　兵庫　鳥取　島根　岡山　山口　福岡　佐賀　長崎　大分
福　岡	兵庫　鳥取　島根　岡山　広島　徳島　香川　愛媛　高知　長崎　宮崎　鹿児島
佐　賀	兵庫　鳥取　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　宮崎　鹿児島
長　崎	兵庫　鳥取　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　宮崎　鹿児島
熊　本	兵庫　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　佐賀　長崎　沖縄
大　分	兵庫　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　長崎　鹿児島　沖縄
宮　崎	兵庫　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　佐賀　長崎　沖縄
鹿児島	兵庫　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　佐賀　長崎　沖縄
沖　縄	兵庫　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　佐賀　長崎　大分

備考　出動準備都道府県大隊が災害の状況等により応援出動の準備ができない場合には、災害発生都道府県までの距離その他の事情を考慮して、出動準備都道府県を同表によらないこととする。

別表第４（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車両	消防ポンプ自動車	513台
	救助工作車	73台
	救急自動車	766台
	その他の消防用自動車	102台
	小　計	1,454台
航空機等	ヘリコプター	２機
	消防艇	２艇
	小　計	４機（艇）

備考

１　この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。

２　この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。

３　この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車及び消防活動二輪車をいう。

別表第５（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和７年３月19日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
常磐自動車道	埼玉県三郷市小谷堀 （三郷料金所スマートＩＣ）	改築工事	令和７年３月21日

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

岩手県一関市花泉町金沢字大沢田二三番地三

有限会社新光電気

代表清算人　木村　勝郎

解散公告

当社は、令和六年十月二十四日仙台地方裁判所気仙沼支部の解散を命ずる判決の確定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

宮城県気仙沼市松崎浦田一二七番地二

株式会社気仙沼パッケージ

代表清算人　東　忠宏

解散公告

当社は、令和七年二月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福島県南会津郡南会津町和泉田字福田二〇三三番地

有限会社目黒通信建設

清算人　目黒　瑞恵

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福島県郡山市日和田町字財ノ木原六番地の三鈴木アパートＢ棟

（旧本店福島県郡山市堤三丁目一九一番地）

コム・ジャパン株式会社

代表清算人　工藤　智規

解散公告

当社は、令和六年十二月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福島県郡山市熱海町熱海三丁目一一五番地

有限会社川嶋

清算人　川嶋キミイ

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福島県須賀川市影沼町一〇六番地

広洋設備株式会社

代表清算人　廣瀬　吉彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

茨城県日立市十王町伊師一四五五番地

有限会社大高建設

清算人　大高　茂

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘四丁目八番地三　合同会社ミレアージュ・ジャパン

代表清算人　吉武　若奈

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

栃木県那須塩原市塩原一一一八番地

有限会社源三窟

清算人　笹沼　敏孝

解散公告

当会社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生七四七番地三

有限会社石下油店

代表清算人　石下　茂夫

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

千葉県木更津市清見台東二丁目一番一九号

株式会社ワシヤ工業

代表清算人　鷲谷　拓巳

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

千葉県鴨川市横渚九三八番地の一

有限会社堀井種苗店

清算人　髙木　浩

解散公告

当社は、令和六年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

千葉県旭市鎌数四三八七番地九

ＭＤフューチャーズ株式会社

代表清算人　高橋　秀典

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都世田谷区野沢四丁目二番一〇号

有限会社インディペンデンス

清算人　樋口　正道

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

Ｄａｉｂａｎ　Ｈｏｔｅｌ　Ｏｎｅ合同会社

清算人　池田　卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

Ｄａｉｂａｎ　Ｈｏｔｅｌ　Ｏｎｅ一般社団法人

代表清算人　池田　卓也

解散公告

当社は、令和七年二月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目四番二号

ＫＤＸ茅場町ビル四Ｆ　合同会社太陽農園

清算人　Ｂｉｓｏｎ ｅｎｅｒｇｙ株式会社

職務執行者　張　恒波

解散公告

当社は、令和七年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都千代田区内神田二丁目七番四号三井ビル二階

ＪＭＣ株式会社

代表清算人　潘　陸平

解散公告

当社は、令和七年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号豊洲フォレシア一一階

シレゴテクノロジージャパン株式会社

代表清算人　迫間　幸介

解散公告

当社は、令和七年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都中央区銀座一丁目一四番七号銀座吉澤ビル三階

時代線株式会社

代表清算人　碇谷　賢祐

解散公告

当社は、令和七年三月十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都渋谷区桜丘町二六―一セルリアンタワー一五階

株式会社ことばの森

代表清算人　生越　秀子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社ＫＳＴ１０

代表清算人　武野氏伸哉

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都港区新橋五丁目五番五号新橋ビル二階

株式会社Ｃ―ＷＩＬＬ．ＮＥＴ

代表清算人　菅原　恒二

解散公告

当法人は、令和七年三月六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人ＲＥＮＯＳＹファンド１号

代表清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和七年三月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

合同会社ＲＥＮＯＳＹファンド１号

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都世田谷区太子堂四丁目二三番一五号

Ｔ―ハウス三軒茶屋六〇一

株式会社ＮＥＸＴ　ＮＯＤＥ

代表清算人　丸尾勝一郎

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都世田谷区太子堂四丁目二三番一五号

Ｔ―ハウス三軒茶屋四Ｆ

株式会社Ｄｉｇｉｚ

代表清算人　丸尾　史紘

解散公告

当社は、令和七年二月二十七日付株主総会の決議において解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号アルコタワー七階

株式会社ＰＥＡＨ

代表清算人　戸浪　樹里

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日付の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング

グリーンヒル・ジャパン株式会社

代表清算人　マーク・ラスキー

解散公告

当社は、令和六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都板橋区前野町四丁目五四番二号

ＷＰＥジャパン株式会社

代表清算人　本田　博夫

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都港区芝浦三丁目一二番六号　ＣＲＯＳＳ芝浦ビル四階

株式会社和食社中

代表清算人　石丸　啓明

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県横浜市磯子区氷取沢町一五〇番地四

株式会社ヨコトク機工

代表清算人　石黒　昭宏

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県横須賀市根岸町四丁目三〇番五号

ＮＰＯ法人ＴＭＭ

清算人　岡本久美子

解散公告

当社は、令和七年二月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県横浜市鶴見区下末吉二丁目二四番三一―二〇二号

株式会社フルフェイスＴ

代表清算人　佐藤　琢哉

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県横浜市南区平楽八三番地四

有限会社桜自然舎

清算人　堀　文都

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

川崎市宮前区平五丁目二番四〇―四〇二号

アタッチメントサービス有限会社

清算人　窪田　礼子

解散公告

当社は、令和七年二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

横浜市戸塚区名瀬町七七〇番地一四

有限会社田中ビジネスパートナー

清算人　田中　瑞子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

川崎市幸区鹿島田一〇〇六番地鹿島田駅ビルＥＫＩＳＴ鹿島田二Ｆ

特定非営利活動法人総合セラピスト協会

清算人　吉野　潔

解散公告

当社は、令和七年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

川崎市幸区下平間一〇八番地五ダイアパレス鹿島田三〇五

有限会社フラワー・ヘルパー・ステーション

清算人　小林　秀行

解散公告

当社は、令和二年十二月十六日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

横浜市青葉区荏子田二丁目一〇番四六号

日本消防設備株式会社

代表清算人　平野　透

解散公告

当社は、令和七年一月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県横浜市青葉区あざみ野三丁目二六番地二七　合同会社再生エネルギー基金

清算人　藤本　信子

解散公告

当法人は、令和七年二月十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

新潟市秋葉区善道寺二丁目一一番二九号

特定非営利活動法人にいがた農えん隊

清算人　高塚　俊郎

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

富山市田畑一六五八番地四一

有限会社北陸トレーディング

清算人　石川　洋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

富山県富山市萩原二三八番地三ラ・ページブル二〇四号　合同会社佐藤施工サービス

清算人　佐藤　武也

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

静岡県榛原郡吉田町五四三六番地の三三六

富士化成株式会社

代表清算人　杉本　公二

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

名古屋市南区石元町三丁目四一番地

株式会社中村製作所

代表清算人　中村　信夫

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

愛知県弥富市鯏浦町西前新田四番地一

株式会社柴田自動車

代表清算人　柴田　信吾

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

名古屋市中区錦二丁目一五番一九号アゼット錦ビル二Ｆ　株式会社Ｆ．Ｇ．Ｌ

代表清算人　禰津　智束

解散公告

当社は、令和六年九月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

三重県伊勢市二見町溝口一二四番地二

合同会社城エリナ音楽事務所

清算人　奥野　由美

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

京都市中京区丸屋町三一八

株式会社Ｈ＆Ｙ

代表清算人　福本　真紀

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

大阪市中央区難波五丁目一番六〇号

株式会社ラウンドワンデリシャス

代表清算人　吉田　和生

解散公告

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

大阪市生野区中川東一丁目五番一七号

有限会社岩坪家具工芸

清算人　岩坪　義実

解散公告

当法人は、令和七年二月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

兵庫県加西市北条町北条二八―一アスティア加西三Ｆ

特定非営利活動法人まちづくり北条

代表清算人　岡本　圭祐

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日をもって、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

島根県松江市菅田町一四二番地

株式会社リーベ

代表清算人　佐原　雅通

解散公告

当法人は、令和七年二月二十八日の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄一八八番地一

特定非営利活動法人瀬戸内市の生活環境保全を考える会

清算人　時實　典子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

岡山市南区大福四三三番地の一

有限会社西田建設

清算人　西田　和人

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

広島市東区中山鏡が丘五番四号

株式会社ライジング

代表清算人　大本　望

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

広島市南区旭一丁目五番二八号

有限会社広島駅前チャンスセンター

清算人　中田　満子

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

山口県防府市岩畠一丁目四番二〇号

有限会社水建

清算人　水口　安典

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

愛媛県松山市東石井四丁目一八番三号

株式会社ハット

代表清算人　吉見　達治

解散公告

当社は、令和元年六月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福岡県北九州市若松区中川町一二番五号

株式会社若松のれん街

代表清算人　吉田　一穂

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福岡県小郡市大保一三九九番地一―一〇一号室

株式会社ＵｐＲｉｖｅｒ

代表清算人　川上誠一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子二七一〇番地

株式会社まるいちや

代表清算人　日置　昭代

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

宮崎県宮崎市城ケ崎一丁目六番地二九

合同会社イーエムオー

清算人　宮崎　貴士

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

鹿児島市武一丁目三三番一七号

特定非営利活動法人日中友好交流支援の会

代表清算人　中間　淑子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

鹿児島市石谷町二一五五番地二七

特定非営利活動法人ＰａｎｄＡ

清算人　早川由美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

沖縄県那覇市松島一丁目二三番一号ヒルズ真嘉比五〇一号室

合同会社ＬＵＩＤＡ

清算人　根間　美幸

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十月十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都江戸川区西葛西六丁目一五番三号中兼ビル四階四〇一号

医療法人社団ＧＤＣ

清算人　山下みよ子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県逗子市小坪三丁目四番一一号

宗教法人天照皇大神宮教逗子支部

清算人　富田　俊夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会の決議並びに呉市長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

広島県呉市豊浜町大字豊島四〇一一番地の二

医療法人社団伊藤医院

清算人　伊藤　克浩

解散公告（第一回）

当公社は、長崎県知事の認可により令和七年二月二十八日をもって解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷六五九番地一

西彼中央土地開発公社

代表清算人　鈴木　典秀

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都中央区築地二丁目一五番一五号セントラル東銀座二〇二　医療法人社団博神会

清算人　神成　勝彦

解散公告（第二回）

当法人は、定款で定める解散事由の発生により令和七年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県小田原市板橋九一番地

医療法人社団日下部皮膚科医院

清算人　日下部芳志

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年一月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

岐阜県恵那市串原三六四一番地三

農事組合法人ふるさと松本

代表清算人　太田　英勝

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年一月二十八日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

兵庫県洲本市小路谷二一二

小路谷土地改良区

代表清算人　笹本　佳治

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年二月二十日青森県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

青森県青森市新町一丁目二番一八号

中新町山手地区市街地再開発組合

代表清算人　野澤　正樹

解散公告（第三回）

当法人は、建物の全部の滅失により令和六年十月二十二解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都江戸川区南小岩八丁目一二番一〇号

第二大森マンション自主管理組合法人

清算人　中川　剛

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十月六日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都清瀬市竹丘二丁目三番三九号

医療法人社団竹丘会

清算人　島崎　隆夫

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都大田区西蒲田三丁目一番一三号

医療法人社団女塚クリニック

清算人　宇藤　章

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年二月二十五日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

新潟県新潟市西区小新一四八五番地一

小新流通東土地区画整理組合

代表清算人　山崎　昇

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年一月七日石川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

石川県七尾市三室町一二七部二三番地

清算法人福留土地改良区

清算人代表　森　美智夫

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年二月二十八日佐久市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

長野県佐久市猿久保八八二番地

佐久平駅南土地区画整理組合

代表清算人　小林　静夫

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年二月二十四日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

大阪府大東市中垣内七丁目七番一号

船井電機労働組合

代表清算人　宮島　一聡

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年一月十一日熊本地方裁判所天草支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

熊本県天草市川原町四番一六号

光円寺

清算人　弁護士　山口　和哉

連絡先　熊本市西区池田二―六―四〇―七

吉田法律事務所

第４期決算公告　令和７年３月19日

長野県北佐久郡御代田町豊昇字黒岩３―53

株式会社レフォリア

代表取締役

アインゼル・フェリックス・ラインハルト

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,544
	固定資産	654,553
	資産合計	**678,097**
負債及び純資産の部	流動負債	1,024
	株主資本	677,073
	資本金	28,000
	資本剰余金	652,853
	資本準備金	28,000
	その他資本剰余金	624,853
	利益剰余金	△3,780
	その他利益剰余金	△3,780
	（うち当期純損失）	(1,188)
	負債・純資産合計	**678,097**

第二十六期決算公告

令和六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	三、一八六	流動負債	三六四、六八七
固定資産	一、二四七、〇〇二	株主資本	八八一、八八二
		資本金	五〇、〇〇〇
		資本剰余金	二二、五〇〇
		資本準備金	一二、五〇〇
		その他資本剰余金	一〇、〇〇〇
		利益剰余金	八〇九、三八二
		その他利益剰余金	八〇九、三八二
		（うち当期純利益）	（一、一二五）
		評価・換算差額等	三、六一八
		その他有価証券評価差額金	三、六一八
合計	一、二五〇、一八八	合計	一、二五〇、一八八

令和七年三月十九日

東京都港区東新橋一丁目八番一号

株式会社電通イノベーションパートナーズ

代表取締役社長　久保田純一郎

第二十三期決算公告

令和六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　（単位・千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
資産の部計	二〇七、八〇〇	負債の部計	七、四九二
		正味財産の部計	二〇〇、三〇七
		負債及び正味財産の部計	二〇七、八〇〇

令和七年三月十九日

石川県河北郡津幡町字太田ろ一二八番地

特定非営利活動法人おおにしやま

代表理事　杉本　秀康

第 19 期決算公告　　令和７年３月19日

青森県上北郡野辺地町字野辺地230番地５

株式会社　三　永

代表取締役　小笠原稔一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	116,208
	固定資産	47,897
	資産合計	**164,105**
負債及び純資産の部	流動負債	37,118
	固定負債	0
	負債合計	**37,118**
	株主資本	126,987
	資本金	3,000
	利益剰余金	123,987
	その他利益剰余金	123,987
	（うち当期純利益）	(5,753)
	純資産合計	**126,987**
	負債・純資産合計	**164,105**

第 85 期 決 算 公 告

2025 年 3 月 19 日　東京都八王子市中野上町四丁目29―１

株式会社レゾナック・ブレーキ

代表取締役社長　吉川　弘泰

貸借対照表の要旨　(2024年12月31日現在)　(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,775	流動負債	1,576
固定資産	4,019	固定負債	689
		退職給付引当金	664
		役員退職慰労引当金	23
		その他固定負債	2
		株主資本	5,529
		資本金	460
		資本剰余金	345
		資本準備金	345
		利益剰余金	4,724
		利益準備金	117
		その他利益剰余金	4,607
		(うち当期純利益)	(86)
資産合計	**7,794**	**負債・純資産合計**	**7,794**

第 40 期 決 算 公 告

令和７年２月27日
千葉県習志野市本大久保二丁目10番25号
習志野ガス大久保センター株式会社
代表取締役社長　伊藤　広泰

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	313,170
	固定資産	32,882
	資産合計	346,052
負債及び純資産の部	流動負債	35,674
	固定負債	10,990
	株主資本	299,388
	資本金	10,000
	利益剰余金	289,388
	利益準備金	1,300
	その他利益剰余金	288,088
	（うち当期純利益）	(4,466)
	負債・純資産合計	346,052

第 27 期 決 算 公 告

令和７年３月19日
埼玉県さいたま市北区吉野町１―403
株式会社大正製薬物流サービス
代表取締役　高橋　正

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	696,383
	固定資産	554,651
	合計	1,251,035
負債及び純資産の部	流動負債	278,465
	固定負債	528,387
	株主資本	444,183
	資本金	30,000
	利益剰余金	414,183
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	406,683
	（うち当期純利益）	(99,826)
	合計	1,251,035

第 22 期決算公告

令和７年３月19日
青森県むつ市柳町一丁目７番19号
株式会社下北エネルギー
代表取締役　宮川　仁

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	78,191
	固定資産	13,463
	資産合計	91,654
負債及び純資産の部	流動負債	34,944
	固定負債	7,200
	負債合計	42,144
	株主資本	49,510
	資本金	8,000
	利益剰余金	41,510
	その他利益剰余金	41,510
	（うち当期純利益）	(362)
	純資産合計	49,510
	負債・純資産合計	91,654

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年３月19日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大東建託株式会社　②国土交通大臣⑽3293　③代表取締役　竹内啓　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　埼玉県志木市中宗岡１丁目11番12号カンファー　トゥリー１Ｆ　神奈川県平塚市田村１丁目９―22グリッティパレス湘南Ａ１階　愛知県半田市東郷町４丁目103―２ＨＳスパリア１階　大分県別府市船小路町４番41号　新潟県新潟市中央区上近江１丁目４番17号サンリット上近江１階　静岡県掛川市南２丁目２―17　東京都杉並区天沼２丁目４－４荻窪ＳＹビル３階　愛知県名古屋市西区城西３丁目６―10Ｓａｋｕｒａ　ビベンテ１階　兵庫県姫路市北条宮の町111カーサイーグレット１Ｆ　富山県富山市天正寺1295ベル・ウィングⅡ１階　東京都大田区南蒲田１丁目１番25号蒲田東日本ビル８Ｆ　愛知県名古屋市名東区豊が丘1104リッチモンドイースト１階　⑤6000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託株式会社　代表取締役　竹内啓

①ミサワホーム株式会社　②国土交通大臣⑷7576　③代表取締役　作尾徹也　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県厚木市中町４―16―18　埼玉県川口市戸塚１―５―10　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　ミサワホーム株式会社　代表取締役　作尾徹也

①株式会社ＦＲＴ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ　②大阪府知事⑴65318　③代表取締役　古田務　④大阪府吹田市内本町一丁目23番５号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府吹田市内本町一丁目23番５号　株式会社ＦＲＴ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ　代表取締役　古田務

第56期決算公告　令和７年３月19日
東京都足立区本木二丁目18番29号
株式会社日新環境調査センター
代表取締役　原重　正英
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	625,794
	固定資産	208,022
	資産合計	833,816
負純資産及び部	流動負債	105,913
	賞与引当金	6,993
	固定負債	83,762
	退職給付引当金	68,122
	株主資本	644,140
	資本金	40,000
	利益剰余金	604,140
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	594,140
	（うち当期純利益）	(39,287)
	負債・純資産合計	833,816

第40期決算公告　令和７年３月19日
東京都港区南青山一丁目４番２号
南青山渡辺ビル５階
株式会社エム・エス・シー
代表取締役　新井　幸雄
貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	248,078
	固定資産	29,745
	資産合計	277,824
負純資産及び部	流動負債	63,163
	固定負債	61,189
	株主資本	153,471
	資本金	10,000
	利益剰余金	149,267
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	148,017
	（うち当期純利益）	(26,088)
	自己株式	△5,796
	負債・純資産合計	277,824

第17期決算公告
令和７年３月19日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
デカ・オオサカ・インベストメント株式会社
代表取締役　森田　威
貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	270,286,196
	固定資産	444,363,080
	合計	714,649,276
負純資産及び部	流動負債	64,830,149
	固定負債	644,363,080
	株主資本	5,456,047
	資本金	50,000
	利益剰余金	5,406,047
	その他利益剰余金	5,406,047
	（うち当期純損失）	(1,920,830)
	合計	714,649,276

決算公告
令和７年３月19日
東京都港区南青山二丁目20番５号
株式会社港コーポレーション
代表取締役　吉田　泉
貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,464
	固定資産	1,081,924
	合計	1,102,388
負純資産及び部	流動負債	7,342
	固定負債	457,419
	株主資本	637,626
	資本金	10,000
	利益剰余金	627,626
	その他利益剰余金	627,626
	（うち当期純利益）	(8,767)
	合計	1,102,388

決算公告
令和７年３月19日
東京都港区南青山二丁目20番５号
株式会社青山プロパティーズ
代表取締役　吉田　茂樹
貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,916
	固定資産	1,559,100
	合計	1,604,016
負純資産及び部	流動負債	23,566
	固定負債	1,208,316
	株主資本	372,133
	資本金	10,000
	利益剰余金	362,133
	その他利益剰余金	362,133
	（うち当期純利益）	(26,223)
	合計	1,604,016

第75期決算公告
令和７年３月19日
東京都豊島区高田３丁目26番３号
泰正株式会社
代表取締役　上原　治
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,749,088
	固定資産	9,404,356
	合計	15,153,444
負純資産及び部	流動負債	2,882,924
	株主資本	12,270,520
	資本金	100,000
	利益剰余金	12,170,520
	利益準備金	23,125
	その他利益剰余金	12,147,395
	（うち当期純利益）	(5,806,207)
	合計	15,153,444

第７期決算公告
令和７年３月19日
熊本県荒尾市大島1733番５
有明エナジー株式会社
代表取締役　久保　宏幸
貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	57,038,636
	固定資産	4,345,000
	合計	61,383,636
負純資産及び部	流動負債	38,559,145
	株主資本	22,824,491
	資本金	9,000,000
	資本剰余金	9,000,000
	資本準備金	9,000,000
	利益剰余金	4,824,491
	その他利益剰余金	4,824,491
	（うち当期純利益）	(1,490,249)
	合計	61,383,636

第68期決算公告
令和７年２月25日
北九州市八幡西区築地町16番60号
株式会社エア・ガシズ北九州
代表取締役　宮嶋　寛幸
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	889,849
	固定資産	89,589
	資産合計	979,438
負純資産及び部	流動負債	647,843
	固定負債	32,537
	株主資本	299,058
	資本金	29,530
	資本剰余金	15,918
	利益剰余金	253,610
	利益準備金	7,382
	その他利益剰余金	246,228
	（うち当期純利益）	(77,654)
	負債・純資産合計	979,438

第77期決算公告
令和７年３月19日
静岡県沼津市大岡2170番地の１
株式会社平安
代表取締役　中野　宰孝
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,856
	固定資産	12,850
	繰延資産	1
	資産合計	17,707
負純資産及び部	流動負債	454
	固定負債	14,597
	株主資本	2,656
	資本金	20
	利益剰余金	2,636
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	2,631
	（うち当期純利益）	(38)
	負債・純資産合計	17,707

第８期決算公告
令和７年３月19日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
一般社団法人ＷＮＩホールディングス
代表理事　本郷　雅和
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,786,932
	固定資産	4,000,000
	合計	6,786,932
負純資産及び部	流動負債	70,000
	基金等	6,716,932
	基金	8,373,000
	利益剰余金	△1,656,068
	その他利益剰余金	△1,656,068
	合計	6,786,932

第11期決算公告
令和７年３月19日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
一般社団法人クレストホールディングス
代表理事　本郷　雅和
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,166,229
	固定資産	27,042,858
	合計	48,209,087
負純資産及び部	流動負債	7,126,018
	基金等	41,083,069
	基金	60,000,000
	利益剰余金	△18,916,931
	その他利益剰余金	△18,916,931
	合計	48,209,087

第20期決算公告
令和７年３月19日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
ＫＴ六本木キャピタル一般社団法人
代表理事　髙山　知也
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,032,171
	固定資産	3,100,000
	合計	4,132,171
負純資産及び部	流動負債	70,000
	基金等	4,062,171
	基金	10,050,000
	利益剰余金	△5,987,829
	その他利益剰余金	△5,987,829
	合計	4,132,171

第７期決算公告

令和７年３月19日
東京都渋谷区広尾１丁目３番１号
Allganize Japan株式会社
代表取締役　佐藤　康雄

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	228,061
	固定資産	27,197
	資産合計	255,258
負債及び純資産の部	流動負債	155,293
	（うち賞与引当金）	(6,270)
	固定負債	257,291
	株主資本	△157,325
	資本金	9,000
	利益剰余金	△166,325
	その他利益剰余金	△166,325
	（うち当期純損失）	(42,041)
	負債・純資産合計	255,258

第12期決算公告

令和７年３月19日
静岡県静岡市駿河区南町２番23号
一般社団法人新富士インター物流団地
代表理事　本郷　雅和

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	319,073
	固定資産	2,500,000
	合計	2,819,073
負債及び純資産の部	流動負債	181,000
	基金等	2,638,073
	基金	5,200,000
	利益剰余金	△2,561,927
	その他利益剰余金	△2,561,927
	合計	2,819,073

第６期決算公告

令和７年３月19日
東京都港区北青山一丁目２番３号
ともえ一般社団法人
代表理事　安田　幸一

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	114,621
	固定資産	250,000
	合計	364,621
負債及び純資産の部	流動負債	91,800
	基金等	272,821
	基金	1,084,100
	利益剰余金	△811,279
	その他利益剰余金	△811,279
	合計	364,621

第20期決算公告

令和７年３月19日
神奈川県小田原市南鴨宮三丁目11番10号
株式会社エムジープランニング
代表取締役　廣澤　康雄

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,375
	固定資産	678,369
	資産合計	686,744
負債及び純資産の部	流動負債	58,075
	固定負債	453,401
	負債合計	511,476
	株主資本	175,268
	資本金	3,000
	利益剰余金	172,268
	その他利益剰余金	172,268
	（うち当期純利益）	(8,559)
	純資産合計	175,268
	負債・純資産合計	686,744

第67期決算公告

令和７年３月19日
東京都千代田区神田錦町三丁目17番地
廣瀬ビルディング株式会社
取締役社長　**廣**瀬　直之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	973,825
	固定資産	1,384,364
	資産合計	2,358,189
負債及び純資産の部	流動負債	473,388
	建物圧縮引当金	336,641
	固定負債	702,642
	株主資本	1,182,158
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,962,558
	利益準備金	40,000
	その他利益剰余金	1,922,558
	（うち当期純利益）	(143,753)
	自己株式	△800,400
	負債・純資産合計	2,358,189

第49期決算公告

令和７年３月19日
東京都港区港南二丁目17番１号
株式会社電通総研アシスト
代表取締役社長　荒木真一郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	226,183
	固定資産	22,551
	資産合計	248,735
負債及び純資産の部	流動負債	112,704
	役員賞与引当金	1,300
	その他	111,404
	株主資本	136,030
	資本金	10,000
	利益剰余金	126,030
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	123,530
	（うち当期純利益）	(31,308)
	負債・純資産合計	248,735

第58期決算公告

2025年３月12日
大阪市淀川区西中島５丁目４番20号
株式会社関西シビルコンサルタント
代表取締役社長　瀧浪　秀元

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,693,820
	固定資産	25,341
	資産合計	1,719,161
負債及び純資産の部	流動負債	104,810
	固定負債	141,640
	負債合計	246,450
	株主資本	1,472,711
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,462,711
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,457,711
	（うち当期純利益）	(18,427)
	純資産合計	1,472,711
	負債・純資産合計	1,719,161

第56期決算公告

令和７年３月４日
札幌市西区発寒16条14丁目６番37号
ナブコメタル株式会社
代表取締役　宮下　達也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	241,479
	固定資産	266,912
	合計	508,391
負債及び純資産の部	流動負債	285,865
	固定負債	92,486
	株主資本	130,040
	資本金	40,000
	利益剰余金	90,040
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	80,040
	（うち当期純損失）	(26,486)
	合計	508,391

第１期決算公告

令和７年３月19日
神奈川県小田原市南鴨宮三丁目11番10号
株式会社ワイエムプランニング
代表取締役　廣澤　康雄

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,000
	資産合計	12,000
負債及び純資産の部	流動負債	453
	負債合計	453
	株主資本	11,547
	資本金	12,000
	利益剰余金	△453
	その他利益剰余金	△453
	（うち当期純損失）	(453)
	純資産合計	11,547
	負債・純資産合計	12,000

第７期決算公告

令和７年３月19日
島根県出雲市国富町354番地
株式会社なかむら
代表取締役　太田　幸雄

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,988,384
	固定資産	1,631,671
	資産合計	9,620,055
負債及び純資産の部	流動負債	1,093,941
	固定負債	2,200,000
	株主資本	6,326,114
	資本金	1,510,000
	利益剰余金	4,816,114
	利益準備金	1,370,000
	その他利益剰余金	3,446,114
	（うち当期純利益）	(3,134,324)
	負債・純資産合計	9,620,055

第13期決算公告

令和７年３月19日
島根県出雲市国富町1310番地１
株式会社出雲あぐり村
代表取締役　大福　里志

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,071,231
	固定資産	26,819,702
	資産合計	34,890,933
負債及び純資産の部	流動負債	2,721,000
	固定負債	9,828,572
	株主資本	22,341,361
	資本金	7,966,000
	利益剰余金	14,375,361
	利益準備金	7,966,000
	その他利益剰余金	6,409,361
	（うち当期純利益）	(2,095,141)
	負債・純資産合計	34,890,933

第22期決算公告

令和７年３月19日
島根県出雲市西代町236番地２
株式会社グリーンファーム西代
代表取締役　原　広信

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,269,925
	固定資産	12,224,057
	資産合計	30,493,982
負債及び純資産の部	流動負債	11,864,819
	固定負債	3,395,369
	株主資本	15,233,794
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	10,233,794
	利益準備金	5,000,000
	その他利益剰余金	5,233,794
	（うち当期純利益）	(907,869)
	負債・純資産合計	30,493,982

第39期決算公告　令和７年２月21日

千葉県市川市鬼高１丁目１番１号
ニッケコルトンプラザ内
コスモ・メンテナンス株式会社
代表取締役　笹本　浩

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	123,613
	固定資産	30,781
	資産合計	154,394
負純資債及産のび部	流動負債	77,792
	固定負債	549
	株主資本	76,053
	資本金	20,000
	利益剰余金	56,053
	利益準備金	4,417
	その他利益剰余金	51,636
	（うち当期純利益）	(6,921)
	負債・純資産合計	154,394

第77期決算公告

令和７年３月19日
栃木県那須烏山市藤田1200番地
東北化工株式会社
代表取締役社長　西本　圭吾

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,012
	固定資産	495
	資産合計	1,507
負純資債及産のび部	流動負債	358
	固定負債	68
	株主資本	1,081
	資本金	125
	利益剰余金	956
	利益準備金	31
	その他利益剰余金	925
	（うち当期純損失）	(81)
	負債・純資産合計	1,507

第13期決算公告

令和７年３月２日
沖縄県那覇市字安里45番地
公益社団法人久米国鼎会
会長　奥村　正明

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,402
	固定資産	1,100,896
	合計	1,130,298
負味債財及産びの正部	流動負債	5,000
	固定負債	142,249
	負債合計	147,249
	指定正味財産	0
	一般正味財産	983,049
	（基本財産充当額）	(277,877)
	（特定資産充当額）	(238,546)
	正味財産合計	983,049
	合計	1,130,298

第７期決算公告

令和７年３月19日
東京都千代田区神田須田町一丁目１番地９
株式会社プラン・レジデンシャルリース
代表取締役　杉山　浩一

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	235,542
	固定資産	44,677
	資産合計	280,220
負純資債及産のび部	流動負債	250,568
	株主資本	29,652
	資本金	5,000
	利益剰余金	24,652
	その他利益剰余金	24,652
	（うち当期純利益）	(15,414)
	負債・純資産合計	280,220

※令和７年２月１日に吸収合併により消滅。

第22期決算公告

令和７年３月19日
東京都千代田区神田須田町一丁目１番地９
株式会社プラン・ドゥ
代表取締役　杉山　浩一

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,426,578
	固定資産	3,539,843
	資産合計	6,966,421
負純資債及産のび部	流動負債	1,983,425
	固定負債	3,677,446
	株主資本	1,305,550
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,295,550
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,293,050
	（うち当期純利益）	(307,750)
	負債・純資産合計	6,966,421

第５期決算公告　令和７年３月19日

東京都文京区音羽二丁目12番21号
株式会社コンテンツデータマーケティング
代表取締役　吉羽　治

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	426,397
	固定資産	497,780
	繰延資産	374
	資産合計	924,552
負純資債及産のび部	流動負債	102,376
	株主資本	822,176
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,464,454
	資本準備金	764,500
	その他資本剰余金	699,954
	利益剰余金	△652,277
	その他利益剰余金	△652,277
	（うち当期純損失）	(263,509)
	負債・純資産合計	924,552

第37期決算公告　令和７年３月19日

東京都渋谷区初台一丁目53番６号
株式会社アストロン
代表取締役　中島　義弘

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	454,300
	固定資産	71,003
	合計	525,304
負純資債及産のび部	流動負債	129,137
	固定負債	30,765
	株主資本	365,401
	資本金	10,000
	利益剰余金	370,801
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	368,301
	（うち当期純利益）	(51,169)
	自己株式	△15,400
	合計	525,304

第２期決算公告　令和７年２月18日

東京都台東区台東一丁目24番９号
ブライト秋葉原
リベルタ・インベストメント・パートナーズ株式会社
代表取締役　土井　保人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	64,878
	固定資産	2,168
	繰延資産	495
	資産合計	67,542
負純資債及産のび部	流動負債	1,202
	株主資本	66,340
	資本金	90,000
	利益剰余金	△23,659
	その他利益剰余金	△23,659
	（うち当期純損失）	(12,091)
	負債・純資産合計	67,542

第12期決算公告　令和７年３月19日

東京都台東区東上野４－13－９
ＲＯＵＴＥ89ＢＬＤＧ.
株式会社キッチハイク

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	457,410
	固定資産	108,691
	資産合計	566,101
負純資債及産のび部	流動負債	280,114
	固定負債	256,680
	株主資本	29,306
	資本金	45,022
	資本剰余金	409,550
	資本準備金	404,550
	自己株処分差益	5,000
	利益剰余金	△425,265
	その他利益剰余金	△425,265
	（うち当期純損失）	(151,218)
	負債・純資産合計	566,101

第８期決算公告　令和７年３月19日

栃木県足利市樺崎町1950番地５
東武冶金株式会社
代表取締役社長　小堺　一紀

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,136,447
	固定資産	44,466
	合計	1,180,913
負純資債及産のび部	流動負債	177,652
	固定負債	100,000
	株主資本	901,270
	資本金	50,000
	利益準備金	500
	利益剰余金	850,770
	（うち当期純利益）	(77,338)
	評価・換算差額等	1,991
	合計	1,180,913

第45期決算公告　令和７年３月19日

宮城県柴田郡村田町菅生６－１
株式会社菅生
代表取締役　佐々木一成

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	383,849
	固定資産	52,572
	合計	436,422
負純資債及産のび部	流動負債	357,578
	賞与引当金	15,038
	固定負債	35,516
	退職給付引当金	19,166
	株主資本	43,327
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,327
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	30,827
	（うち当期純利益）	(9,312)
	合計	436,422

第73期決算公告　令和７年３月19日

東京都荒川区東日暮里五丁目11番10号
株式会社ウチダ和漢薬
代表取締役　吉川　英樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,573,718
	固定資産	1,099,098
	資産合計	3,672,816
負純資債及産のび部	流動負債	1,532,044
	固定負債	23,990
	株主資本	2,116,782
	資本金	100,000
	資本剰余金	130,773
	資本準備金	130,773
	利益剰余金	1,886,008
	利益準備金	1,886,008
	（うち当期純利益）	(248,783)
	負債・純資産合計	3,672,816

第９期決算公告　令和７年３月19日
神奈川県愛甲郡愛川町三増247番地15
株式会社ＩＣＳホールディングス
代表取締役社長　新川　親生
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,279,838
	固定資産	2,888,187
	合計	6,168,025
負債及び純資産の部	流動負債	131,340
	固定負債	356,350
	株主資本	5,680,335
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,381,558
	資本準備金	3,381,558
	利益剰余金	2,198,776
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	2,198,776
	（うち当期純利益）	（136,782）
	合計	6,168,025

第９期決算公告
令和７年３月19日
千葉県浦安市高洲１丁目１番29
株式会社プラクロス
代表取締役　大島　茂
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	159,957
	固定資産	63,886
	合計	223,844
負債及び純資産の部	流動負債	239,492
	固定負債	20,000
	株主資本	△35,648
	資本金	10,000
	利益剰余金	△45,648
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	△46,548
	（うち当期純損失）	（17,424）
	合計	223,844

第３期決算公告　令和７年３月19日
群馬県高崎市箕郷町矢原2177番地１
石関プレシジョン株式会社
代表取締役社長　新川　親生
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	60,567
	固定資産	32
	合計	60,599
負債及び純資産の部	流動負債	22,215
	固定負債	60,000
	株主資本	△21,616
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	△31,616
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△31,616
	（うち当期純損失）	（17,014）
	合計	60,599

第 21 期 決 算 公 告
令和７年３月18日　山梨県北杜市須玉町若神子4601番地
北東技研工業株式会社
代表取締役社長　矢嶋　俊郎
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	396,721	流動負債	221,627
固定資産	520,197	（賞与引当金）	（23,975）
		固定負債	13,861
		（退職給付引当金）	（6,597）
		株主資本	674,196
		資本金	52,000
		利益剰余金	622,196
		利益準備金	11,845
		その他利益剰余金	610,350
		（うち当期純利益）	（44,660）
		評価・換算差額等	7,234
資産合計	916,919	負債・純資産合計	916,919

第 25 期 決 算 公 告
令和７年３月18日　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
株式会社ＩＣＭＧ
代表取締役　**舩**橋　元
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	500	流動負債	317
固定資産	703	固定負債	219
		株主資本	645
		資本金	100
		資本剰余金	236
		資本準備金	236
		利益剰余金	431
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	425
		自己株式	△122
		評価・換算差額等	22
		その他有価証券評価差額金	22
資産合計	1,204	負債・純資産合計	1,204

（注）当期純利益　26百万円

第 61 期 決 算 公 告
令和７年３月19日　愛知県豊田市堤町寺池上９番地１
ＮＰＡエンジニアリング＆メンテナンス株式会社
代表取締役　藤原　裕祐
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	937,442	流動負債	703,834
固定資産	61,799	固定負債	36,805
		（退職給付引当金）	（5,139）
		負債合計	740,639
		株主資本	258,601
		資本金	20,000
		資本剰余金	70,000
		資本準備金	70,000
		利益剰余金	168,601
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	146,101
		（うち当期純利益）	（46,544）
		純資産合計	258,601
資産合計	999,241	負債・純資産合計	999,241

第 65 期 決 算 公 告
2025年３月19日　静岡県浜松市浜名区根堅1066番地
浜北工業株式会社
代表取締役　奥原　顕二
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	326,080	流動負債	915,607
固定資産	774,802	（賞与引当金）	（26,034）
		固定負債	0
		（退職給付引当金）	（0）
		株主資本	185,276
		資本金	42,950
		資本剰余金	2,950
		資本準備金	2,950
		利益剰余金	139,376
		利益準備金	10,738
		その他利益剰余金	128,638
		（うち当期純利益）	（39,082）
資産合計	1,100,883	負債・純資産合計	1,100,883

第52期決算公告　令和７年３月19日
神奈川県愛甲郡愛川町三増247番地15
株式会社アイ・シイ・エス
代表取締役社長　新川　和生
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,697,769
	固定資産	2,386,665
	合計	8,084,434
負債及び純資産の部	流動負債	788,201
	固定負債	558,561
	株主資本	6,606,798
	資本金	220,000
	資本剰余金	77,820
	利益準備金	15,000
	別途積立金	300,000
	利益剰余金	5,993,978
	（うち当期純利益）	（763,587）
	評価・換算差額等	130,874
	合計	8,084,434

第 9 期 決 算 公 告
令和７年３月19日
東京都千代田区大手町一丁目１番１号
大手町パークビルディング
トロント・ドミニオン日本証券株式会社
代表取締役　大塚　武生
貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,637,038	流動負債	362,006
固定資産	131,529	固定負債	39,322
		株主資本	1,367,238
		資本金	550,001
		資本剰余金	450,000
		資本準備金	450,000
		利益剰余金	367,237
		その他利益剰余金	367,237
資産合計	1,768,567	負債・純資産合計	1,768,567

損益計算書の要旨
（自　令和５年11月１日　至　令和６年10月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,575,407
純営業収益	1,575,407
販売費及び一般管理費	1,432,823
営業利益	142,583
営業外収益	635
経常利益	143,219
税引前当期純利益	143,219
法人税、住民税及び事業税	72,624
法人税等調整額	△12,650
当期純利益	83,244

第４期決算公告

令和７年３月19日　　福岡市中央区天神一丁目13番２号

嬉里・丸田宅地開発特定目的会社

取締役　小林健一郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部		流動負債	176,280
流動資産	1,731,613	固定負債	1,690,000
特定資産合計	**1,731,613**	**負債合計**	**1,866,280**
その他の資産の部		社員資本	265,819
流動資産	400,393	特定資本金	10
固定資産	92	優先資本金	330,000
		剰余金	△64,191
		当期未処理損失	64,191
その他の資産合計	**400,485**	**純資産合計**	**265,819**
資産合計	**2,132,099**	**負債・純資産合計**	**2,132,099**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	32,466
営業損失	32,466
営業外収益	235
営業外費用	0
経常損失	32,230
税引前当期純損失	32,230
法人税、住民税及び事業税	328
当期純損失	32,559
前期繰越損失	31,632
当期未処理損失	64,191

第77期決算公告

令和６年６月21日
大阪府大阪市大正区小林西１丁目25番13号

関西海運株式会社

代表取締役社長　松永　善和

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	640,968
	固定資産	105,848
	合計	**746,816**
負債及び純資産の部	流動負債	350,626
	固定負債	97,480
	株主資本	298,709
	資本金	10,000
	利益剰余金	288,709
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	286,209
	（うち当期純利益）	（3,213）
	合計	**746,816**

第２期決算公告

令和７年３月19日
北海道旭川市東三条三丁目１番３号

株式会社リスタ

代表取締役　加藤　　巧

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	83,005
	固定資産	322,883
	繰延資産	694
	合計	**406,582**
負債及び純資産の部	流動負債	25,303
	固定負債	293,980
	株主資本	87,299
	資本金	10,000
	利益剰余金	77,299
	その他利益剰余金	77,299
	（うち当期純利益）	（41,952）
	合計	**406,582**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を九千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
北海道旭川市東三条三丁目一番三号
株式会社リスタ
代表取締役　加藤　巧

第５期決算公告

令和７年３月14日
神戸市中央区三宮町１丁目２番４号

アシックストライアスサービス株式会社

代表取締役　佐藤　泰弘

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	138,814
	固定資産	30,599
	合計	**169,413**
負債及び純資産の部	流動負債	541,346
	固定負債	32,987
	株主資本	△404,919
	資本金	50,000
	資本剰余金	69,259
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	19,259
	利益剰余金	△524,178
	その他利益剰余金	△524,178
	（うち当期純損失）	（93,140）
	合計	**169,413**

第37期決算公告

令和７年３月19日
茨城県つくば市妻木29番地の２

恵友技工株式会社

代表取締役　大西伸太郎

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,697
	固定資産	112
	合計	**6,809**
負債及び純資産の部	流動負債	894
	固定負債	4,571
	株主資本	1,344
	資本金	10,000
	利益剰余金	△8,656
	その他利益剰余金	△8,656
	（うち当期純損失）	（1,006）
	合計	**6,809**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年四月二十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
茨城県つくば市妻木二九番地の二
（甲）代表取締役　恵友技工株式会社
　　茨城県つくば市妻木二九番地の二
　　大西伸太郎
（乙）計算書類の公告義務はありません。
（甲）左記のとおりです。
代表取締役　大西伸太郎
（乙）有限会社ビッグウエスト

第１期決算公告

令和７年３月19日
新潟県佐渡市北狄1561番地

佐渡尖閣湾リゾート株式会社

代表取締役　髙橋　真一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	31,915,376
	固定資産	75,410,246
	合計	**107,325,622**
負債及び純資産の部	流動負債	3,565,689
	固定負債	22,512,739
	株主資本	81,247,194
	資本金	37,500,000
	資本剰余金	37,500,000
	資本準備金	37,500,000
	利益剰余金	6,247,194
	その他利益剰余金	6,247,194
	（うち当期純利益）	（6,247,194）
	合計	**107,325,622**

第46期決算公告

令和７年３月19日
千葉県松戸市紙敷1170番地

株式会社大功

代表取締役　中村　　寧

貸借対照表の要旨（令和６年８月25日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	282,392
	固定資産	617,341
	繰延資産	17,261
	資産合計	**916,995**
負債及び純資産の部	流動負債	206,472
	固定負債	584,414
	株主資本	126,108
	資本金	50,000
	利益剰余金	76,108
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	73,608
	（うち当期純利益）	（4,375）
	負債・純資産合計	**916,995**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年三月十九日
千葉県松戸市紙敷一一七〇番地
（甲）株式会社大功
　　代表取締役　中村　寧
　　千葉県松戸市紙敷一一七〇番地
（乙）有限会社ＤＬＰ
代表取締役　中村　寧

理事当選公告

令和七年一月三十一日開催の第五十回定時総会において、選挙の結果左記の者が理事に当選したので公告します。

記

京都府船井郡京丹波町大迫西ノ下四四番地　大迫山根一五番地　大迫生産森林組合　選挙管理者　大迫山根一五番地　大迫生産森林組合　堀　桐野　廣巳

京都府船井郡京丹波町大迫山根一大田四四番地　大迫山根一五番地　大迫生産森林組合　選挙管理者　大迫山根一五番地　大迫生産森林組合　堀　桐野　廣巳

京都府船井郡京丹波町大迫萩原一堀二堀喜番地　大迫萩原一五番地　大迫生産森林組合　選挙管理者　大迫萩原一五番地　大迫生産森林組合　堀　桐野　廣巳

京都府船井郡京丹波町大迫西ノ下四四番地　大迫山根一五番地　大迫生産森林組合　選挙管理者　大迫山根一五番地　大迫生産森林組合　堀　桐野　廣巳

京都府船井郡京丹波町大迫山根一大田四四番地　大迫山根一五番地　大迫生産森林組合　選挙管理者　大迫山根一五番地　大迫生産森林組合　堀　桐野　廣巳

京都府船井郡京丹波町大迫山根一堀二堀喜番地　大迫山根一五番地　大迫生産森林組合　選挙管理者　大迫山根一五番地　大迫生産森林組合　堀　桐野　廣巳

京都府船井郡京丹波町大迫萩原一五口四〇

第31期決算公告

令和７年３月19日

東京都小平市小川東町三丁目１番１号

ブリヂストンタイヤサービス東日本株式会社

代表取締役　仲村　克則

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,563
	固定資産	2,844
	資産合計	13,407
負債及び純資産の部	流動負債	10,082
	賞与引当金	137
	その他	9,945
	固定負債	1,425
	退職給付引当金	1,305
	その他	120
	負債合計	11,507
	株主資本	1,900
	資本金	50
	資本剰余金	490
	資本準備金	223
	その他資本剰余金	267
	利益剰余金	1,360
	利益準備金	19
	その他利益剰余金	1,341
	（うち当期純利益）	(423)
	純資産合計	1,900
	負債・純資産合計	13,407

第４期決算公告

令和７年３月19日

鹿児島市日之出町11番22号

株式会社旺花

代表取締役　清川　正彦

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,954
	固定資産	10,570
	合計	39,524
負純資産の債及び部	流動負債	22,100
	固定負債	14,259
	株主資本	3,165
	資本金	3,000
	利益剰余金	165
	その他利益剰余金	165
	（うち当期純損失）	(3,273)
	合計	39,524

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日

鹿児島市日之出町一一番二二号

代表取締役（甲）株式会社旺花　清川　正彦

鹿児島市日之出町一一番二二号

代表取締役（乙）有限会社九装　清川　正彦

第４期決算公告

令和７年３月19日

東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

鉄鋼ビルディング４階

Green Building特定目的会社

取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
特定資産	—	流動負債	532,873
その他の資産	6,190,730	負債合計	532,873
流動資産	6,190,730	純資産の部	
		社員資本	5,657,856
		特定資本金	100
		優先資本金	3,251,000
		剰余金	2,406,756
		当期未処分利益	2,406,756
		純資産合計	5,657,856
資産合計	6,190,730	負債・純資産合計	6,190,730

損益計算書の要旨

（自　令和６年３月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	15,003,689
営業費用	12,272,433
営業利益	2,731,255
営業外収益	170
営業外費用	88,427
経常利益	2,642,998
特別損失	58,409
税引前当期純利益	2,584,589
法人税、住民税及び事業税	1,708
当期純利益	2,582,881

第40期決算公告

令和７年３月19日

東京都小平市小川東町三丁目１番１号

ブリヂストンタイヤサービス西日本株式会社

代表取締役　仲村　克則

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,093
	固定資産	2,981
	資産合計	13,074
負債及び純資産の部	流動負債	8,123
	賞与引当金	132
	その他	7,990
	固定負債	1,206
	退職給付引当金	1,120
	その他	86
	負債合計	9,329
	株主資本	3,745
	資本金	30
	資本剰余金	299
	資本準備金	45
	その他資本剰余金	254
	利益剰余金	3,416
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	3,415
	（うち当期純利益）	(253)
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	純資産合計	3,745
	負債・純資産合計	13,074

第35期決算公告

令和７年３月19日

埼玉県富士見市東みずほ台一丁目９番地４

株式会社パル・オネスト

代表取締役　齋藤　裕之

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,487,853,295
	固定資産	1,125,186,469
	資産合計	2,613,039,764
負純資産の債及び部	流動負債	1,005,577,039
	賞与引当金	64,590,086
	固定負債	33,300,000
	株主資本	1,574,162,725
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	1,524,162,725
	利益準備金	12,500,000
	その他利益剰余金	1,511,662,725
	（うち当期純利益）	(131,343,222)
	負債・純資産合計	2,613,039,764

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日

埼玉県富士見市東みずほ台一丁目九番地四

代表取締役（甲）株式会社パル・オネスト　齋藤　裕之

東京都板橋区成増三丁目四八番二二号

代表取締役（乙）有限会社ファーマ・トラスト　齋藤　裕之

第17期決算公告

令和７年３月19日

東京都渋谷区本町一丁目20番２号

株式会社ＮＩＫＫＯ

代表取締役　丸井　一弘

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	30,529,744
	固定資産	1,181,808
	無形固定資産	122,158
	投資その他の資産	1,059,650
	資産合計	31,711,552
負純資産の債及び部	流動負債	44,979,789
	固定負債	0
	株主資本	△13,268,237
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△23,268,237
	その他利益剰余金	△23,268,237
	（うち当期純損失）	(17,931,981)
	負債・純資産合計	31,711,552

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年三月十九日

東京都渋谷区本町一丁目二〇番二号

株式会社ＮＩＫＫＯ

代表取締役　丸井　一弘

第38期決算公告

令和７年３月19日
大阪市東住吉区北田辺四丁目15番17号
株式会社共伸興産
代表取締役　竹雨　泰洛

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	78
	固定資産	322
	資産合計	400
負債及び純資産の部	流動負債	22
	固定負債	261
	負債合計	283
	株主資本	116
	資本金	20
	利益剰余金	96
	その他利益剰余金	96
	（うち当期純損失）	(2)
	純資産合計	116
	負債・純資産合計	400

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日
大阪市東住吉区北田辺四丁目一五番一七号
（甲）株式会社共伸興産
代表取締役　竹雨　泰洛
大阪市東住吉区北田辺四丁目一五番一七号
（乙）有限会社ベストソリューション
代表取締役　竹雨　泰洛

決　算　公　告

令和７年３月19日
大阪市浪速区桜川二丁目10番１号
株式会社ニューモリモト
代表取締役　森本　直樹

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,873
	固定資産	99,909
	合計	108,782
負債及び純資産の部	流動負債	93,793
	株主資本	14,988
	資本金	3,000
	利益剰余金	11,988
	その他利益剰余金	11,988
	（うち当期純利益）	(996)
	合計	108,782

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりで、乙の計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日
大阪市浪速区桜川二丁目一〇番一号
（甲）株式会社ニューモリモト
代表取締役　森本　直樹
大阪府堺市西区浜寺石津町西三丁五番二五号
（乙）有限会社さぬき自動車
代表取締役　森本佳代子

第34期決算公告

令和７年３月19日
広島県福山市港町一丁目７番25号
株式会社沼本ふとん店
代表取締役　沼本　泰治

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,317
	固定資産	3,858
	合計	14,176
負債及び純資産の部	流動負債	47,953
	固定負債	41,321
	株主資本	△ 75,099
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 95,099
	その他利益剰余金	△ 95,099
	（うち当期純損失）	(4,135)
	合計	14,176

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
広島県福山市港町一丁目七番二五号
株式会社沼本ふとん店
代表取締役　沼本　泰治

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

スマートフォン向けゲーム「約束のネバーランド～狩庭からの脱走～」のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第20条第１項の規定に基づき、未使用のゲーム内通貨の保有者に払戻しをいたします。

＜払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号＞
株式会社サイバーエージェント
＜払戻し対象の前払式支払手段の種類＞
ダイヤ（有償のみ）
＜払戻しの申出期間＞
令和７年３月19日水曜日15時零分～令和７年６月19日木曜日15時零分迄
当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。
＜問い合わせ先＞
約束のネバーランド～狩庭からの脱走～カスタマーサポート：info@karineva.com
令和７年３月19日
東京都渋谷区宇田川町40番１号　　株式会社サイバーエージェント

第35期決算公告

令和７年３月19日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目８番12号
株式会社エストケム
代表取締役　住吉　　清

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,304,146
	固定資産	920,791
	合計	6,224,938
負債及び純資産の部	流動負債	3,708,161
	賞与引当金	100,958
	固定負債	782,180
	退職給付引当金	26,682
	株主資本	1,615,052
	資本金	300,000
	資本剰余金	18,787
	資本準備金	18,787
	利益剰余金	1,332,761
	利益準備金	56,212
	その他利益剰余金	1,276,548
	（うち当期純利益）	(180,444)
	自己株式	△36,496
	評価・換算差額等	119,544
	その他有価証券評価差額金	115,842
	繰延ヘッジ損益	3,701
	合計	6,224,938

第57期決算公告

令和７年３月19日

静岡県静岡市清水区横砂南町２番１号
株式会社サニーメイズ
代表取締役社長　西内　正美

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,156,629
	固定資産	580,080
	有形固定資産	533,493
	無形固定資産	617
	投資その他の資産	45,969
	資産合計	2,736,709
負債及び純資産の部	流動負債	257,661
	（うち賞与引当金）	(3,717)
	（うち役員賞与引当金）	(3,100)
	固定負債	43,237
	（うち退職給付引当金）	(43,237)
	負債合計	300,898
	株主資本	2,422,106
	資本金	120,000
	利益剰余金	2,302,106
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	2,272,106
	（うち当期純利益）	(389,000)
	評価・換算差額等	13,704
	繰延ヘッジ損益	13,704
	純資産合計	2,435,810
	負債・純資産合計	2,736,709

第57期決算公告

令和７年３月19日
石川県加賀市永井町88の１番地２
和幸理研株式会社
代表取締役　打本　純也

貸借対照表の要旨（令和６年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	419,929
	固定資産	384,828
	合計	804,758
負純資債及産びの部	流動負債	215,798
	固定負債	120,714
	株主資本	468,244
	資本金	50,000
	資本剰余金	147,000
	利益剰余金	271,244
	利益準備金	8,100
	その他利益剰余金	263,144
	（うち当期純利益）	(34,737)
	合計	804,758

第16期決算公告

2025年３月19日
神奈川県伊勢原市鈴川45
株式会社マグネスケール
代表取締役会長　森　雅彦

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,873	流動負債	2,487
固定資産	6,909	固定負債	723
有形固定資産	6,217	負債合計	3,211
無形固定資産	443	株主資本	15,571
投資その他の資産	248	資本金	1,000
		資本剰余金	5,068
		その他資本剰余金	5,068
		利益剰余金	9,503
		その他利益剰余金	9,503
		純資産合計	15,571
資産合計	18,782	負債・純資産合計	18,782

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,403
売上原価	10,344
売上総利益	4,058
販売費及び一般管理費	2,243
営業利益	1,815
営業外収益	111
営業外費用	43
経常利益	1,883
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	1,883
法人税、住民税及び事業税	444
法人税等調整額	80
当期純利益	1,357

第３期決算公告

令和７年２月28日
長野県長野市三輪六丁目６番２号
株式会社ＥＡリサーチ
代表取締役　北條　敏彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,118
	固定資産	11,602
	有形固定資産	11,104
	投資その他の資産	497
	繰延資産	878
	合計	21,599
負純資債及産びの部	流動負債	10,606
	固定負債	11,580
	株主資本	△586
	資本金	2,500
	利益剰余金	△3,086
	その他利益剰余金	△3,086
	（うち当期純利益）	(5,536)
	合計	21,599

第１期決算公告

令和７年３月19日
東京都港区芝２丁目２番12号
浜松町ＰＲＥＸ11階
江夏株式会社
代表取締役　田中　佳宜

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	680,654,802
	固定資産	1,815,063,687
	資産合計	2,495,718,489
負純資債及産びの部	流動負債	37,849,874
	固定負債	2,409,232,679
	株主資本	48,635,936
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	39,635,936
	その他利益剰余金	39,635,936
	（うち当期純利益）	(39,635,936)
	負債・純資産合計	2,495,718,489

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＫＯＫＡ　ＳＴＡＲ株式会社（住所東京都港区芝二丁目二番一二号浜松町ＰＲＥＸ一一階）に対して当社の不動産担保融資事業（銀行借入等を含む）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
東京都港区芝二丁目二番一二号浜松町ＰＲＥＸ一一階
代表取締役　江夏株式会社
田中　佳宜

第52期決算公告

令和７年３月18日
大阪市東成区深江北１丁目10番25号
株式会社大阪共立
代表取締役社長　黒木　郁夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,010,902
	固定資産	144,864
	合計	1,155,767
負純資債及産びの部	流動負債	556,204
	固定負債	204,434
	株主資本	395,129
	資本金	40,000
	利益剰余金	355,129
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	345,129
	（うち当期純利益）	(74,966)
	合計	1,155,767

第６期決算公告

2025年３月19日　北海道北広島市Ｆビレッジ１番地
株式会社ファイターズ スポーツ＆エンターテイメント
代表取締役社長　小村　勝

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,007	流動負債	25,150
固定資産	59,119	賞与引当金	87
		固定負債	14,889
		退職給付引当金	90
		役員退職慰労引当金	31
		株主資本	26,087
		資本金	12,000
		資本剰余金	12,000
		資本準備金	12,000
		利益剰余金	2,087
		その他利益剰余金	2,087
資産合計	66,127	負債・純資産合計	66,127

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	23,931
売上原価	15,691
売上総利益	8,240
販売費及び一般管理費	3,990
営業利益	4,249
営業外収益	53
営業外費用	198
経常利益	4,105
特別利益	0
特別損失	17
税引前当期純利益	4,088
法人税、住民税及び事業税	1,226
法人税等調整額	△184
当期純利益	3,045

第37期決算公告

令和７年３月19日
山梨県笛吹市八代町米倉1447番地
甲斐食産株式会社
代表取締役　小川　学

貸借対照表の要旨
（令和６年２月29日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,926,691	流動負債	1,068,843
固定資産	1,212,653	賞与引当金	11,000
繰延資産	58,891	固定負債	207,688
		株主資本	1,921,703
		資本金	10,000
		資本剰余金	38,000
		その他資本剰余金	38,000
		利益剰余金	1,873,703
		その他利益剰余金	1,873,703
		（うち当期純利益）	(255,746)
資産合計	3,198,235	負債・純資産合計	3,198,235

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の養豚業に関する事業の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年三月十九日
千葉県旭市清和甲一六五一番地
（甲）株式会社椿農場
代表取締役　小川　学
山梨県笛吹市八代町米倉一四四七番地
（乙）甲斐食産株式会社
代表取締役　小川　学

第 75 期 決 算 公 告

令和７年３月19日

大阪府東大阪市菱屋東二丁目１番29号
生興株式会社
代表取締役　古谷　勝彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,655,715	流動負債	2,632,521
固定資産	3,838,128	固定負債	347,033
		株主資本	7,514,289
		資本金	380,000
		資本剰余金	248,000
		資本準備金	248,000
		利益剰余金	6,886,445
		利益準備金	62,760
		その他利益剰余金	6,823,685
		（うち当期純利益）	（388,206）
		自己株式	△　156
資産合計	10,493,844	負債・純資産合計	10,493,844

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千二百万円、資本準備金の額を一億九千九百万円減少し、それぞれ九千八百万円、四千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
大阪府東大阪市菱屋東二丁目一番二九号
生興株式会社
代表取締役　古谷　勝彦

第 1 期 決 算 公 告

令和７年３月19日

東京都千代田区麹町三丁目２番地垣見麹町ビル別館４階
ＨＴホールディングス株式会社
代表取締役　德永　康雄

貸借対照表の要旨　（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,311	流動負債	67,078
固定資産	2,218,367	固定負債	1,231,440
		株主資本	930,161
		資本金	30,000
		資本剰余金	970,000
		資本準備金	500,000
		その他資本剰余金	470,000
		利益剰余金	△69,838
		その他利益剰余金	△69,838
		（うち当期純損失）	（69,838）
資産合計	2,228,679	負債・純資産合計	2,228,679

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
東京都千代田区麹町三丁目二番地垣見麹町ビル別館四階
ＨＴホールディングス株式会社
代表取締役　德永　康雄

決　算　公　告

令和７年３月19日　東京都世田谷区用賀三丁目11番12号
株式会社クリケット
代表取締役　竹下　和弘

貸借対照表の要旨　（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,849,568	流動負債	213,511
固定資産	1,628,904	固定負債	4,134
		株主資本	4,260,827
		資本金	5,000
		資本剰余金	988,453
		その他資本剰余金	988,453
		利益剰余金	4,780,513
		利益準備金	1,250
		その他利益剰余金	4,779,263
		（うち当期純損失）	（183,568）
		自己株式	△1,513,139
合計	4,478,473	合計	4,478,473

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和六年十月三十一日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。効力発生日は令和七年四月二十四日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
東京都世田谷区用賀三丁目一一番一二号
株式会社クリケット
代表取締役　竹下　和弘

決　算　公　告

令和７年３月19日　福岡県福津市花見が浜一丁目５番１号
株式会社緑風会
代表取締役　伊藤　雅子

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	534,124	流動負債	29,608
固定資産	1,713,007	固定負債	148,233
繰延資産	137	株主資本	2,069,428
		資本金	5,000
		利益剰余金	2,564,528
		利益準備金	1,250
		別途積立金	700,000
		繰越利益剰余金	1,863,278
		（うち当期純損失）	（128,585）
		自己株式	△500,100
資産合計	2,247,270	負債・純資産合計	2,247,270

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日
福岡県福津市花見が浜一丁目五番一号
（甲）株式会社緑風会
代表取締役　伊藤　雅子
福岡県福津市花見が浜一丁目五番一号
（乙）有限会社サンシヤイン
代表取締役　伊藤　雅子

第１期決算公告

令和７年３月19日

広島市中区橋本町９番７号

一般社団法人みんなの防災倉庫普及協会

代表理事　益本　秀則

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	41,624
	固定資産	—
	合計	41,624
負純資債及産のび部	流動負債	735,135
	固定負債	—
	株主資本	△ 693,511
	利益剰余金	△ 693,511
	その他利益剰余金	△ 693,511
	（うち当期純損失）	(693,511)
	合計	41,624

第65期決算公告

令和７年３月14日

大阪府大阪市北区大淀北２丁目１番２号

日本ペイントマリン株式会社

代表取締役社長　グラディス・ゴー・ケイ・ジャン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,231	流動負債	13,605
固定資産	6,224	固定負債	281
		株主資本	2,522
		資本金	1,200
		資本剰余金	4
		その他資本剰余金	4
		利益剰余金	1,318
		利益準備金	120
		その他利益剰余金	1,198
		評価・換算差額等	46
		その他有価証券評価差額金	46
資産合計	16,456	負債・純資産合計	16,456

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	18,787
売上原価	15,359
売上総利益	3,428
販売費及び一般管理費	3,141
営業利益	287
営業外収益	834
営業外費用	58
経常利益	1,062
特別損益	5
税引前当期純利益	1,068
法人税、住民税及び事業税	42
当期純利益	1,025

決算公告

令和７年３月19日

神奈川県川崎市多摩区生田八丁目19番１号

株式会社キスオンザグリーン

代表取締役　丸山　大知

貸借対照表の要旨

（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	111,726
	固定資産	31,070
	合計	142,796
負純資債及産のび部	流動負債	86,606
	固定負債	71,473
	株主資本	△ 15,283
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 18,283
	その他利益剰余金	△ 18,283
	（うち当期純損失）	(28,120)
	合計	142,796

決算公告

令和７年３月19日

岐阜県中津川市苗木4586番地の50

丸山木材ホールディングス株式会社

代表取締役　丸山　大知

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	915,236
	固定資産	4,168,199
	繰延資産	12,533
	合計	5,095,968
負純資債及産のび部	流動負債	534,691
	固定負債	2,608,632
	株主資本	1,952,645
	資本金	80,000
	資本剰余金	123
	利益剰余金	1,872,522
	利益準備金	27,000
	その他利益剰余金	1,845,522
	（うち当期純利益）	(611,440)
	合計	5,095,968

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

岐阜県中津川市苗木四五八六番地の五

（甲）丸山木材ホールディングス株式会社

代表取締役　丸山　大知

神奈川県川崎市多摩区生田八丁目一九番一号

（乙）株式会社キスオンザグリーン

代表取締役　丸山　大知

第19期決算公告

令和７年３月19日

静岡県浜松市中央区卸本町82番地

株式会社ジー・ゾーン

代表取締役　天野　茂

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	39,167
	固定資産	5,412
	有形固定資産	3,779
	無形固定資産	82
	投資その他の資産	1,550
	資産合計	44,579
負純資債及産のび部	流動負債	60,821
	固定負債	86,533
	株主資本	△102,775
	資本金	3,000
	利益剰余金	△105,775
	その他利益剰余金	△105,775
	（うち当期純損失）	(5,234)
	負債・純資産合計	44,579

第20期決算公告

令和７年３月19日

静岡県磐田市福田5493番地39

株式会社ラマニーズ

代表取締役　天野　茂

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	195,494
	固定資産	289,338
	有形固定資産	187,677
	無形固定資産	201
	投資その他の資産	101,459
	資産合計	484,832
負純資債及産のび部	流動負債	127,620
	固定負債	347,768
	株主資本	9,443
	資本金	3,000
	利益剰余金	6,443
	その他利益剰余金	6,443
	（うち当期純利益）	(8,202)
	負債・純資産合計	484,832

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

静岡県磐田市福田五四九三番地三九

（甲）株式会社ラマニーズ

代表取締役　天野　茂

静岡県浜松市中央区卸本町八二番地

（乙）株式会社ジー・ゾーン

代表取締役　天野　茂

第11期決算公告

令和７年３月19日

三重県鈴鹿市神戸一丁目10番２号

株式会社あおい

代表取締役　本城　梨絵

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,122
	固定資産	2,473
	合計	4,595
負純資債及産のび部	流動負債	489
	固定負債	6,599
	株主資本	△2,493
	資本金	300
	利益剰余金	△2,793
	その他利益剰余金	△2,793
	（うち当期純利益）	(1,139)
	合計	4,595

第13期決算公告

令和７年３月19日

三重県鈴鹿市神戸一丁目10番２号

株式会社オーエーワン

代表取締役　本城　梨絵

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,674
	固定資産	16,427
	合計	25,101
負純資債及産のび部	流動負債	2,004
	固定負債	10,024
	株主資本	13,073
	資本金	300
	利益剰余金	12,773
	その他利益剰余金	12,773
	（うち当期純利益）	(1,698)
	合計	25,101

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年三月三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

三重県鈴鹿市神戸一丁目一〇番二号

（甲）株式会社オーエーワン

代表取締役　本城　梨絵

三重県鈴鹿市神戸一丁目一〇番二号

（乙）株式会社あおい

代表取締役　本城　梨絵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年三月十九日

川崎市宮前区東有馬四丁目一八番四号

（甲）株式会社ＭＭエンジニアリング

代表取締役　河野　一弘

東京都板橋区宮本町三一番一五―四〇三号

（乙）株式会社ＭＭエンジニアリング

代表取締役　中村　達彦

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,107
	固定資産	10,659
	資産合計	51,766
負純資債及産のび部	流動負債	26,021
	固定負債	11,891
	負債合計	37,912
	株主資本	13,854
	資本金	3,000
	利益剰余金	10,854
	その他利益剰余金	10,854
	（うち当期純利益）	(117)
	純資産合計	13,854
	負債・純資産合計	51,766

第12期決算公告　令和７年３月19日

東京都板橋区宮本町31番15―403号

株式会社ＭＭエンジニアリング

代表取締役　中村　達彦

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,452
	固定資産	11,621
	資産合計	32,073
負純資債及産のび部	流動負債	11,029
	固定負債	3,094
	負債合計	14,123
	株主資本	17,950
	資本金	3,000
	利益剰余金	14,950
	その他利益剰余金	14,950
	（うち当期純利益）	(5,752)
	純資産合計	17,950
	負債・純資産合計	32,073

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

福岡市中央区警固二丁目一八番五号

（甲）株式会社三和美研

代表取締役　仲村　一起

福岡市中央区警固二丁目一八番五号

（乙）株式会社Ｓ―ｓｔｙｌｅ

代表取締役　仲村　一起

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	353,494
	固定資産	289,255
	合計	642,750
負純資債及産のび部	流動負債	345,116
	固定負債	248,682
	株主資本	48,950
	資本金	10,000
	利益剰余金	38,950
	その他利益剰余金	38,950
	合計	642,750
注	当期純利益	20,011千円

第35期決算公告　令和７年３月19日

福岡市中央区警固二丁目18番５号

株式会社三和美研

代表取締役　仲村　一起

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

福岡市中央区警固二丁目一八番五号

（甲）株式会社三和美研

代表取締役　仲村　一起

福岡市中央区警固二丁目一八番五号

（乙）株式会社Ｓ―ｓｔｙｌｅ

代表取締役　仲村　一起

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,980
	固定資産	4,026
	合計	8,007
負純資債及産のび部	流動負債	41,998
	固定負債	2,000
	株主資本	△35,991
	資本金	3,000
	利益剰余金	△38,991
	その他利益剰余金	△38,991
	合計	8,007
注	当期純損失	16,769千円

第５期決算公告　令和７年３月19日

福岡市中央区警固二丁目18番５号

株式会社Ｓ―ｓｔｙｌｅ

代表取締役　仲村　一起

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

静岡県静岡市清水区蒲原東一四八番地の一

（甲）駿河重機建設株式会社

代表取締役　栗山　勝訓

静岡市清水区蒲原東一七〇番地の一

（乙）株式会社そこあげ

代表取締役　栗山　勝訓

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	763,865
	固定資産	255,498
	繰延資産	2,437
	資産合計	1,021,801
負純資債及産のび部	流動負債	378,775
	固定負債	473,978
	株主資本	169,048
	資本金	20,000
	その他資本剰余金	1,000
	利益剰余金	148,048
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	145,548
	（うち当期純利益）	(9,101)
	負債・純資産合計	1,021,801

決算公告　令和７年３月19日

静岡県静岡市清水区蒲原東148番地の１

駿河重機建設株式会社

代表取締役　栗山　勝訓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

静岡県静岡市清水区蒲原東一四八番地の一

（甲）駿河重機建設株式会社

代表取締役　栗山　勝訓

静岡市清水区蒲原東一七〇番地の一

（乙）株式会社そこあげ

代表取締役　栗山　勝訓

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,783
	固定資産	38,449
	繰延資産	140
	資産合計	43,372
負純資債及産のび部	流動負債	14,441
	固定負債	112,003
	株主資本	△83,072
	資本金	10,000
	利益剰余金	△93,072
	その他利益剰余金	△93,072
	（うち当期純損失）	(31,481)
	負債・純資産合計	43,372

決算公告　令和７年３月19日

静岡市清水区蒲原東170番地の１

株式会社そこあげ

代表取締役　栗山　勝訓

第59期決算公告

令和７年３月19日

広島市佐伯区石内上一丁目５番１号

リジョー株式会社

代表取締役　藤井　巖

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

広島市佐伯区石内上一丁目五番一号

（甲）リジョー株式会社

代表取締役　藤井　巖

山口県大島郡周防大島町大字東三蒲一〇七番地一

（乙）株式会社周防大島アグリ

代表取締役　藤井　清水

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,044,604
	固定資産	851,490
	合計	1,896,094
負純資債及産のび部	流動負債	340,630
	賞与引当金	30,591
	固定負債	159,178
	株主資本	1,396,285
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,376,285
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,371,285
	（うち当期純利益）	(145,088)
	合計	1,896,094

第８期決算公告

令和７年３月19日

山口県大島郡周防大島町大字東三蒲1107番地１

株式会社周防大島アグリ

代表取締役　藤井　清水

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,648
	固定資産	17,315
	繰延資産	1,394
	合計	22,358
負純資債及産のび部	流動負債	8,552
	固定負債	59,512
	株主資本	△ 45,706
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 55,706
	その他利益剰余金	△ 55,706
	（うち当期純損失）	(4,298)
	合計	22,358

第 55 期 決 算 公 告

令和７年３月18日　千葉市美浜区新港２番地の１
日本タンクターミナル株式会社
代表取締役社長　山田　修

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	352,766	流動負債	561,024
固定資産	2,037,254	固定負債	1,028,238
		株主資本	802,731
		資本金	157,500
		資本剰余金	13,500
		資本準備金	13,500
		利益剰余金	631,729
		利益準備金	38,445
		その他利益剰余金	593,284
		評価・換算差額等	△1,973
		その他有価証券評価差額金	△1,973
資産合計	2,390,020	負債・純資産合計	2,390,020

㈱　当期純利益　39,755千円

第 38 期 決 算 公 告

令和７年３月18日　東京都中央区明石町６番４号
株式会社片倉キャロンサービス
代表取締役社長　井上健一郎

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	363,402	流動負債	132,577
固定資産	404,661	固定負債	37,943
有形固定資産	49,676	株主資本	582,489
無形固定資産	748	資本金	65,000
投資その他の資産	354,236	資本剰余金	467
		資本準備金	467
		利益剰余金	517,021
		利益準備金	16,250
		その他利益剰余金	500,771
		（当期純利益）	（71,964）
		評価・換算差額等	15,053
		有価証券評価差額金	15,053
資産合計	768,064	負債・純資産合計	768,064

第 5 期 決 算 公 告

令和７年３月14日　神戸市中央区三宮町１丁目２番４号
アシックススポーツファシリティーズ株式会社
代表取締役　片岡　秀文

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	228,465	流動負債	1,135,840
固定資産	40,054	固定負債	14,098
		株主資本	△881,419
		資本金	50,000
		資本剰余金	245,311
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	195,311
		利益剰余金	△1,176,730
		その他利益剰余金	△1,176,730
		（うち当期純損失）	（270,350）
合計	268,519	合計	268,519

第 7 期 決 算 公 告

2025年３月19日　東京都港区虎ノ門四丁目１番17号
神谷町プライムプレイス９階
ガイストリッヒファーマジャパン株式会社
代表取締役　ユルク・ロート

貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	460,002	流動負債	174,124
固定資産	36,255	有給休暇引当金	9,548
		固定負債	300,000
		株主資本	22,133
		資本金	310,000
		資本剰余金	300,000
		資本準備金	300,000
		利益剰余金	△587,866
		その他利益剰余金	△587,866
		（うち当期純利益）	（195）
資産合計	496,258	負債・純資産合計	496,258

第 75 期 決 算 公 告

令和７年３月19日　大阪市中央区博労町四丁目５番２号
エース株式会社
代表取締役社長　森下　宏明

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,653**	**流動負債**	**2,124**
固定資産	**9,116**	（うち賞与引当金）	（71）
有形固定資産	**2,389**	**固定負債**	**650**
無形固定資産	**281**	（うち役員退職慰労引当金）	（411）
投資その他の資産	**6,445**	**負債合計**	**2,774**
		株主資本	**18,070**
		資本金	1,410
		資本剰余金	35
		資本準備金	35
		利益剰余金	16,624
		利益準備金	352
		その他利益剰余金	16,272
		評価・換算差額等	**926**
		その他有価証券評価差額金	827
		繰延ヘッジ損益	99
		純資産合計	**18,996**
資産合計	**21,770**	**負債・純資産合計**	**21,770**

損益計算書の要旨
（令和６年１月１日から令和６年12月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	**26,672**	特別利益	6
売上原価	12,131	特別損失	96
売上総利益	**14,541**	**税引前当期純利益**	**2,959**
販売費及び一般管理費	11,810	法人税、住民税及び事業税	562
営業利益	**2,730**	法人税等調整額	△ 38
営業外収益	319	**当期純利益**	**2,436**
営業外費用	1		
経常利益	**3,049**		

第 21 期 決 算 公 告

令和７年３月19日　長野県茅野市宮川字小早川7377
株式会社キッツメタルワークス
代表取締役社長　中嶋　孝興

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,064	流動負債	6,358
固定資産	5,718	賞与引当金	143
		役員賞与引当金	42
		その他	6,173
		固定負債	1,610
		役員退職慰労引当金	47
		その他	1,563
		負債合計	**7,968**
		株主資本	8,812
		資本金	2,240
		資本剰余金	3,640
		資本準備金	3,640
		利益剰余金	2,932
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	2,931
		評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
		純資産合計	**8,814**
資産合計	16,782	負債・純資産合計	16,782

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	31,128	経常利益	811
売上原価	29,468	特別利益	0
売上総利益	1,660	特別損失	3
販売費及び一般管理費	842	税引前当期純利益	808
営業利益	818	法人税、住民税及び事業税	237
営業外収益	36	法人税等調整額	△ 19
営業外費用	43	当期純利益	590

第 15 期 決 算 公 告

令和７年３月19日

京都市中京区富小路通錦小路上る高宮町589番地

株 式 会 社 カ リ カ

代表取締役　呉　　昭勇

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	70,223
	固定資産	287,638
	合計	357,862
負債及び純資産の部	流動負債	2,120
	固定負債	255,962
	株主資本	99,779
	資本金	1,500
	利益剰余金	98,279
	その他利益剰余金	98,279
	（うち当期純利益）	(3,011)
	合計	357,862

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

京都市中京区富小路通錦小路上る高宮町五八九番地

株式会社カリカ

代表取締役　呉　昭勇

第 14 期 決 算 公 告

令和７年３月19日

東京都新宿区西新宿六丁目８番１号

住友不動産新宿オークタワー９階

株式会社ベルテックス

代表取締役　梶尾　祐司

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,269,251
	固定資産	275,201
	資産合計	9,544,452
負債及び純資産の部	流動負債	3,927,606
	転貸損失引当金	1,565
	固定負債	2,041,374
	空室損失引当金	101,840
	転貸損失引当金	12,615
	株主資本	3,575,293
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,475,293
	その他利益剰余金	3,475,293
	（うち当期純利益）	(781,919)
	評価・換算差額等	178
	その他有価証券評価差額金	178
	負債・純資産合計	9,544,452

第 38 期 決 算 公 告

令和７年３月19日

大阪府吹田市岸部北四丁目９番１号

株式会社イーストタウンテニスクラブ

代表取締役　木村　順子

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,573
	固定資産	11,954
	合計	18,528
負債及び純資産の部	流動負債	7,390
	固定負債	8,400
	株主資本	2,737
	資本金	10,000
	利益剰余金	△7,262
	その他利益剰余金	△7,262
	（うち当期純損失）	(12,918)
	合計	18,528

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日

大阪府吹田市岸部北四丁目九番一号

（甲）株式会社イーストタウンテニスクラブ

代表取締役　木村　順子

大阪府吹田市岸部中三丁目二四番六号

（乙）有限会社信昭商事

代表取締役　木村　順子

第 62 期 決 算 公 告

令和７年３月19日

福井県あわら市山十楽第１号７番地

福井鋲螺株式会社

代表取締役　打本　幸雄

貸借対照表の要旨

（令和６年12月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,644
	固定資産	13,820
	資産合計	29,464
負債及び純資産の部	流動負債	8,797
	固定負債	2,431
	負債合計	11,228
	株主資本	18,110
	資本金	450
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	17,608
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	17,496
	（うち当期純利益）	(1,296)
	自己株式	△48
	評価・換算差額等	126
	その他有価証券評価差額金	126
	純資産合計	18,236
	負債・純資産合計	29,464

第 38 期決算公告　　令和７年３月19日

愛知県岡崎市大門五丁目12番地12

株式会社中日本

代表取締役　松井　憲太

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,074,132
	固定資産	1,397,846
	資産合計	2,471,979
負債及び純資産の部	流動負債	134,091
	賞与引当金	92
	固定負債	20
	株主資本	2,337,866
	資本金	10,000
	資本剰余金	363,740
	資本準備金	363,740
	利益剰余金	1,968,826
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,966,326
	（うち当期純利益）	(20,136)
	自己株式	△4,700
	負債・純資産合計	2,471,979

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年三月十九日

愛知県知立市新林町平草四八番地一

（甲）中日本産業株式会社

代表取締役　松井　憲太

愛知県岡崎市大門五丁目一二番地一二

（乙）株式会社中日本

代表取締役　松井　憲太

第 56 期決算公告　　令和７年３月19日

愛知県知立市新林町平草48番地１

中日本産業株式会社

代表取締役　松井　憲太

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,081,722
	固定資産	647,822
	繰延資産	829
	資産合計	1,730,375
負債及び純資産の部	流動負債	346,990
	賞与引当金	19,070
	固定負債	73,344
	株主資本	1,310,040
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,300,040
	利益準備金	6,350
	その他利益剰余金	1,293,690
	（うち当期純損失）	(27,893)
	負債・純資産合計	1,730,375